

令和4年第5回小山町議会12月定例会会議録

令和4年11月29日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場
開 会 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藺田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	フロンティア推進課長	岩田 幸生君
未来拠点担当参事	山本 尚毅君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	福祉長寿課長	杉山 則行君
商工振興課長	渡邊 辰雄君	農 林 課 長	湯山 光司君
都市整備課長	込山 次保君	上下水道課長	遠山 洋行君
学校教育課長	大庭 和広君	こども未来課長	坂本 竹人君
生涯学習課長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	5番 岩田 治和君	6番 池谷 弘君	

散 会 午後0時06分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度小山町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第5 報告第10号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について
- 日程第6 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について
- 日程第7 議案第84号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第8 議案第85号 工事請負契約(変更)の締結について
(令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2415号線道路改良工事)
- 日程第9 報告第86号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第87号 小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第88号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第89号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第13 議案第90号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第91号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第92号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第93号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第94号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第95号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第96号 字の区域の変更について
- 日程第20 議案第97号 小山町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第21 議案第98号 小山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第99号 小山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第100号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第101号 下水道事業公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第102号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第9号)

日程第26 議案第103号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第27 議案第104号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第28 議案第105号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告いたします。新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内ではマスクを着用することといたします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和4年第5回小山町議会12月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をいたします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。10月18日開催の令和4年度静岡県町村議長会定期総会の席上、岩田治和議員、池谷 弘議員、高畑博行議員、渡辺悦郎議員、菌田豊造議員が、議員在職11年以上の自治功労者として表彰されましたので御報告いたします。おめでとうございます。

ここで、御報告いたします。教育次長は、本日の会議を欠席しておりますので、報告いたしません。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 岩田治和君、6番 池谷弘君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3

町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第8号から議案第105号までの25議案について、町長から提案説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君） 令和4年第5回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回提案をいたしましたのは、専決処分の承認1件、債権放棄の報告1件、人権擁護委員候補者の推薦に伴う同意1件、静岡県市町総合事務組合の規約の変更1件、工事請負契約（変更）の締結1件、給与の改定に伴う補正予算7件、字の区域変更1件、条例の一部改正4件、条例の制定4件、補正予算4件の合計25件であります。

初めに、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第7号））についてであります。

本件は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業を速やかに実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度一般会計補正予算（第7号）を令和4年10月26日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第10号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項に基づき、町営住宅の家賃に係る債権を放棄したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

令和5年3月31日で任期満了となります委員の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第84号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。

本組合は、職員の退職手当支給に関する事務及び議会の議員、その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務を共同処理している事務組合であります。

今回の規約変更は、当組合の構成団体である太田川原野谷川治水水防組合が令和5年3月31日をもって脱退することから、当事務組規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第85号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和4年度社会資本整備総合交付金事業町道2415号線道路改良工事において変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第86号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、小山町一般職員及び任期付職員の給与等に関する条例の改正を行うものであります。

次に、議案第87号 小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

小山町の特別職の期末手当の支給月数は、平成21年度、平成22年度のリーマンショックに伴う月数の引下げを行って以降、現在まで3.95月に据え置いてきました。その結果、その支給月数は、県内他市町の支給月数の中でも低い水準となっています。このたび、令和4年度人事院勧告や、県内の特別職の期末手当の支給状況等を勘案した結果、県内及び近隣市町と比較し、適正な水準となるよう、特別職の期末手当の支給月数について、職員と同様に0.1月引き上げ4.05月とするため、改正を行うものであります。

次に、議案第88号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町議会議員の期末手当の支給月数を改正するものであります。改正の内容は、議員の期末手当の支給月数を現行の3.5月から3.6月に引き上げるものであります。本条例は2条で構成され、第1条は、既に本年6月の期末手当が支給されていることから、12月の期末手当の支給月数を現行の1.8月から0.1月引き上げ1.9月とするもので、第2条は、令和5年4月以降の期末手当について、6月支給分を1.75月、12月支給分を1.85月として、年間合計を3.6月とするものであります。

次に、議案第89号から議案第95号までについてであります。一般会計のほか、五つの特別会計と水道事業会計の補正予算であります。いずれも人件費の関係の補正であります。

補正の内容は、人事異動による増減、早期退職及び育児休業者等に係る減額、会計年度任用職員の任用減に係る減額及び人事院勧告による給与改定に伴うもの等であります。

なお、一般会計は人件費の減額となっており、特別会計繰出金との差額を予備費で調整、水道事業会計を除く5会計は、増減額を一般会計からの繰入金で調整をするものであります。

次に、議案第96号 字の区域の変更についてであります。

本案は、県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区のうち、大胡田工区のほ場整備事業区域内における換地処分を行うに当たり字の区域を変更するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第97号 小山町個人情報保護法施行条例の制定についてであります。

本案は、個人情報保護法の改正に対応するため、既存の小山町個人情報保護条例を廃止して、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第98号 小山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法第26条の3第1項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項について条例を制定するものであります。

次に、議案第99号 小山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制を導入するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第100号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例の一部改正あるいは廃止について、一括条例として制定するものであります。

次に、議案第101号 下水道事業公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、令和5年度から下水道事業について公営企業法の規定が全部適用されるため、関係する条例の一部改正あるいは廃止について、一括条例として制定するものであります。

次に、議案第102号から議案第105号までについては、一般会計のほか二つの特別会計と水道事業会計の補正予算であります。

初めに、議案第102号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

既定の予算総額、歳入歳出、それぞれ1億9,306万2,000円を追加し、歳入歳出総額を137億3,399万1,000円とするとともに、繰越明許費を補正するものであります。

次に、議案第103号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ195万円を追加し、歳入歳出総額を2億4,018万8,000円とするとともに、地方債を補正するものであります。

次に、議案第104号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ289万7,000円を追加し、歳入歳出総額を20億8,492万7,000円とするものであります。

次に、議案第105号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入を1,186万5,000円増額補正、収益的支出を843万3,000円増額補正するものと、資本的支出を44万円増額補正するものであります。

以上、今定例会に提案いたしました25件につきまして、提案説明を終わります。

なお、この後、人事案件については私から説明し、議案第84号、議案第87号、議案第88号及び人件費のみの補正予算であります議案第89号から議案第95号を除きまして、関係部長等からそれ

ぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第7号））

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第7号））であります。

この専決処分につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響の大きい低所得世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業を速やかに実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度一般会計補正予算（第7号）を令和4年10月26日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,695万円を追加し、予算の総額を135億4,092万9,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

6ページ、16款2項2目民生費国庫補助金を7,695万円増額しますのは、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費補助金及び事務費補助金を見込むものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

7ページ、3款1項6目特別給付金費、説明欄（3）電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費を7,695万円増額しますのは、給付金7,125万円のほか、電算処理委託396万円などの事務費が主なものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（小林千江子君） 本件に関して、2点ほど伺わせてください。

実施の予定はいつ頃でしょうか。また、対象者の方への通知はどのように行われるのか、この2点をお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） まず、通知ですけれども、先週11月22日に初回の通知をさせていただいたところです。また、振り込みなんですけど、まず第1回目の振り込みを年内にできるよう準備をしているところです。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第8号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、承認第8号はこれを承認することに決定しました。

日程第5 報告第10号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第5 報告第10号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてを議題とします。

報告を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 報告第10号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

議案書は5ページであります。

本件は、町営住宅の家賃に係る債権を小山町住宅家賃管理条例第11条第1項の規定に基づき放棄をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告をするものであります。

今回放棄した債権の件数は1件、金額は21万4,400円であります。

その内訳でございますが、表に記載してありますように、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項第4号に該当する家賃の消滅時効が完成し、かつ債務者の所在が明らかでないためであります。

報告は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は小山町営住宅家賃管理条例第11条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について

○議長（遠藤 豪君） 日程第6 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱され、基本的人権の擁護、自由人権思想の普及、高揚を目的として活動を行っていただいております。

小山町の定員は5人で、現在、小学校区ごとに1人ずつの男性3人、女性2人が委嘱されております。このうち、成美学区の松谷昭子さんが、来年3月31日で任期満了となり退任されます。松谷さんは、5期15年の長きにわたり人権擁護委員としてお務めいただき、人権相談をはじめ基本的人権の擁護や人権思想の啓蒙普及に御尽力いただきましたことに対しまして、深く感謝申し上げます。長い間、誠にありがとうございました。

後任といたしまして、新たに小山町生土218番地の1、小野ヒロ子さんを委員候補者として推薦するものであります。小野さんは、平成27年3月まで静岡県の教員として長年にわたり教鞭を取られた方であり、子どもの人権問題への造詣が深く、また、広く地域社会の実情に通じ、人格、識見ともに高く、社会的人望も厚く、人権擁護委員にふさわしい方であります。

このたび、候補者の推薦に当たり、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

日程第7 議案第84号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 議案第84号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第84号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第85号 工事請負契約(変更)の締結について(令和4年度社会資本整備総合交付金事業町道2415号線道路改良工事)

○議長(遠藤 豪君) 日程第8 議案第85号 工事請負契約(変更)の締結について(令和4年度社会資本整備総合交付金事業町道2415号線道路改良工事)を議題とします。

補足説明を求めます。理事 増井重広君。

○理事(増井重広君) 議案第85号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。

議案書は7ページからとなります。

本案は、令和4年6月定例会において議決をいただきました令和4年度社会資本整備総合交付金事業町道2415号線道路改良工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約変更の締結案件であります。

変更の主な内容は、近接工事と工事間調整した結果、現場発生土の仮置場のスペース確保ができなかったことに伴う現場付近の置場への土砂の搬出及び置場から現場への搬入作業が発生することに伴う土砂運搬工1万5,850立方メートルを追加し、また、当初は補強土壁工の背面埋戻し土を現場発生土に流用することを考えておりましたが、土質調査の結果、埋戻し土に適さないことが判明したため、購入土1,073立方メートルを追加し変更するものが主なものであります。

変更による増額は680万9,000円で、総額1億2,670万9,000円となり、うち消費税相当額は1,151万9,000円であります。

なお、工事完成日につきましては、道路計画の一部変更による再照査に不測の期間を要したことにより、当初契約工期内での工事完了が見込めなくなったため、令和4年11月30日から令和5年1月13日に工期を延期するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番(室伏 勉君) この増加分もそうなんですけれども、1億2,600万円の件に関しまして、業者さん、アクアイグニスさんになろうかと思うんですけれども、承知をされているんでしょうか。

もう1点、関連になってしまいますけれども、当然これは小山町が先にお金を払うことであっ

て、その後業者から取り立てるとなると、その差額分の金利相当分はどのように考えていますか。
以上2点お願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 室伏議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、アクアイグニスの方なんですけれども、この工事の金額に対しての増加分につきましては、都度そちらの方に赴き協議させていただいておりますので、承知をしております。また、金利増加分等につきましてでございますけれども、実質この事業につきましては、社会資本整備総合交付金と並びに事業協力金ということで、事業協力者の方から金額を徴収させていただいているところもございます。したがって、実際のところ、残った社会資本を除く部分と、あと事務費相当の部分につきまして、10%程度ですね、こちらの方を頂かせていただいている、これが大きな事業を進めている状況となっております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 金利については。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 金利につきましては、特にこちらは徴収等は必要ない状況でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（室伏 勉君） すいません、あくまでも必要があるとかないとかという次元の話じゃなくて、税金を、先にお金を払っているんで、お金に色はついてないんで、お金を調達するにも金利がかかるんで、先にお金を払っていて、それを後から徴収するとなると、民間企業じゃ当然その差額分に対しては金利がかかるわけですし、その点についてどう町は考えるんですか、全く金利相当については考えないんですか、そういうことを聞いているんであって、必要じゃないということが町の見解であるのであれば、今回はそれで一旦矛を収めますけれども、いかがなものでございましょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 室伏 勉議員の再質問にお答えいたします。

事業協力者とお金のやり取り、事業費を頂くことについて、特に金利相当分を追加で頂くというような契約にはなっておりませんので、その契約上、金利を頂いておりません。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（菌田豊造君） 明日でもって工期が切れますけれども、こういうふうなことがずっと前から分かっていたと思いますけれども、今の進捗状況はどのくらいになってるのでしょうか。それについてお伺いします。

それから、さっきありましたけれども、時々ここの社会資本整備事業はお金がなくて払っているときもあつたりする。この財源の確保はしてあるのかどうか。それは財務の方から報告願いま

す。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 藺田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、進捗状況についてでございますけれども、都度、工程会議等を行っておりまして、現時点におきましては約90%の進捗となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

通常の、例えば国の補助金、県の補助金の補助事業においても同様でございますが、補助金は事業の精算が終わってから、後から頂くということで、それまでの間は一般財源において手当てをしているということでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第85号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第86号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第9 議案第86号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第86号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員法第14条の情勢適応の原則により、本年8月に人事院から出された給与勧告に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数の引上げ等について改正をするものであります。

初めに、給与改正についての背景や経緯について御説明をいたします。

人事院では、国家公務員の給与水準につきまして、民間企業の給与水準と均衡させることを目的に、全国約1万1,800の民間事業所を対象に、4月分給与と給与改定状況等について調査をいた

しました。その結果、月例給及び特別給について、公務員給与が民間給与水準を下回っていることから、給与の格差解消について勧告がなされたものであります。

具体的には、月例給は民間の初任給との間に差があることを踏まえ、大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円それぞれ引き上げ、これを踏まえて、20代半ばに重点を置き、30代半ばまでの若年層の職員が在職する号給を引上げするものであります。

また、特別給につきましては、民間の支給割合及び支給状況に見合うよう勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当を0.1月引き上げ、年間4.3月から4.4月に改定するものであります。条例は全4条と附則で構成し、関連条例を併せて改正するものであります。

それでは、議案書の10ページを御覧ください。

第1条は、小山町職員の給与に関する条例の改正により、職員の12月に支給する勤勉手当の支給率を0.1月、再任用職員を0.05月引き上げるものであります。別表の給料表の改正は、職員の大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円それぞれ引き上げ、これを踏まえて30代半ばまでの若年層の職員が在職する号給を引上げものであります。なお、1級から6級までの全体の給料月額を平均0.34%引き上げる改定となるものであります。

第2条は、職員及び再任用職員の令和5年度以降の勤勉手当の改正をするものであります。

第3条及び第4条につきましては、小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

第3条では、特定任期付職員の給料月額をそれぞれ1,000円引き上げ、12月の期末手当の支給率を0.05月引き上げるものであります。

第4条は、特定任期付職員の令和5年度以降の期末手当の改正をするものであります。なお、附則において施行期日を公布の日からとしておりますが、第2条及び第4条の規定は令和5年4月1日から施行し、第1条及び第3条の規定は令和4年4月1日に遡って適用するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第86号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第87号 小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第10 議案第87号 小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第87号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第88号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第11 議案第88号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第88号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第89号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第8号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第12 議案第89号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第89号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第90号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第13 議案第90号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第90号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第91号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第14 議案第91号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第91号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第92号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長（遠藤 豪君） 日程第15 議案第92号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第92号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第93号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第16 議案第93号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第93号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第94号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第17 議案第94号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第94号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第95号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第18 議案第95号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第95号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第96号 字の区域の変更について

○議長(遠藤 豪君) 日程第19 議案第96号 字の区域の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業スポーツ部長 高村良文君。

○経済産業スポーツ部長(高村良文君) 議案第96号 字の区域の変更についてであります。

議案書は23ページからとなります。

本案は、平成22年度から実施しております県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区のうち、大胡田工区のほ場整備工事が完了いたしましたので、事業地の換地処分を行うに当たり、字の区域を変更するものであります。

内容について御説明いたします。27ページをお開きください。

表記1の大字大胡田字新井丸に編入する区域は、水色着色部の大字下古城字若杉戸、赤色着色部の字向田、茶色着色部の大字大胡田字上ノ割、緑色着色部の大字大胡田字四反田の4か所です。

表記2の大字大胡田字四反田に編入する区域は、赤色着色部の大字下古城字向田です。

次に、29ページをお開きください。

表記3に移ります。大字大胡田地区になります。字馬場に編入する区域は、緑色着色部の字野田です。

表記4の字向田に編入する区域は、黄色着色部の字馬場です。

次に、31ページをお開きください。

表記5の字竹ノ上に編入する区域は、緑色着色部の字久根木林です。

表記6の字久根木林に編入する区域は、紫色着色部の字竹ノ上でございます。

以上の編入する6地区1万6,564.74平方メートルにつきまして、工事後の道水路形状に合わせ、それぞれ字の区域変更をするものであります。また、施行日につきましては、換地処分公告があった日の翌日からとさせていただきます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第97号 小山町個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第20 議案第97号 小山町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第97号 小山町個人情報保護法施行条例の制定についてであります。

議案書は33ページであります。

本条例は、個人情報保護法の改正に伴い、令和5年4月から地方公共団体も同法の対象となることから、既存の小山町個人情報保護条例を廃止し、改正後の法律に対応した条例を新たに制定するものであります。

本条例は、全11条から成り立っております。

条例の主な内容について説明いたします。

第1条では条例の趣旨を、第2条では用語の定義、第3条では個人情報ファイル簿に関することを、第4条では個人情報取扱事務に関することを、第5条では開示請求に係る手数料を、第6

条から第10条まででは個人情報保護審査会に関することを定めています。

また、本条例と改正後の個人情報保護法に係る関係条例を対応させるため、本条例の附則において、関係条例の一部改正と、小山町個人情報保護条例の廃止を行うこととしております。

なお、この条例の施行日は令和5年4月1日を予定しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第98号 小山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第21 議案第98号 小山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第98号 小山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてであります。

議案書は38ページであります。

本条例は、職員の定年退職後の人生設計のための準備や、経験や人脈の公務へのフィードバックが期待される社会的貢献への従事などの観点から、地方公務員法第26条の3第1項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項について条例を制定するものであります。

本条例は全7条で成り立っており、第2条で、高齢者部分休業の承認は、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分を単位として行い、取得できる年齢を55歳以降と定めます。

続いて、第3条で、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない1時間につき、給料の月額、地域手当及び管理職手当を減額して支給することについて定めます。

第4条では、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない期間が2分の1を退職手当の在職期間から除算することについて定めます。

以降、第5条及び第6条では、高齢者部分休業の取消し、短縮、延長について定めます。

なお、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定め、条例の施行日は令和5年4月1日としております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（小林千江子君） 令和5年4月1日から施行予定の条例案ですけれども、小山町の役場職員55歳以上、対象になる方は何名いらっしゃるのかを教えてください。お願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 小林議員の御質問にお答えします。

現在手持ちの資料がございませんので、調べて後ほどお答えさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第99号 小山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第22 議案第99号 小山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第99号 小山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は41ページであります。

本案は、国家公務員の定年が60歳から65歳まで引き上げられることを踏まえ、本町職員においても国家公務員と同様の措置を講ずるため、小山町職員の定年等に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正点は、まず、本条例に目次を設け、第1章において、地方公務員法の改正に伴う条文を整理する改正を行います。

そして、第2章第3条で、職員の定年を60歳から65歳と改正します。

第3章では、定年引上げ後、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入し、第7条で、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めます。その他、60歳以降の管理監督職勤務上限年齢による後任について、基準や特例等について定めるものであります。

続いて、第4章では、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入するものであります。

以降、附則にて、2年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げるための経過措置、定年を迎える職員への情報提供及び意思確認、経過措置期間中の現行の再任用職員制を暫定再任用職員として規定することなどについて定めるものであります。

なお、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定め、条例の施行日は令和5年4月1日であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第100号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第23 議案第100号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第100号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

議案書は55ページであります。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例の一部改正あるいは廃止について、一括条例として制定するものであります。

初めに、第1条の小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、任期付短時間勤務職員について、給与の特例における小山町職員の給与に関する条例の読替規定について、条文の整理を行うものです。

次に、第2条の小山町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正は、条文の整理とともに、公益的法人等に派遣できる職員、特例により管理監督職の期間を延長された職

員を追加するものであります。

続いて、第3条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正は、主に管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う後任、降給、降格等について定めるものです。

第4条の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、地方公務員法の改正に伴い、職員の減給処分の効果について改正するものです。

第5条の小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、条文の整理とともに、定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴う改正であります。

第6条の小山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児休業及び育児短時間勤務を取得することができない職員に、特例により管理監督職の期間を延長された職員を加えるとともに、主に定年前再任用短時間勤務職員制導入に伴い改正するものであります。

第7条の小山町職員の給与に関する条例の一部改正は、文言及び条文の整理とともに、主に定年前再任用短時間勤務職員制度導入に伴い、改正と附則において定年の引上げに伴う給与に関する特例措置を定めるものであります。

第8条の小山町職員の旅費に関する条例の一部改正は、地方公務員法の改正に伴う条文の整理によるものです。

第9条の小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、令和5年4月から企業職員に下水道事業が加わることによる改正及び条文の整理、定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴う改正であります。

第10条の小山町職員の再任用に関する条例の廃止は、定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴い、現行再任用職員制について廃止をするものであります。

なお、附則において、条例の施行日を令和5年4月1日とし、あわせて、現行再任用職員制を廃止することに伴う定年引上げ期間中における現行再任用職員制の経過措置について定めるものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで、先ほどの議案第95号について、総務課長から発言を求められていますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長（渡邊 徹君） 先ほどの小山町職員の高齢者部分休業に係る条例の件で、小林議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

こちらの高齢者部分休業に関しましては、55歳に達した職員ということで、学年齢ではなく誕生日を迎えた職員が希望した日から取れるという条例になっております。本日現在、55歳以上の職員数は31人です。

以上です。

日程第24 議案第101号 下水道事業公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第24 議案第101号 下水道事業公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第101号 下水道事業公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

議案書は69ページからであります。

本案は、令和5年度から下水道事業について公営企業法の規定が全部適用されるため、関係する条例の一部改正あるいは廃止について、一括条例として制定をするものであります。

それでは、議案書の70ページを御覧ください。

初めに、第1条であります。

本条項は、既存の小山町水道事業の設置等に関する条例の一部改正を規定しております。これまで公営企業として水道事業を定めてある当該条例に、水道事業と同等の事業として下水道事業を定めるものであります。

第1条は、次のページの8行目まで及びますが、内容は、条例の題名の改正、下水道事業を定めることによる文言の改正、排水区域面積などの下水道事業の基本事項の規定、条例の趣旨の明示などであります。

次に、71ページの第2条では、先ほどの条例改正に伴い小山町給水条例の所要の一部改正を規定しております。

次に、第3条及び第4条では、下水道事業が公営企業になることから、関係する条例において、町長と定めてある箇所を管理者に改正するとともに、所要の文言の改正を規定しております。

第5条では、特別会計の設置は公営企業法に定められていることから、特別会計設置条例が不要となりますので、当該条例の廃止を規定しております。

最後に、附則において必要な経過措置を規定するとともに、条例の施行日を令和5年4月1日と定めたものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第102号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第9号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第25 議案第102号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第102号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,306万2,000円を追加し、予算の総額を137億3,391万1,000円とするとともに、繰越明許費の補正をするものであります。

初めに、6ページ、繰越明許費の補正であります。

2款総務費1項総務管理費公用車管理事業は、老朽化による車両の更新に当たり、納車までの期間が長くなっており、着手の前倒しをするもので、年度をまたがっての事業となることから、繰越しをするものであります。

次に、8款消防費1項消防費消防庁舎整備事業は、小山消防署基本設計等について、関係機関等との調整に不測の時間を要し、年度をまたがっての事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

1款1項1目町民税個人を2,780万円増額しますのは、住民税所得割額が当初の見込みに比べ増となったものであります。

次に、同じく2目町民税法人を2,610万円増額しますのは、景気回復による法人税割額の増が主なものであります。

次に、同じく2項1目固定資産税を8,180万円増額しますのは、制度改正による算定方法の変更によるものと、当初の見込みに比べ課税標準額が増となった家屋及び償却資産の増が主なものであります。

次に、同じく3項2目軽自動車税種別割を350万円増額しますのは、買換えによる届出台数の増

が主なものであります。

次に、9ページ、10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金を1,141万円増額しますのは、当初の見込みに比べ配分額が増となったことによるものであります。

次に、15款1項6目土木使用料を320万9,000円増額しますのは、当初の見込みに比べ主に法定外公共物の占用物件が増となったことによるものであります。

次に、10ページ、16款2項1目総務費国庫補助金を786万3,000円増額しますのは、地方公共団体情報システムの標準化・共通化等に係るシステム改修に要する経費に対するデジタル基盤改革支援補助金696万8,000円が主なものであります。

次に、同じく4目土木費国庫補助金を773万5,000円増額しますのは、交付決定に伴う社会資本整備総合交付金750万円の増が主なものであります。

次に、11ページ、同じく8目特定防衛施設周辺整備調整交付金を5,883万4,000円増額しますのは、交付決定によるものであります。

次に、同じく9目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を4,654万3,000円増額しますのは、交付見込額の増によるものです。

次に、同じく10目再編関連訓練移転等交付金を1,135万8,000円増額しますのは、今年度、再編関連訓練移転等交付金の交付対象自治体となったために、新たな交付を見込むものです。

次に、12ページにかけまして、17款2項5目商工労働費県補助金を8,188万円減額しますのは、地域産業立地事業費補助金の見込みに伴い減額するものであります。

次に、13ページにかけまして、20款1項1目介護保険特別会計繰入金金を472万7,000円増額しますのは、前年度介護給付費等の精算による町負担金の確定に伴うものが主なものであります。

次に、同じく2項2目東富士演習場関連特定事業基金繰入金金を6,003万4,000円増額しますのは、交付決定に伴いこども園事業に充当するため、繰入れをするものであります。

次に、同じく3目須走地域振興事業基金繰入金金を100万円減額しますのは、繰入金を財源とする姉妹町等富士登山交流事業の中止によるものであります。

次に、同じく4目総合計画推進基金繰入金金を7,888万1,000円減額しますのは、地域産業立地事業費補助金の見込みにより、繰入額を8,188万1,000円減額するものと、新産業集積エリアにおける埋設物処理費用に充てるため300万円を増額するものであります。

次に、14ページにかけまして、同じく5目教育振興基金繰入金金を369万9,000円増額しますのは、繰入金を財源とするこども園、小中学校における給食賄材料費の価格高騰による増や年度末までの見込みによるものであります。

次に、22款4項3目農林水産業費受託事業収入621万4,000円減額しますのは、受託事業で実施する予定でありました八重桐の池給水管設置工事の取りやめによるものであります。

次に、15ページ、同じく5項1目雑入を634万4,000円減額しますのは、足柄S A周辺地区町道整備事業における社会資本整備総合交付金の増による町道整備事業協力金825万円の減が主なも

のであります。

次に、同じく 2 目過年度収入を1,081万7,000円増額しますのは、子どものための教育・保育給付交付金などの令和 3 年度実績報告に基づく追加交付決定によるものが主なものであります。

次に、同じく 3 目違約金52万円を新たに追加しますのは、指名競争入札における建設工事契約辞退による違約金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げますが、今回の補正予算においては、国庫補助等の交付確定による精算及びエネルギー価格高騰により、年度末までに見込まれる燃料費、光熱水費を各科目において増額しております。

17ページをお開きください。

2 款 1 項 4 目財産管理費、説明欄（3）基金管理費を 2 億6,003万4,000円増額しますのは、町税の増などによる財源 1 億4,000万円を財政調整基金に積立てするものと、財源振替等により生じた一般財源等6,000万円を総合計画推進基金に積み立てるものと、特定防衛施設周辺整備調整交付金の決定に伴い、東富士演習場関連特定事業基金に6,003万4,000円積立てするものであります。

次に、同じく説明欄（5）公用車管理費を300万円増額しますのは、公用車の老朽化に伴う更新と、脱炭素化への取組のため、軽自動車規格のバッテリー式電動自動車を導入するものであります。

次に、18ページ、同じく 7 目 I C T 推進費、説明欄（2）情報システム管理費を943万9,000円減額しますのは、自治体標準化システム移行に向けたシステム仕様の見直しによる自治体標準化システム対応業務1,206万1,000円の減が主なものであります。

次に、20ページ、同じく 7 項 1 目企画渉外総務費、説明欄（3）地域公共交通活性化事業費を171万7,000円増額しますのは、デマンドバス予約アプリの改修165万円及びデジタル定期券回数券の導入補助事業57万7,000円による増が主なものであります。

次に、同じく 4 目広域行政組合管理費、説明欄（2）広域行政組合管理費を241万4,000円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算第 2 号に伴うもので、人件費補正によるものであります。

次に、同じく 8 項 1 目広報広聴費、説明欄（5）スタジオタウン小山推進事業費を50万円増額しますのは、急激なエネルギー価格等の物価上昇による指定管理者の経済的影響への対策として新たに実施する給付金事業によるものであります。

次に、21ページ、3 款 1 項 1 目、説明欄（2）社会福祉総務費を213万6,000円減額しますのは、当初予定していた就労継続支援事業所の施設整備事業について、年度内の事業実施が見込めないことから、施設整備事業補助金を減額するものであります。

次に、同じく 2 目障害者福祉費、説明欄（2）障害者福祉総務費を314万9,000円増額しますのは、急激なエネルギー価格等の物価上昇による経済的影響への対策として、国の臨時交付金を活

用して実施する障害福祉サービス事業所に対する支援金の交付306万5,000円が主なものであります。

次に、22ページ、同じく3目健康福祉会館管理費、説明欄(2)健康福祉会館管理運営費を168万4,000円増額しますのは、急激なエネルギー価格等の物価上昇による指定管理者の経済的影響への対策として、国の臨時交付金を活用して実施する給付金事業によるものであります。

次に、23ページ、2項1目老人福祉総務費、説明欄(2)高齢者福祉推進費917万6,000円増額しますのは、急激なエネルギー価格等の物価上昇による経済的影響への対策として、国の臨時交付金を活用して実施する介護サービス事業所に対する支援金の交付917万5,000円が主なものであります。

次に、同じく2目介護保険費、説明欄(2)介護保険特別会計繰出金を183万円増額しますのは、過年度介護給付費町負担分の確定に伴い増額するものであります。

次に、24ページ、同じく3項1目児童福祉総務費、説明欄(5)児童発達支援事業費を498万2,000円増額しますのは、令和3年度実績に基づく障害児施設措置費等国県負担金の返還金と、急激なエネルギー価格等の物価上昇による経済的影響への対策として、国の臨時交付金を活用して実施する支援金が主なものであります。

次に、25ページにかけまして、同じく3目こども園費、説明欄(2)こども園管理運営費を791万1,000円増額しますのは、各こども園における光熱水費の増のほか、感染症対策による消耗品の増などが主なものであります。

次に、25ページ、同じく説明欄(4)民間こども園施設運営費を110万円増額しますのは、急激なエネルギー価格等の物価上昇による経済的影響への対策として実施する支援金であります。

次に、同じく説明欄(6)マイクロバス運行事業費を18万円増額しますのは、園児の移動に利用しておりますマイクロバスに、置き去りを防ぐための安全装置を設置するものであります。

次に、16から27ページにかけまして、4款1項3目健康づくり推進費、説明欄(2)健康増進事業費を459万円増額しますのは、野菜の摂取状況を測定する測定器の購入に係る健康増進事業備品484万円が主なものであります。

次に、27から28ページにかけまして、同じく3項2目塵芥処理費、説明欄(3)広域行政組合塵芥処理費負担金を234万9,000円減額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算第2号に伴うもので、ごみ焼却施設運營業務委託の減額が主なものであります。

次に、同じく3目し尿処理費、説明欄(2)広域行政組合し尿処理費負担金を594万8,000円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算第2号に伴うもので、衛生センターの電気料の高騰によるものであります。

次に、4項水道費1目水道整備費、説明欄(2)水道事業会計繰出金を950万円新たに追加しますのは、水道事業における急激な電気料の高騰対策として繰り出すものであります。

次に、29ページ、5款1項3目土地改良事業費、説明欄(3)土地改良施設維持管理費を621万

4,000円減額しますのは、受託事業で実施する予定でありました八重桐の池給水管設置工事の取りやめによるものであります。

次に、6款1項1目商工振興費、説明欄(2)商工業振興費を1,164万6,000円増額しますのは、急激なエネルギー価格の上昇による経済的影響への対策として実施する運送事業者に対する支援金820万円と、電気料高騰対策及び脱炭素化のため商店会により設置された街路灯LED化整備事業に対する補助金344万6,000円であります。

次に、30ページ、6款1項2目フロンティア推進費、説明欄(2)未来拠点事業費を1億6,076万1,000円減額しますのは、新産業集積エリアにおける廃棄物処理に対する負担金を300万円増額する一方、小山町地域産業立地事業費補助金の交付先1社が翌年度となったことに伴い、1億6,376万1,000円減額するものであります。

次に、31ページ、7款2項1目道路橋梁総務費、説明欄(2)道路橋梁総務費を434万円増額しますのは、当初の見込みに比べ道路台帳の修正箇所が増加したことによる、道路台帳修正業務委託料の増が主なものであります。

次に、32ページ、同じく4項4目下水道整備費、説明欄(2)下水道事業特別会計繰出金を40万4,000円増額しますのは、料金改定により335万2,000円一般財源が減額となる一方、急激な電気料の高騰対策として、地方創生臨時交付金により375万6,000円を充当し、繰出金を40万4,000円増額するものであります。

次に、33ページ、8款1項1目常備消防費、説明欄(2)広域行政組合常備消防費負担金を528万4,000円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合補正予算第2号に伴うもので、主に新型コロナウイルス感染症の影響による職員手当の増のほか、人件費の決算見込みに伴う負担金の増額であります。

次に、34ページ、同じく4目危機管理費、説明欄(4)国民保護事業費を49万円増額しますのは、Jアラートの自動放送項目が増えることによるシステムのデータ更新業務委託料であります。

次に、9款1項2目事務局費、説明欄(2)事務局事務費を200万円減額しますのは、新型コロナウイルス感染症の影響により姉妹町等富士登山交流事業を中止としたことによるものであります。

次に、35ページ、同じく2項1目学校管理費説明欄(4)小学校給食費を248万4,000円増額し、36ページ、同じく3項1目学校管理費説明欄(4)中学校給食費を80万6,000円増額しますのは、給食賄材料費の価格高騰などによるものであります。

次に、36ページ、同じく4項4目生涯学習センター管理費、説明欄(2)文化会館等管理運営費を337万3,000円増額しますのは、急激なエネルギー価格等の物価上昇による指定管理者の経済的影響への対策として、新たに実施する給付金事業によるものであります。

次に、37ページ、同じく5項1目保健体育総務費、説明欄(2)保健体育総務費を246万3,000円減額しますのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため町民プール開設を中止としたこと

による不用額を減額するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を111万8,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第103号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第26 議案第103号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第103号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ195万円を増額し、予算の総額を2億4,018万8,000円とするものであります。

それでは、補正予算書の5ページを御覧ください。

初めに、地方債の補正であります。

須走浄化センター長寿命化対策等事業として実施をしております電気設備の更新工事について、入札で生じた落札差額を事業費から減額したことに伴い、地方債の限度額を変更するものであります。

次に、歳入について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目、説明欄1、下水道使用料を380万円増額いたしますのは、本年12月1日以降に適用される使用料の改正及び実績に基づく決算見込みにより増収が見込まれるため、使用料を増額するものであります。

次に、3款1項1目、説明欄1、社会資本整備総合交付金を125万4,000円減額いたしますのは、地方債で説明しましたとおり、交付金対象事業であります須走浄化センターの電気設備更新工事費の減額によるものであります。

次に、7ページ下段から8ページにかけて、4款1項1目、説明欄1、一般会計繰入金を40万4,000円増額いたしますのは、歳出予算で計上しました電気料金の値上げに伴う光熱水費の増額に対して、新たに交付を受けることとなった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を繰り入れるとともに、今回の補正による歳入歳出の差額を調整するものであります。

次に、7款1項1目、説明欄1、浄化センター長寿命化対策等事業債を100万円減額いたしますのは、先ほど説明しましたとおり須走浄化センターの電気設備更新工事費の減額によるものであります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

9ページを御覧ください。

1款1項1目、説明欄(2)下水道施設維持管理費の10節光熱水費を375万6,000円増額いたしますのは、須走浄化センター及びマンホールポンプの稼働に要する電気料金の上昇に対応するため増額をするものであります。

次に、2項1目、説明欄(2)公共下水道費の14節須走浄化センター長寿命化等整備事業を220万円減額いたしますのは、歳入でも御説明をいたしましたが、須走浄化センターの電気設備更新工事費の減額によるものであります。

次に、9ページ下段から10ページにかけて、2款1項1目、説明欄(2)22節償還金元金を64万円の増額及び2目、説明欄(2)22節償還金利子を24万6,000円減額いたしますのは、令和3年度借入れ分の金額、利率等が決定をし、償還額が確定したことによるものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第103号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第104号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第27 議案第104号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 長田忠典君。

○住民福祉部長(長田忠典君) 議案第104号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ289万7,000円を追加し、予算の総額を20億8,492万7,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページをお開きください。

2款1項1目介護給付費負担金106万7,000円増額しますのは、前年度分の保険給付費の精算に伴い、国からの負担金の不足分を受けるため増額するものであります。

次に、6款1項2目地域支援事業介護予防繰入金、76万4,000円の増額と、同じく3目地域支援事業包括的支援等繰入金16万5,000円の増額、同じく4目低所得者保険料軽減繰入金62万5,000円の増額は、前年度分の保険給付費等の精算により一般会計からの繰入金の不足分をそれぞれ受けるために増額するものであります。

7ページ、6款1項5目その他一般会計繰入金27万6,000円の増額は、総務費の過年度の精算分を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお開きください。

5款1項2目償還金を691万3,000円増額しますのは、説明欄22節国庫負担金返還金49万8,000円と、県負担金返還金641万5,000円で、いずれも前年度の負担金確定により返還するものであります。

次に、5款2項1目他会計繰出金を472万7,000円増額しますのは、説明欄27節一般会計繰出金(給付費等)で、前年度の精算に伴う一般会計への繰出金であります。

最後に、8ページ下段から9ページにかけまして、6款1項1目予備費を874万3,000円を減額しますのは、今回の補正による歳入歳出予算の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第105号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第28 議案第105号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算(第3号)

を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第105号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）
についてであります。

補正予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に収益的収入を1,186万5,000円、収益的支出を843万3,000円それぞれ増額し、収益的収入の予算総額を3億6,297万7,000円に、収益的支出の予算総額を3億5,312万円に、また、資本的支出を44万円増額し、資本的支出の予算総額を7億2,768万4,000円にするものであります。

それでは、続きまして、3ページを御覧ください。

初めに、収益的収入についてであります。

1款1項1目備考欄1節水道料金を236万5,000円増額いたしますのは、本年12月1日以降に適用される水道料金の改正及び実績に基づく決算見込みによるものであります。

次に、2項5目備考欄1節他会計補助金を950万円増額いたしますのは、収益的支出で計上しました電気料金の値上げに伴う動力費の増額に対して、新たに交付を受けることとなった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、収益的支出について御説明をいたします。

3ページの下段を御覧ください。

1款1項1目備考欄18節動力費を1,102万円増額いたしますのは、歳入でも御説明いたしましたが、電気料金の値上げに伴う水源揚水ポンプ等各施設の電気料の増額及び湯船原排水場など一部施設の給水量の増加に伴い、電気量を増額するものであります。

2項1目備考欄37節企業債利息を25万3,000円減額いたしますのは、令和3年度借入れ分の金額、利率等が決定したことにより償還額が確定したことによるものであります。

次に、4ページを御覧ください。

3項3目備考欄51節その他特別損失を233万4,000円減額いたしますのは、須走低区配水場建設に伴い撤去する須走第3配水地の残存価格相当分の補助金返還について、防衛省の財産処分に関する取扱いが変更されたことに伴い、補助金返還が不要となったものであります。

次に、資本的支出について御説明をいたします。

4ページの下段を御覧ください。

1款2項1目備考欄44節元金償還金を44万円増額いたしますのは、令和3年度借入れ分の金額、利率等が決定し償還額が確定したことによるものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月2日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後0時06分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 岩 田 治 和

署 名 議 員 池 谷 弘

令和4年第5回小山町議会12月定例会会議録

令和4年12月2日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
8番 渡辺 悦郎君 9番 藪田 豊造君
10番 米山 千晴君 11番 池谷 洋子君
12番 鈴木 豊君 13番 遠藤 豪君

欠席議員 7番 高畑 博行君

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	フロンティア推進課長	岩田 幸生君
未来拠点担当参事	山本 尚毅君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	防災担当参事	伊藤嘉代子君
小山消防署長	込山 眞治君	住 民 課 長	野木 雅代君
観光スポーツ交流課長	湯山 浩二君	都市整備課長	込山 次保君
学校教育課長	大庭 和広君	生涯学習課長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	5番 岩田 治和君	6番 池谷 弘君	

散 会 午後1時29分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

12番 鈴木 豊君

1. 足柄地区における観光交流に対する都市計画の位置付けについて
2. 小山町職員の人材育成と人事管理方針について

5番 岩田治和君

1. 校庭の芝生化について

2番 室伏辰彦君

1. 図書館の図書と町史等のデジタル化について

11番 池谷洋子君

1. 消防団の暑さ対策に関する装備品について
2. 「がん教育」の充実へ外部講師を活用しては

8番 渡辺悦郎君

1. 町のDX施策について
2. 自転車活用推進計画について
3. 災害時における重度障害がある要援護者の避難行動について

(追 加 日 程)

追加日程第1 町長提案説明

追加日程第2 議案第106号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第10号)

追加日程第3 議案第107号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。高畑博行君は、本日及び12月5日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので、御報告します。これにより、小山町議会会議運営等規程別表第6の2の項の規定により、一般質問の通告については、その効力を失うことになることを申し添えます。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで御報告します。教育次長は本日の会議を欠席しておりますので、御報告します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁を行い、再質問については自席で答弁を行うことといたしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。通告順に、順次発言を許します。

最初に、12番 鈴木 豊君。

○12番（鈴木 豊君） おはようございます。今回、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしく申し上げます。

まず、今回通告しました2件のうちの1件目の質問に入ります。

1件目は、足柄地区における観光交流に対する都市計画の位置付けについてであります。

現在、小山町内において観光資源は、富士山須走登山道、富士箱根伊豆国立公園内の金時山や富士スピードウェイや富士霊園など多種多様にあります。寺社仏閣や史跡なども多くあるのが実情であります。また、観光交流資源の見込みがある予定地が、町内にもまだあるのではないかと私は考えます。特に、足柄地区において、市街化調整区域内に存していますが、富士山を望む優れた眺望地として、あしがら温泉周辺地区や金時山が都市計画法第34条第2号の運用基準に位置づけされております。

今回、私が推薦しますのは、本年6月議会において、グランピング施設の誘致について提案しました足柄地区の新柴ヌタ原区域であります。

この地域は高台にありまして、富士山の眺望に対しては、すばらしく優れたものがあります。以前に温泉も掘削されておまして、近くにはゴルフ場もありますので、観光交流地域としても

最適ではないでしょうか。また、次世代に向かって、新柴地区において地元の魅力を将来に見据えた整備が必要ではないでしょうか。農業専用地もあります。現在、農業も立ち行かない面もあり、耕作放棄地が多くにもなっているのが現状です。

新柴区の皆さんもこの一帯の開発を何とかしたいと要望書を町に対して提出していると聞いております。

今回、観光交流地域として、都市計画法の位置づけに対してどのような考えかの質問を2点ほどします。

1点目は、市街化調整区域における開発には都市計画法第34条第2号の運用基準への位置づけが必要となりますが、この足柄地区新柴ヌタ原地域への富士山の眺望が優れた眺望地として、都市計画の位置づけについて町長及び当局の考えをお伺いします。

2点目は、都市計画の位置づけについて、個別的に様々な技術的クリアすべきと思いますが、どのような課題が出てくるとしたら何があるのか、お伺いします。

続きまして、2点目の質問に入ります。

小山町職員の人材育成と人事管理方針についてであります。

日本の行政は変革的な時期を迎えてきていまして、小山町においても、地域の人々がどのように町の行政の進め方を望んでいるのか、また、将来の生活がどのように支えられていくのか、地域人々の希望や期待をはっきりつかみ、豊かなまちづくりを進めていく責任を持つことになると職員は認識すべきこととなってきました。

人材育成の基本は自己啓発であり、自分の能力開発に取り組むべきとなります。

しかし、職員自らは組織の一員として、人事管理を通して組織の力を高め、活気あふれる小山町を目指すべきであると思います。組織としての総合力を高めるためにも適材適所の配置も必要になってくるのではないのでしょうか。

今年度、残念ながら様々な職員の不祥事が起きました。私ども議員にとって、全く考えられない事柄であります。特に湯船排水路災害復旧工事に関し、不適切な事務処理により未精算金を発生させたことについて、このような不祥事が起きるのは町長をはじめとした組織全体の責任と私は思いますし、緩みや人任せ体質であると思います。

人材育成による研修や人材管理方針との連携はどうなっているのか疑問点がありますので、3点ほど質問いたします。

1点目は、町長は、現在、小山町において、職員の人材育成や人事管理方針体制の在り方について、どのように把握し、どのような考えを持っているのか、お伺いします。

2点目は、現在、人材育成や人事管理における研修や勉強会は、どのような形で、どのような内容の形の研修を行っているのか、お伺いします。

3点目は、町長は、以前、報道関係者へ今回の業者への未精算金支払いの発言の中で、個人の職員の責任と報道されていましたが、個人の責任だけでなく、町長はじめ町の組織体制の問題と

なぜ強く言わなかったのか。一人の優秀な職員を退職に至らせた責任は町長にもあると思いますが、その点の町長の考えをお伺いします。

私の2件の質問は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員にお答えをいたします。

初めに、新柴ヌタ原区域の都市計画法上の位置づけについてであります。

本件に関しましては、本年6月定例会の一般質問において、具体的な民間事業者の方の計画について、当該地域は市街化調整区域であることから多くの課題があると答弁をいたしました。加えまして、一般的に市街化調整区域における開発においては何らかの立地基準が必要であるとも答弁をしたところでございます。

今回、都市計画法第34条第2号の適用という具体的な立地基準の提案をいただきましたので、これに対する町の考え方をお答えいたします。

平成25年の富士山世界遺産登録を契機に、平成26年3月、静岡県から法第34条第2号の運用方針が示されました。これを受けて、本町では平成27年度に法第34条第2号の運用基準を定め、町内数か所に当該基準を適用することといたしました。

当該基準を簡単に説明しますと、法第34条第2号の規定は、市街化調整区域内に存する資源の有効利用でありますので、当該基準には観光資源の指定、有効利用する上で必要な建築物の位置や用途、景観への配慮等を定めております。

御質問の新柴ヌタ原地区への適用でございますが、今現在の状況では県の運用指針に適合しておりませんので、2番目の御質問と併せて課題やその対応についてお答えをさせていただきます。

幾つかの課題がございますが、まず、いわゆる上位計画であります都市計画マスタープランの変更が必要になると考えております。

また、現在進められているふじのくにのフロンティアを拓く取組の根拠となる市街化調整区域における地区計画適用に関する基本方針と整合性を取る必要があります。

さらに、ヌタ原地区は、将来に向けて優良農地を確保するために、農業振興地域整備計画において農用地区域として指定されている農地もございます。

また、道路の幅員や排水先などの技術的な課題も多いと考えております。

これらのことを考え合わせますと、新柴ヌタ原地区を運用基準に位置づけることは大変難しいことではありますが、この地区からの富士山の眺望はすばらしく、先ほど申し上げました静岡県の運用指針の観光資源である富士山を望む優れた眺望地にまさしく合致すること、さらに先月22日に新柴区から区の存続を切実に心配し、観光資源開発を可能にしてほしい旨の陳情書を頂いたことなどを考えますと、本町として前向きに取り組むべきことであると考えているところでございます。

次に、小山町職員の人材育成と人事管理方針についてのうち、不適切な事務処理問題について、

町長をはじめ組織体制の問題と言わなかったのか、また、職員が退職した責任は町長にもあると思うが、その考えを伺うについてでございます。

湯船原排水路災害復旧工事の不適切な対応につきましては、町政をあずかる身としての責任を痛感しております。

この問題では、町民の皆様をはじめとする関係者の皆様方に多大な御心配や御迷惑をおかけしたことから、これら事態の重大性に鑑み、私の給与を3か月間、副町長の給与を1か月間減額いたしました。

また、今回の問題は、議員御指摘のとおり、役場内の組織体制、特に情報共有体制が機能しなかったことに大きな問題があったと認識をしております。

6月定例会の一般質問で答弁させていただいたとおり、このような事態を二度と起こさせないよう、組織として部局長が課題や懸案事項に積極的に関わるよう指示するとともに、全職員に対し公務の意味を考え直すことや公務執行に係る法令遵守を徹底すること、それぞれが持つ課題や問題について上司と共有することなどを指示いたしました。さらに、人事異動を実施し、担当課の組織体制の強化を図りました。

次に、このたびの職員の退職につきましては、本人から意向が伝えられて以降、繰り返し慰留に努めてまいりましたが、本人の意思が固く、誠に残念ですが、退職に至った次第でございます。

最後に、繰り返しになりますが、このような事態が二度と起きないように、役場一丸となって全力を挙げて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、企画総務部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、小山町職員の人材育成と人事管理方針についてのうち、職員の人材育成や人事管理方針の在り方をどのように把握し、どのように考えているかについてであります。

町では、複雑多様化する町民ニーズや行政課題に迅速かつ的確、柔軟に対応できる人材を育成するため、小山町職員の人材育成基本方針を策定しており、その中で「町民の立場になって一緒に考え行動する職員」を目標に掲げ、様々な取組を進めております。

町政運営を支えるのは一人一人の職員であり、職員自らが主体的に意識を改革し、自らを成長させていく努力が必要です。

そのため、町では、職員が職務遂行に必要な情報や専門的知識、技能を習得するため、職場内外で様々な研修が受講できるよう計画的に取り組んでいます。また、人事管理においては、職員の意欲や適性等を考慮し、事業の優先度や業務内容を総合的に勘案し、各課に人員を配置しています。

人材育成や人事管理を通して、職員一人一人の意識を高め、能力を引き上げることで、小山町役場全体としてのレベルを向上させ、活気あふれるまちの実現に努めてまいります。

次に、人材育成や人事管理における研修や勉強会は、どのような形で、どのように行っているかについてです。

職員の研修は、業務に必要な知識や職位ごとに求められるスキルを体系的に習得するために、年度ごとに年間の職員研修計画を定めて実施しています。

研修の内容ですが、まず、新規採用職員や新たに上位の職に昇任した職員、各所属において専門能力の向上が必要な職員などを対象とした研修や、特別職や職員等が講師となり日常業務等を遂行するための能力を向上させる研修（OJT）などがあります。

また、職員自らが伸ばしたい能力や視野を広げたい分野があれば、希望により研修を受講できる制度も設けており、意欲のある職員の自己啓発の促進にも取り組んでいます。

その他、メンタルヘルスやハラスメント、デジタル・トランスフォーメーション、コンプライアンスなど、時代の移り変わりや公務員としての資質向上につながる研修を定期的実施し、良好な職場環境や人間関係の構築、法令遵守の徹底などに努めています。

研修に参加する職員は年々増加傾向にあり、令和2年度は延べ202人、令和3年度は延べ267人、今年度は今後の予定を含め延べ329人が受講することになっています。

議員御指摘のとおり、組織の力を高めることは重要であり、研修は個人の能力開発につながるだけでなく、組織力を高める大きな役割を果たす上で欠かせないものであると考えております。

今後も、組織として人を育てることに重点を置き、小山町職員の人材育成基本方針にのっとり、研修機会の拡大と内容の充実に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○12番（鈴木 豊君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1件目の足柄地区における観光交流に対する都市計画の位置付けについてですが、2点ほど再質問させていただきます。

1点目は、この足柄地区の新柴区の皆さんも、このヌタ原地域全体を一大アウトドアエリアとして小山町を全国に発信できる可能性と、地区の新たな産業が生まれることで雇用機会や地元農産物の販売の期待ができると申しておりますので、県などへの許可が必要と申されましたが、まず都市計画の位置づけの可能性がどのくらいあるのか再度お伺いします。

2点目は、以前、グランピングの誘致の回答で、道路の接道要件が基準を満たす必要があると申されましたが、現在の道路においてクリアすべき方法も考えられると思いますが、その点の考えをお伺いいたします。

次に、2件目の小山町職員の人材育成と人事管理方針についての再質問ですが、3点ほどお伺いします。

1点目は、人事管理について、職員の人事考課の査定結果はどのように利用及び活用しているのか、お伺いします。

2点目は、職員の人事育成は、今後のまちづくりに必要不可欠であるので、ただ研修させるだけでなく、研修レポートも上司がよく審査査定するべきと思いますが、その点どのようにしているのか、お伺いします。

3点目は、人事管理と思いますが、職員の残業の管理について、サービス残業にならないように、上司としてどのようにチェックしているのか。また、祝祭日などのイベントに参加した職員の残業や代休とかの処遇はどのようにしているのか。ちゃんと上司が管理しているのか、お伺いします。

以上、再質問いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

まず、可能性について何%とお答えするのは非常に難しいと思いますが、先ほどの町長答弁にありましたように、まず個々の課題を一つずつ解決していくことが重要ではないかと考えております。

課題を大きく分けると、町の強い意思で解決するもの、それから、国や県の許認可等が必要なものがあります。

先ほどの答弁にありました農用地区域の除外などについては、後者に当たります。

具体的に、ヌタ原地区を運用基準に位置づけることになった際には、農用地の状況も含め、建築物の規模や用途などを工夫するなどして、少しでも可能性を高めていくことが重要であると考えております。

2点目の接道要件についてでありますけれども、現状では6月定例会の答弁のとおりでありますけれども、町として運用基準に位置づけることになれば、例えば運用基準に技術的な基準を個別具体的に定めるであるとか、あるいは、町が定めている開発行為における技術基準について何らかの改正をするなどのいろいろな工夫が必要であると考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 鈴木議員の再質問にお答えします。

初めに、職員の人事考課の結果はどのように利用及び活用しているのかについてです。

本町の人事評価制度は、業績評価と能力評価を2本の柱としており、職員一人一人の業績や能力を適正に評価するため、業務の遂行状況や達成状況及び遂行過程で発揮した能力等に着目して評価することにより、職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促進し、業績・能力に基づく人事管理を実現し、効果的な人材育成を推進し、住民サービスを向上することを目的として実施しています。

この人事評価の結果は、昇格、昇給及び勤勉手当の成績率の決定や、指導助言をする際の資料として活用をしております。

次に、研修レポートも上司がよく審査査定するべきと思うがについてです。

職員が研修を受講した場合、必ず復命書を作成することとしており、その復命書は、所属課、所属長及び研修担当課が確認することとなっております。

その際、内容について確認をしたり、気がついた点や仕事をする上で気をつける点などをコメントする場合もあり、コメントや再度復命内容を本人が確認することにより、研修の効果を高められるようにしております。

次に、職員の残業のチェックや休日に出勤した際、上司のチェックや管理についてです。

職員が残業をする際は、事前に所属長の時間外勤務命令が必要であり、そこで所属職員の時間外勤務及び手当を管理しており、手当に不足を生ずる場合には補正予算等で対応しております。

また、過度な時間外労働を是正するため、大規模災害関連業務以外は通常勤務と選挙事務や当初課税業務など特定の業務ごとに時間外勤務の上限を定めており、職員ごとに年間の時間外勤務を集計して確認をしています。

さらに、庁内ネットワークのタイムカード機能で、日々の職員の出社、退社時間の確認ができ、所属長が随時確認をしております。

また、職員に週休日の勤務を命ずる必要がある場合には、週休日の振替で対応することとしており、週休日を振り替える場合には、所属長の承認が必要であることから、その管理はできていると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 再々質問ですが、2点ほど再々質問します。

まず1点目は、1件目の新柴ヌタ原地区の件ですが、いずれにしても課題が多いのは承知しておりますが、足柄地区の中でも、はっきり申しまして、新柴地区の開発が進んでおりませんので、どのようにしたらこの眺望が素晴らしい土地を開発できるのかも知恵を絞ってほしいと私は思いますので、再度、町長に可能性を含めた考えをお伺いします。

2点目は、2件目の人事管理の件ですが、定年延長も組織の活力にも影響し、任期付採用職員等も現在多くなっていく方向にあるが、人事管理の面から町として今後、職員の採用など、どのような方向性の施策を考えていくのか、最後にお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

新柴ヌタ原地区の開発の可能性ということでございますけれども、第34条第2号に該当して、町がその区域を指定、追加すれば、これは法律上はできるということになります。

もう一つは、第34条第2号の方に該当しなくても、開発審査会という制度もございますので、そちらでも、その審査会を経れば可能という、この二つが可能性としてはあるのかなというふうに思います。

第34条第2号ですけれども、もともと私が御殿場市役所の都市計画課で許認可担当をやっていたときに、市街化調整区域における適用除外について、第34条第2号で観光資源、これは鉱物資源というのも入っているんですけれども、そういうことに利用できる建築物等の開発はできるといふふうに法律に書いてあるんですね。ところが、静岡県はそれを全く認めてこなかったという経緯がありまして、それはおかしいなというふうに感じていたところ、県議会議員になりまして、これについて当局と地裁の方に質問をぶつけて正したわけですけれども、それによって県の方の、先ほど答弁をいたしました、運用指針が示されたということでもあります。

そんな経緯もありまして、私はもともと第34条第2号、観光資源の有効利用という点では、眺望がいいところは、法律に書いてあるわけですから、進めていくべきじゃないかなというふうに思っております。

特に、近年のコロナ禍ということでは、登る富士山、富士山に登るといふことがなかなかできないような状況になっていますので、一方では、見る富士山ということで、2年前からですか、そちらの方にも重点を置いております。そんな中、やはり新柴のヌタ原地区は眺望がよろしいところですので、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 鈴木議員の再々質問のうち、職員の採用の方向性についてお答えします。

鈴木議員御指摘のとおり、定年延長制度が始まりますと、職員の退職が2年に一度となり、一時的に再任用を含む職員の数の増加が想定されますが、組織の活力の維持や職員の年齢構成のバランス等を考慮し、定年延長制度が完了する令和13年度までは、毎年一定数（2人～3人）の職員を採用していく方針です。

以上であります。

○12番（鈴木 豊君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 岩田治和君。

○5番（岩田治和君） 通告に基づきまして、校庭の芝生化について質問いたします。

近年、小中学生の体力低下が叫ばれています。その要因として、家の中でのテレビゲームで遊ぶ機会が増えたり、塾通いに追われるなど、子ども達が外で自由に体を動かし、体力を育む環境の整備が必要と考えます。

そこで注目されているのが、校庭を芝生化にする対策が考えられ、既に全国では多くの学校などで実施の動きがあり、さらに、文部科学省では補助金を設け校庭の芝生化を推奨しています。

校庭の芝生化の効果としては、けがの抑制になる、風による砂じんを防ぐ、見た目に美しい、芝生を観察したり管理を行うことで教育的な効果を上げることができるなど、各種の利点が考えられています。

また、地球規模の環境問題から、教育現場からSDGsへの対応が求められ、芝生が太陽熱を吸収することから温暖化防止の効果と、炭酸ガスなどの気体汚染物質を芝生が吸収して空気を洗浄する効果なども期待され、大変大きな利点と考えられています。

既に芝生化を実施している学校などの例では、体育の授業においても、芝生は適度に柔らかいことから足への負担が少なく、けがが減り、これまで休み時間を教室で過ごした子ども達も芝生で遊ぶようになったなど、大きな変化が見られたとの報告がされています。

なお、芝生化の欠点としては、維持管理に手間がかかったり、水道代、肥料代などの費用がかかるなど報告されていますが、実証例では芝の管理を負担と思ったことはないとも聞いています。

芝生の上で思い切り遊ぶ子ども達を見れば、成長に大変重要なことが分かりますと確信しています。

このようなことから、教育長に次の点について答弁を求めます。

1、校庭の芝生化については、有用性が高く、早急にも検討すべき課題と考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 岩田議員にお答えいたします。

国では、文部科学省や農林水産省などが連携して、環境を考慮した学校施設の整備としてエコスクールに取り組んでいます。エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、それを教材として活用し児童生徒の環境教育に資するものであり、校庭の芝生化などもその一つとして挙げられているところであります。

議員御指摘のとおり、校庭の芝生化の効果として、芝生の弾力性によるけがの抑制、強風時の砂ぼこりの飛散防止、降雨時の土砂の流出防止、二酸化炭素の排出量の軽減による環境への配慮、緑に囲まれ見た目にも美しい教育環境の向上が図られることは認識しております。

しかしながら、平成23年第3回議会3月定例会で議員からの一般質問、小学校の校庭を芝生化についてでもお答えさせていただきましたように、校庭の芝生化を実施する場合、初期費用としての芝生や芝刈り機の購入費に加え、維持管理費として、芝刈り作業にかかる費用や散水施設の整備にかかる費用が必要となります。

さらに、芝生の管理には、学校職員や児童生徒だけでは十分な管理が難しいことから、保護者、地域の方などが中心になった組織づくり、継続的に協力していただける体制が必要となります。

また、大規模な芝生化となりますと、運動会やスポーツテストなどの学校行事を実施するときに学校運営に支障をきたすことや、地区の球技大会、体育大会などの行事にも支障をきたすことが懸念されることから、教育委員会としては校庭の芝生化を見送る方針としたところであります。

今後も芝生化によるメリットを学校生活の中で享受することも重要であると考えていることから、近隣市町の学校で実施しているような、中庭などの芝生化といった比較的小規模な範囲での芝生化などを可能な限り検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○5番（岩田治和君） 再質問いたします。

今答弁の中で、初期費用がかかるとか、維持管理費として芝刈り作業にかかる費用や散水施設の整備にかかる費用が必要ということと、また、学校職員や児童生徒だけでは十分な管理は難しいという答弁があったわけなんですけど、私、以前もちょっとこの提案をしたような中で、小山町では、今までゴルフ場に勤めていてコース管理の専門家というのが、私の知っている範囲でも3人程度います、定年退職して。本当にその方は芝生の管理に対しては大変なプロですから、肥料のことや水やりのことは大変詳しいことができるわけです。ですから、全て維持管理を学校に任せるのではなく、そういう方に意見を聞きながら、意見だけじゃなくて、実際に作業も手伝っていただければ、恐らくそういう方も好意的にいろいろ進めていただけるんじゃないかと私は思っております。

実際のところ、児童生徒だけでは難しいところもありますけど、例えば、芝の草取り、雑草取りを子ども達に任せれば、喜んでやったりとするようなことも考えられますし、もう一つ、散水施設の整備というようなこともありますけど、この小山町の場合には、今年水道料金の値上げもあつたりもしましたが、いまだに水は余っている状態、また低料金の水道料金ですから、ほかからもあんまり批判も受けられないような状態でもあります。

ですから、こういうことをいろいろ考えますと、近隣の他市町がやるのではなく、小山町が率先してこういう面は取り組んでいったらいかかと思えます。

再度、教育長にこの点について御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 議員の再質問にお答えをいたします。

コース管理の専門家がいられるということで、大変それは心強いなというふうに思っております。

ただ、今回、様々な先行事例等を調べさせていただきました。東京都の様子、県内の状況、それから近隣市町、それから町内のこども園のグラウンドの20分の1程度の広さなんですけれども、その管理の状況というのを見ていきますと、やはり芝を最盛期には月2回程度刈らなければならぬ。それから、散水は1日2回、肥料、それから芝の片づけ、その片づけたものを袋に入れて詰める。それから、さらに芝の張り方によって、部分的に非常に芝が傷んでしまって、そのためにその都度更新が必要になる。年間を通して本当に活動が非常に厳しいなというふうに思い、維持管理が厳しいなというふうに私は感じました。

その中で、どうしても実際の実情を聞いてみますと、教員が中心にならざるを得なくて、しかも作業が平日よりも土日にどうしても重なってしまうということもありまして、働き方改革等もある中で、なかなかこれを進めるということは難しいのではないかとこのように考えております。

ただ、地域の実情というのもございますので、4月以降、教育委員会としてはコミュニティ・スクールの導入を町内の幾つかの学校で考えているところです。

そういう中で、地域の方との連携を図って、必要においてそこでの話題にさせていただき、検討いただくということも大事なことだなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○5番（岩田治和君） なかなか難しいということで、進められないのは分かる点もあるんですけど、ぜひ本町にはこういう方向で、なるべく緑豊かなところで教育環境が生まれることを私は望んでいるわけですけど。私も議員になる前から、若者が定住しやすい環境の整備ということで、こういう育てやすい環境をぜひ教育現場でもつくっていただきたいということを願っているわけですけど。

もう一つ私の質問状の方にも出させていただきましたように、地球規模の環境問題で文部科学省も進めているわけなんですけど、SDGsへの教育現場からの対応ということで、私はこの芝生化というのはかなりSDGsへの対応というのは向いているんじゃないかというふうに思っております。ですから、温暖化防止効果と、炭酸ガスを芝生が吸収して空気を洗浄する効果ということを考えますと、ぜひ教育現場からのSDGsへの対応ということで進めたいと私は考えておりますが、再度、教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 議員の再々質問にお答えいたします。

子ども達をいい環境で学ばせたいという思いは、私も全く同じでございます。ただ、先ほど言いましたように、芝生化については、なかなかこれを維持管理していくこと、それから費用面以上に使い勝手の問題等もありまして、なかなか厳しいところもあります。

一方で、SDGsについては、学校としてはかなり力を入れて取り組んでいるところであります。特にある中学校については、講師を専門的に呼んで学校中で取り組んで、調べた結果をまとめて発表するなどの活動も進めております。

その中ですので、芝生化という部分におきましては、最初に答弁をして繰り返すようになりますけれども、全面の芝生化という形ではなくて、部分的に、ほかの市町でやっているような中庭と、または一部について考えて検討していくという形でいきたいというふうに考えております。

以上であります。

○5番（岩田治和君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

題名は、図書館の図書と町史等のデジタル化についてです。

小山町立図書館のホームページは、簡単な施設概要と利用案内、蔵書検索程度の内容です。町

民には図書館のホームページは利用しにくいのではないのでしょうか。また、図書のデジタル化に関しては遅れている印象を受けます。本のデジタル化を行えば、図書の劣化を防ぐことができ、また紙媒体ではなくデジタル形式で資料を提供することは、貸出冊数に重きを置いていた図書館において、これまでとは異なる方針になるのではないのでしょうか。利便性も大幅に向上します。現在のコロナ禍においても、デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進においても、欠かせないものと思います。

国立国会図書館は、個人向けデジタル資料送信サービスをデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難なものに、御自身の端末（パソコン、タブレット等）からアクセスすることができ、また、プリントアウトは2023年1月からできるようになります。図書のデジタル化を進めている自治体もあり、世の中のデジタル化はものすごいスピードで進んでおります。電子資料・オーディオブックの導入、障害者や来館できない人も簡単に開くことができます。また、小山町史等、小山町の歴史に関する資料は、内容が膨大で読みたいときに読むことができません。

そこで、次の点を伺います。

一つ目、町は、図書館のデジタル化を含め、利便性についてどのように進めていくのか伺います。また、積極的に利用者を増やす方法を模索しているのか伺います。

二つ目、ホームページ上で、お薦めの本や人気の本、子ども向けのページ、雑誌・新聞一覧、新着図書の紹介等掲載できるよう変更することができないのか伺います。

三つ目、著作権70年のこともありますが、著作権が終了した資料や本からデジタル化を進め、タブレット等端末からアクセスすることができないのか伺います。

四つ目、小山町の歴史・小山町史など町が持っている本の資料また文化財の資料等からまずデジタル化をし、また、PDF化するだけでなく文字列の検索機能、すなわちOCRを持たせることで調べたいことを探すことができないのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 室伏辰彦議員の質問にお答えいたします。

初めに、図書館のデジタル化を含めた利便性についての考えと進め方、積極的に利用者を増やす方法の模索についてであります。

町立図書館は、平成27年度から指定管理者による管理、運営となり、当初から利用者の学習活動の向上に寄与するよう、図書館内に公衆無線LAN環境を整備し、図書利用に加えスマートフォンやタブレットを用いてのインターネット利用を可能にしております。

また、図書館のホームページ上で蔵書検索が可能となるシステムを導入し、利用者は来館せず蔵書の有無を確認することができます。この図書館管理システムは、定期的に更新作業を行っており、令和4年11月に最新のシステムに更新し、蔵書検索時の処理速度の向上やウイルス対策機能等が改善され、利便性が向上したとの声をいただいております。

さらに、コロナ禍での町民の読書活動を推進するため、令和2年度には図書消毒機を導入しました。紫外線により貸出図書を返却時に消毒することで、利用者が安心安全に図書館を利用できるよう努めています。

その他、図書館ボランティアによる絵本の読み聞かせやお薦め図書をPRする書評合戦ビブリオバトル、そして、図書館利用者本人の読書履歴を記録できる読書通帳の導入などを行っています。

このように、乳幼児からお年寄りまでが楽しく快適に読書活動に親しむことができる環境づくりと、読書啓発のためのイベントや取組を継続して実施していくことで、利用者のニーズの把握を行いながら、利用者の増加につながる図書館運営を行ってまいります。

次に、ホームページ上でお薦めの本や人気の本の紹介等を掲載できるよう変更できないかについてであります。

現在の図書館のホームページでは、施設概要、施設案内、利用方法について、トップページに表示しています。このうち、利用方法の項目内に蔵書検索へのリンクが貼られています。この蔵書検索のページには、お知らせ、新着案内、貸出しの多い資料、予約の多い資料、資料検索などのほか、お薦めの図書についても紹介しています。

お知らせのページでは、月ごとの休館情報やイベント情報を、新着案内のページでは、一般書や子ども向けの図書、絵本、雑誌等を種類ごとに紹介し、表紙の写真とともに著者、出版社、出版年や貸出し状況等の情報とともに図書のレビューなども示されているため、選書時の参考になるよう配慮しています。

議員御指摘のとおり、新着図書には雑誌、オーディオ・ビジュアル等の紹介がありませんので、今後ホームページの変更や更新等を行ってまいります。

また、他市町の図書館のホームページでは、蔵書検索やお薦め図書のページへのリンクがトップページに貼られている例もありますので、ホームページ閲覧者の利便性向上のために、利用者の声を反映しながら、見やすく、分かりやすく、検索しやすいホームページへと改良していきたいと考えております。

次に、著作権が終了した資料や本のデジタル化、タブレット等端末からのアクセスについてであります。

著作権が終了した図書資料をデジタル化するには、ホームページ上に公開するためのスキニングや写真撮影を行う必要があります。その上でホームページに公開することとなりますが、現在の図書館のホームページのシステムでは、容量の関係上、アップすることができず、新たに公開用のシステムを構築する必要があります。スキニングや写真撮影、ホームページのシステム再構築などには多額の経費と時間を要することから、今後、著作権が終了した資料をデジタル化している先事例を参考に研究してまいります。

また、図書館の蔵書をタブレット等の端末から閲覧するには、電子図書館システムという専用

のシステムを導入する必要があります。県内では、県立中央図書館と熱海市立図書館などが導入していますが、初期費用に加え多額のランニングコストがかかることから、導入については研究してまいりたいと考えています。

県立中央図書館では約1,100冊の電子図書があり、静岡県民であればどなたでも登録することで閲覧が可能であり、さらに民間が運営する青空文庫という電子図書館では、著作権が消滅した作品や著作権が不要なものをインターネット上で誰でも自由に閲覧できるというサービスもごさいます。

このように、県立中央図書館や青空文庫にアクセスするためのリンクを図書館のホームページに貼り付け、デジタル図書の閲覧ができるようにすることで、利便性の向上につなげてまいります。

次に、町の資料や文化財資料からデジタル化し、PDF化だけでなく文字列検索機能を持たせることはできないかについてであります。

町が発刊した図書につきましては、一部デジタル化を進めています。具体的には、「小山町史第1巻」について、デジタル化したものをDVDに複製し、希望者に配付しております。

また、年度内には、教育委員会が小学校区別にまとめた「文化財ガイド」をホームページ公開用に編集する作業を進めてまいります。地域の文化財について身近に触れて学べる環境を整えることで、町民はもとより小中学生が地域学習に活用できるよう努めてまいります。

そして、図書館が所蔵する「安田コレクション」という富士山に関連する資料については、一部スキニングや写真撮影を行っており、公開が可能なものについてはホームページで公開するための準備を進めてまいります。

さらに、町が所有する古文書などの歴史資料や町史編さん時に収集した地域資料については、今後、令和6年度を目途に順次デジタル化を進めていきたいと考えております。

一方で、資料をOCR化するには、取り込んだ画像データを文字として認識させることが必要であり、資料としての正確性や汎用性が期待できますが、金額面や人材面など調査、研究が必要であります。

本件につきましては、令和5年度中の策定に向けて進めています小山町文化財保存活用地域計画において、文化財データベースの構築・運用・更新としてのソフト事業に盛り込み、実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 再質問をさせていただきます。

6点ほどあります。

平成27年度当初から、利用者の学習活動の向上に寄与するよう、公衆無線LAN環境を整備し、図書利用に加え、スマートフォンやタブレットを用いてインターネット利用を可能にしていると

のことですが、そのときから既に7年経過しております。もう少し一歩進むことも考える必要があるのではないのでしょうか。スマートフォン等を持っていない方も当然いるはずです。情報格差の問題もあります。例えば、貸出し用のタブレットを備えることもよいのではないのでしょうか。何か公衆無線LAN環境を町民が利用するに当たり考えられることはあるのか伺います。

二つ目、本年11月に蔵書検索時の処理速度の向上やウイルス対策機能等が改善され、利便性が向上したとの声をいただいているとのことですが、具体的にどのような声をいただいているのか伺います。

3点目、利用者本人の読書履歴を記録できる図書通帳の導入ですが、カードでQRコードを読み取って履歴を見れるようにすることが望ましいと考えますが、できないのか伺います。

4点目、総合計画の中で「図書館が便利で使いやすい」と回答する町民の割合は37%（町民意識調査）です。目標は50%となっております。目標達成に向けた具体的な施策を考えているのか伺います。

5点目、子ども達に小山町の歴史を学んでもらうには、町史等をデジタル化して学校で利用しているタブレットに入れることが大切だと考えます。その点について、教育長の意見を伺います。

6点目、OCR化についてですが、令和5年度中に進めている小山町文化財保存活用地域計画において、文化財データベースの構築・運用・更新としてのソフト事業に盛り込み、実現に向けて取り組んでまいりますとのことですが、この文化財保存計画の内容を伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 室伏議員の5番目の再質問に私からお答えさせていただきます。

学校現場では、タブレット端末の活用が非常に急速に進んでおります。子ども達自身が自分の目的に応じて調べたり考えたりする手段になりつつあります。その点から考えますと、子ども達が町の歴史を学習する際に、タブレット端末を活用することは大変有効であると言えます。

そのために、子ども達がアクセスしやすい場所に置かれていること、それから、書かれている内容が子ども達の力で理解できるということが大切になります。

繰り返しになりますが、まずは分かりやすい文章で書かれた文化財ガイドや写真等からホームページに公開をしていきたいというふうに考えております。

また、小山町文化財保存活用地域計画において、文化財データベースの構築・運用・更新として、この内容について盛り込み、実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

その他の質問については、生涯学習課長が答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 一つ目の再質問、貸出し用のタブレットなどを備えて町民が利用するに当たり考えていることはでございます。

先ほど教育長から答弁しましたとおり、図書館には公衆無線LANが整備されております。

さらに、利用者の利便性を向上させるためには、貸出し用のタブレットやパソコンを設置することは有効であると考え、今後検討してまいります。

次に、二つ目の再質問、利便性の向上について具体的にどのような声を伺っているかについてであります。

図書館への来場者から職員に対しまして、パソコンやスマートフォンを用いて蔵書検索を行った際に動作がスムーズになったことや、館内の蔵書検索専用のパソコンも処理速度が速くなり使いやすくなったという声をいただいております。

次に、三つ目の再質問、読書履歴を見られるようにするについてでございます。

現在、町立図書館のホームページにおいて、WEB利用者登録を行うことで、御自分の読書履歴を閲覧するシステムを導入しております。

この登録を行うことで、誰もが自分のパソコンやスマートフォン等で確認することができますので、図書館利用者にPRしていきたいと思っております。

次に、四つ目の再質問、目標達成に向けた具体的な施策についてでございます。

繰り返しになりますが、町立図書館は利用者の学習活動の向上に寄与するよう、公衆無線LAN環境を整備し、図書利用に加えスマートフォンやタブレットを用いてのインターネット利用を可能にしております。

また、蔵書検索システムや図書消毒機、読書通帳の導入のほか、絵本の読み聞かせや書評合戦ビブリオバトルも実施しております。このように、乳幼児からお年寄りまでが楽しく快適に読書活動に親しむことができる環境づくりと、読書啓発のためのイベントや取組を継続して実施していくことで、町民が図書館が便利で使いやすいと感じられる快適な図書空間の提供を目指し、引き続き取り組んでまいります。

最後に、六つ目の再質問、文化財保存活用地域計画の内容についてでございます。

小山町文化財保存活用地域計画は、町内の指定、未指定を問わず、全ての文化財を確実に後世に継承するとともに、文化財を活用していくことで、町のにぎわいの創出や活性化につなげていくことを目的としております。

これまで文化財に関する計画は、富士山の保存管理計画のみであり、文化財の保全と活用を示す計画はありませんでした。

そこで、町では、令和3年度から小山町文化財保存活用地域計画に着手し、令和5年度の文化庁からの計画の認定に向けて取り組んでいます。この計画は、町の第5次総合計画の期間に合わせ、令和6年度から12年度の7か年とし、随時見直し等を行ってまいります。

現在は、県及び文化庁と協議を重ね、文化財保護審議会と連携を図りながら、計画の作成、執筆作業を進めています。

この計画が策定されることにより、町民の文化財への関心と愛護精神の醸成に寄与するとともに、未指定の文化財も保護、活用が可能となります。そして、町民や民間団体による文化財の活

用頻度が向上することで、文化財の理解促進につながります。さらには、国庫補助の補助率の加算などの優遇措置が受けられます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 1番目の質問の貸出しタブレットやパソコンを設置することは有効であると考え今後検討してまいりますとのことですが、有効であるならば、ほかの市町で図書館にパソコンやタブレットを置いている自治体もありますので、すぐに予算を計上して行ってもらいたいんですが、その点を伺います。

三つ目の質問の中で、自分も知らなかったんですけども、ウェブ利用登録を行うことで自分のパソコンやスマートフォンで閲覧できるということですが、図書館利用者にPRをしております。このPRが少し、具体的に町民が分かりやすいPRとはどのようなことを考えているのか伺います。

3点目として、OCR検索機能をつけた町史等を行うことで、子ども達もすごく自分の郷土について学ぶことができると思うんです。国庫補助率を加算しての優遇措置が受けられると書いてあるんですが、国からの補助金を得られるのであれば、先に町の方で予算づけ等が必要じゃないのかなと。これは、どうしても勉強するに当たって必要なことだと思いますので、その点を伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 室伏議員の再々質問についてお答えいたします。

一つ、タブレットとパソコンを設置するというので、すぐに予算措置を計上ということでございますが、先ほど答弁したとおり、今後検討してまいりたいと思います。

2点目の図書の履歴を閲覧するシステムのPRについてですが、今の図書館にはそういうことができますよという紙をカウンターに置いてあるんですけども、ちょっと重なったり、白黒だったりして見にくいところがございます。それを前面に出して、カラーの見やすいものにするなど、そういうところから始めさせていただきたいと思います。

3点目のOCRにつきましては、令和5年度にこの地域活用計画ができるものですから、そこで文化庁に活用計画が認定されて、どのような補助金がつくかということを見定めてから進めていきたいと思っております。

以上になります。

○2番（室伏辰彦君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 池谷洋子君。

○11番（池谷洋子君） 私は2件の質問をさせていただきます。

1件目は、消防団の暑さ対策に関する装備品について、町の考えをお聞きします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律である消防団支援法の第14条には、国及び地方公共団体は消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう必要な措置を講ずるものとするとして、消防団の装備の改善等の責務が明記されています。

近年の夏の暑さは全国で危険なレベルとなっています。

本町でも明らかに昔と比べ気温が高い日が多く、暑さ慣れしていない体が厳しい状況になることがあります。そのような中、地域防災力の要として地域住民の安全を守る消防団の皆様には、厳しい訓練や活動に励んでいただいていることから、体調管理のため適切な対策が必要となります。

消防署の隊員は夏に備え、暑熱順化トレーニングという激しい訓練を行い、暑さに耐えられる体をつくりますが、働きながらボランティア精神で活動する消防団員は、そのような激しい訓練はなじまず、ほかの暑さ対策が必要となります。

火事や災害は時期を選んできません。暑いから訓練の時期を変えるということは、何の解決にもなりません。消防団員を熱中症から守る対策として、工事現場などで作業員さんが着用している小型ファンを内蔵した空調ベストや冷却ベスト、また、ヘルメット内に外気を送って熱が籠もらないようにするヘルメットファンなどの装備品を、訓練や活動、そして現場出動時に着用することが有効と考えます。

東日本大震災のときには、住民の命を守るため約200名の消防団員が殉職されました。そのように地域を守る、住民を守るという強い志を持って活動する消防団を、町や私達議員はしっかり守っていかねばなりません。町にとってかけがえのない一人一人の消防団員の命を何としても守らねばなりません。

以上を踏まえ、本町の大切な消防団の健康維持や活動を充実させるため、暑さ対策の空調ベストや冷却ベスト、また、ヘルメットファンなどの装備品を調達・着用することへの町の考えをお聞かせください。

2件目は、「がん教育」の充実へ外部講師を活用することについて、町の考えをお伺いします。

平成30年12月定例会の一般質問でも、がん教育の推進について質問させていただきました。

日本人の死因の第1位はがんです。医学の進歩により、がんは早期発見により治る病気になったとはいえ、日本人の2人に1人がかかり、約3人に1人が亡くなっている身近な病気です。決して人ごとではありません。

さらに、がんは悪い生活習慣が主な原因と言われ、たばこの喫煙や環境汚染、食べ物や家族の遺伝との関連もあることなど、がん予防を学習することは大変に重要であると考えます。

小さい頃からがん教育を授業として受けることで、予防の基礎知識を身につけるとともに、検診を忘れずに定期的に受けようとすることや、がんと分かった後の行動も必ず違ってくるものと確信します。

がんの正しい知識や向き合い方を学ぶがん教育は、新学習指導要領に明記され、中学校では昨年度から、高校では今年度から実施されています。

がん教育の充実に向け、外部講師を活用することも重要と考えます。医師からは、がんについての正しい知識や理解を深める学習などの学びや、緩和ケアの看護師さんからは、患者や家族の苦しみに寄り添う心のケアを話していただくことや、がんの経験者には、がん検診で発見されたときの驚きや大きなショック、そして現在の治療法など、勇気ある闘病体験をお話ししていただくなど、教員では伝え切れない専門的な知識や患者の実体験などを学び、生徒の理解を深めることができるからです。

がんを恐れず、しっかり学んだ知識は、生涯にわたり役立つと思います。

自分や家族、身近な人に起こるかもしれないがんのことを正しく理解することは、がんと闘う人達の大きな支えになると考えます。

文部科学省が本年9月に発表した2021年度の調査結果によると、がん教育を実施する際に外部講師を活用した学校は、全国で小学校が7.6%、中学校が10.6%、高校が7.1%で、全体では8.4%にとどまったようです。

外部講師を活用しなかった理由は、「教師が指導した」が最も多く59.1%、「指導時間が確保できなかった」が29.3%、「適当な講師がいない」が11.8%と続きました。

がん教育充実のため、教師の指導も大切ですが、外部講師による授業のよさを広く周知するとともに、講師や指導時間を確保するための学校側への支援が必要と考えます。

以上を踏まえ、次の3点について、町の考えをお伺いします。

1点目、がん教育の実施状況で外部講師を活用した学校はどれくらいか、小中高校別にお聞かせください。

2点目、外部講師を活用しなかった理由をお伺いします。

3点目、外部講師を活用したがん教育の推進について、町の考えをお伺いします。

以上2件の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（込山眞治君） 池谷洋子議員にお答えいたします。

初めに、消防団員を熱中症から守る対策についてであります。

議員御指摘のとおり、近年の異常気象による夏季の高温時に、防火衣等を装着しての災害出動や訓練などの活動におきましては、熱中症の発症のリスクが大変高くなっております。

令和4年5月18日付で、消防庁から「消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について」という通知があり、消防団に対して熱中症対策を含めた安全管理及び健康管理体制について、改めて点検するように指示がありました。

以上のことを踏まえ、消防団員には団の会議等通じ、次の五つの事項について徹底するように周知しました。

初めに、熱中症及びその対処法に関する知識を団員間で共有する。2番目に、平素からこまめな水分摂取に配慮する。3番目に、訓練時においても水分摂取が可能な環境を整えるとともに、塩分の摂取にも配慮する。4番目に、必要に応じて休憩を取り、風通しのよい涼しい場所で防火衣や保安帽などの着脱を行う。防火衣内等に蓄積された熱を外に出して放熱させる。身体を冷却する。5番目に、事前に体調管理を徹底し、体調不良の団員は訓練への参加は控えるであります。併せて、各分団に経口補水液を配付し、熱中症予防対策に努めております。

また、議員御指摘のように、昨今は様々な身体冷却用の装備品等がありますが、その中で、消防活動等災害現場で活用可能なのが冷却ベストではないかと考えております。

常備消防でも冷却ベストや冷却パッドを防火衣内に装着し、各種災害や訓練等に対応しております。

今後は、消防団員の安全管理等を踏まえ、こうした身体冷却用の装備品等の充実を積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 次に、「がん教育」の充実へ外部講師を活用してはについてであります。

現在、町内の学校では、各学校の教員が指導していることや、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されることから、外部講師を活用したがん教育は実施しておりません。

小学校では、6年生が保健体育の授業で、病気の予防について学習します。その中の生活習慣病の予防で、日本人の死因の1位であるがんの多くも、生活の仕方との関係が明らかになっていることを学びます。

中学校では、2年生が保健体育の授業で、健康な生活と病気の予防について学習します。その中のがんの予防では、がんの特徴や実態、原因について理解する。がんにかかりにくくするためにどのようにすればよいかということを学習の狙いとして実施しております。さらに、学習したことを活用し深めるために、身近な大人に向けて、がんに対してどのように行動すればよいかアドバイスを考えることなどをまとめとしております。

また、がん教育に特化した外部講師ではありませんが、学校薬剤師が薬学講座を小中学校とも実施しております。

議員御指摘のとおり、国でも学校においてがん教育を実施するに当たっては、がん教育の目的や意義を地域・社会と共有し、医療従事者やがん経験者等、学校外の人材を活用することが重要

であるとしております。

今後は、教員による指導だけでなく、がん教育を一層効果的なものとするために、学校医などと連携した外部講師の活用について、教育委員会として学校の取組を支援していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○11番（池谷洋子君） 再質問させていただきます。

初めに、消防団の暑さ対策に関する装備品について、1点伺います。

消防署長の答弁は、常備消防でも冷却ベストやパッドを防火衣に装着し、各種災害や訓練等にも対応しており、今後は消防団員の安全管理などを踏まえ、身体冷却用の装備品などの充実を積極的に検討してまいりたいとのことですが、来年も暑い夏が来ます。来年の夏までには調達できるのでしょうか。常備消防が既に装着しているのであれば可能だと考えますが、この点について消防署長の御意見をお伺いします。

次に、がん教育の充実について、1点、質問をさせていただきます。

教育長の答弁では、今後、がん教育について、一層効果的なものとするために学校医などと連携した外部講師の活用について、教育委員会として学校の取組を支援していきたいとのことですが、ぜひ外部講師を活用したがん教育を実施していただきたいと考えます。

また、そのときには、教員や保健師さんなど、学校に携わっている関係者の皆さんにも一緒に聞いていただけると、様々な重要な情報などが共有されると思いますが、この点についてどのようにお考えかお聞かせください。

以上、2点再質問です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（込山眞治君） 池谷洋子議員の再質問にお答えいたします。

対応の時期に関しましては、令和5年度の早い時期に対応したいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 池谷洋子議員の再質問のうち、がん教育の充実関係についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、外部講師を活用したがん教育の実施時に、児童生徒だけでなく、学校に携わっている関係者の方にもお話を聞いてもらうことは大変有意義なことであると思います。また、多くの方が関わっていただくことで、その後のがん教育に効果的につながっていくことと思いますので、教育委員会としても推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はございませんか。

○11番（池谷洋子君） ありません。以上で質問を終了します。

○議長（遠藤 豪君） 次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 本日は、一括質問一括答弁にて3件の質問を行います。

まず最初に、町のデジタル・トランスフォーメーション（DX）施策についてであります。

最近ニュース等で、DXとかGX、FXなど横文字表現による語句が飛び交い、異国に来たようであるという会話を耳にすることが数多くあります。そこで、今回は、町民の皆様身近であるDX施策について、町の取組と具体的な例を挙げて質問いたします。

DXについては、政府が業務のデジタル化に伴い積極的に進めている事業であり、町もこれに伴い、小山町デジタル・トランスフォーメーションガイドラインを策定し推進しているところがあります。

策定の背景には、社会的背景として、人口減少社会における行政資源制約、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症リスク、また国の背景として、自治体DX推進計画やデジタル改革関連法、デジタル省の設置等、デジタル社会形成に向けた動きがあります。

町は、令和4年度から8年度を期間とし、5次総合計画、10次行政改革大綱との整合性や、市町村官民データ活用推進計画を兼ねているとし、常にユーザー中心の思考で変化する環境に対応しながら、デジタルによってサービスを改善するための変革と定義しております。

そこで質問いたします。

まず最初に、昨年度末に実施したDXガイドラインの意見聴取（パブコメ）、これにおいて町民から意見があったのか。

次に、先ほど述べましたように、横文字表現では理解し難い中、DXを進めるために具体的などのような姿勢で臨むのか。また、理解格差解消はどのように考えているのか。

3番目の質問です。住民に分かりやすい例としてマイナンバーカードがあり、カードの利活用についても国で様々検討しておりますが、健康保険証としての利用で既往歴や投薬状況（お薬手帳）が分かるので、旅行先での診療も容易であると聞いております。最近コンビニ等のセルフレジにおいて使用すること等も聞こえてきております。町はマイナンバーカード普及に力を入れているが、現時点での町の申請率・交付率はどのくらいか伺います。

最後に、DX化に伴う業務の合理化により、町の業務の委託化が増えることが危惧されるが、町の見解を伺います。

次の質問です。

自転車活用推進計画についてであります。

小山町では、昨年、初の東京2020オリンピック・パラリンピック大会の自転車競技が開催されました。以前からツアー・オブ・ジャパン、富士山ヒルクライム、また、富士スピードウェイではママチャリグランプリ等の競技も開催され、幅広く世界中のサイクリストが我が町を認識しているところでもあります。

苛酷な競技だけではなく、日常から交通手段として幅広く自転車を楽しみながら健康増進や風を肌で感じながらふるさとを楽しむ等の目的から、町では自転車活用推進計画を策定し、健康増進や環境負担の低減、災害時における移動等の有価性など、自転車のメリットを活かした利活用を目指しております。

また、さきに述べましたが、東京2020オリ・パラレガシーとしても、この推進計画が果たす役割は大きいものと考えております。

そこで、次の質問をいたします。

まず最初に、町の自転車に対する考え方、位置づけについて伺います。

次に、自転車活用による未来構想図をどのように描いているのか伺います。

3番目に、自転車活用推進には役場が一丸となる連携が必要であり、全庁体制で取り組まなければならないと考えておりますが、町の見解を伺います。

3件目の質問です。

災害時における重度障害がある要援護者の避難行動についてであります。

町では、災害発生時における住民の対応行動については、防災訓練等において万一に備えているところであります。

平成30年3月に富士山噴火に対する避難計画、令和4年3月に小山町地域防災計画を策定しており、今年度の地域防災訓練は須走地区で富士山噴火を想定した避難訓練が行われます。

訓練を繰り返し行うことで問題点の改善につながり、実効性のあるものとなります。しかし、訓練に参加する住民のほとんどが健常者であり、要援護者の参加は少なく、災害時に要援護者の避難行動が迅速かつ安全に行われるのか疑問を感じているところでもあります。

さきに述べたそれぞれの計画では、体制として、地域組織として自主防災会、福祉及び福祉関係団体として民生委員、児童委員、身体障がい者相談員、社会福祉協議会、町内シニアクラブ、介護保険事務所、障がい者団体となっております。しかし、連携する方々の高齢化も進み、支援者よりも要援護者が増える中、要援護者の避難行動について現状を鑑み検討しなければならないと考え、次の質問をいたします。

まず最初に、個別計画の策定状況について伺います。

次に、現在、町は既存の施設と協定を結んで福祉避難所としており、町在住の要援護者、計画の中では要配慮者というふうになっておりますけれども、これの福祉避難所の収容については限界があり難しいと推察しております。この現状を鑑み、広域避難所で過ごす訓練の必要性があるのではないかと思います。この現状を鑑み、広域避難所で過ごす訓練の必要性があるのではないかと思います。この現状を鑑み、広域避難所で過ごす訓練の必要性があるのではないかと思います。この現状を鑑み、広域避難所で過ごす訓練の必要性があるのではないかと思います。

最後に、計画によりますと、県の支援体制として、災害派遣福祉チーム（DWA T）及び応援隊員、福祉関係の職員等なんですけれども、これの派遣、並びに要援護者のための物資の供給ができる応援体制を確保するとなっております。

そこで、要援護者が広域避難所を利用せざるを得ない場合には、災害派遣福祉チーム（DWA

T) を配置して要援護者のニーズの聞き取りや適切な支援を行う必要等あると思いますが、当局の見解を伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えします。

初めに、小山町自転車活用推進計画についてのうち、町の自転車に対する考え方、位置づけについてであります。

自転車は、通学・通勤時や買物など、幅広い年齢層で日常的に利用される交通手段として身近で便利な乗り物であります。また、スポーツやレジャーにも自転車が取り入れられ、近年では健康増進や環境負荷への低減、災害時の移動の有用性など、自転車の利用が多様化しております。

これまで町では、サイクルツーリズムを推進するため、ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージをはじめ、富士山国際ヒルクライムやママチャリグランプリなど、視野の広い自転車競技大会の開催を支援してまいりました。

令和元年度に策定した小山町自転車活用推進計画では、自転車の利用促進、スポーツ・健康、サイクルツーリズム、安全・安心の四つの視点から施策を掲げております。

特に昨年、町内で開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技ロードを契機に、そのレガシーを継承するため、関係機関との連携、協働により、地域特性を活かした自転車レースや交流イベント等を通じて、町民の自転車に対する関心を高めるとともに、様々な分野での自転車活用に努めているところであります。

次に、自転車活用による未来構想図をどのように描いているかについてであります。

議員御指摘のとおり、自転車は、スポーツや観光振興のほか、健康増進、環境負荷の低減、災害時の移動手段など、幅広い分野での活用が期待されます。

現状では、町内で自転車を利用している方は決して多いとは言えない状況ではありますが、オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、週末などはサイクリストの姿を多く見かけるようになってきました。

町では、サイクリストのさらなる誘客につなげるため、自転車通行空間の整備やオリンピック・パラリンピックコースを活用したモニュメントを巡るサイクリングの開催など、受入れ環境の充実に努めております。

また、自転車活用推進の取組として、駿河小山駅前交流センター、フジサイクルゲートのレンタサイクル事業の周知、利用促進を図るため、アートウォークおやまの開催に合わせ、電動アシスト自転車の無料貸出しを行い、町内外から14人の利用があったところであります。

ブリヂストンサイクル株式会社から御提供いただいた自転車を役場本庁と総合文化会館に設置し、職員等が移動時の公用車として利用しているところであり、希望する職員には通勤などにも利用していただき、自転車の普及を図っております。

小山町自転車活用推進計画では、様々な分野での自転車利用を計画しておりますが、議員も御承知のとおり、本町の地形的な事情により、町民の皆様の日常的な移動手段としては利用しにくい環境にあるのが実情です。今後、観光振興の武器であるスポーツとしての自転車利用に加え、日常的な利用についても徐々に普及を図り、「だれもが気楽に楽しめる、サイクルタウンの実現」を目指してまいります。

次に、自転車活用推進には全庁体制で取り組まなければならないと考えるが見解を伺うについてであります。

本町での自転車活用を推進するためには、ソフト、ハード両面での環境整備が必要であります。そのため、民間の自転車関係企業や団体、国、県及び町の関係部署等で組織する小山町自転車活用推進会議が中心となって、各取組の進捗管理及び課題解決に努めております。

これまでの自転車レースや交流イベントといったスポーツやサイクルツーリズムに加え、町民の皆様が自転車に興味を持ち、触れ親しむ機会を創出するため、庁内が一丸となって様々な分野での取組を進めてまいります。

次に、災害時における重度障害がある要支援者の避難行動についてのうち、個別避難計画の策定状況についてであります。

個別避難計画は、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村が主体となり、おおむね5年程度で作成に取り組むことが努力義務化されました。

本町では、今年4月、避難行動要支援者個別避難計画検討会を発足させ、町の福祉・危機管理担当部署、福祉施設管理者、福祉専門職、障がい者の団体代表者等の参加を得て、作成へ向けた検討を行っているところであります。

今後は、検討会の意見を踏まえ、計画作成要領や計画内容についての具体化を行い、令和5年度から対象者の個別避難計画の策定に着手をいたします。

次に、重度心身障がい者を対象とした避難所訓練の必要性についてであります。

大規模災害時、心身に重い障害をお持ちの方の避難については、努めて設備の整った福祉施設や医療機関等で受け入れていただくことが望まれます。しかしながら、災害の内容や発災時の状況により学校等の指定避難所に避難することも予想されるため、その障害の重度差、種類等により、避難所生活が当人にとって適切な環境であるかについては、十分な検討が必要です。このため、個別避難計画の策定の際に、対象となる方から詳細なヒアリングを行い、一人一人に合った避難計画を作成し、訓練実施の検討をいたします。

次に、重度心身障がい者が避難所を利用する際、福祉支援チーム（DWAT）を要請し、支援を行う必要性についてであります。

災害時、福祉専門職である災害派遣福祉チーム（DWAT）を要請することについて、要支援者の生活支援への相談対応やアセスメント、環境整備等、関係機関との調整といった事項にDW

A Tの協力が期待されます。

本町におきましても、災害時、適切に支援を行うため、D W A Tの要請については必要性を認識しております。

その他の御質問につきましては、企画総務部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、町のD X施策についてのうち、昨年度末に実施したD Xガイドラインの意見聴取（パブコメ）において町民からの意見はあったのかについてですが、パブリックコメントの実施においては、寄せられた意見はございませんでした。

次に、D Xを進めるための具体的な姿勢と格差解消についてであります。

本年度からD Xガイドラインの行動計画に沿って、連携協定企業と協働し、各課ヒアリング等も行いながら、着手できるところから取り組むという考えの下、推進しております。行政サービスの変革を伴うD Xは全庁的に取り組んでいくことが重要であることから、本年8月から行政改革推進本部の下部組織に幹事会を設け、D Xの意識向上及びノウハウ習得のため、D X人材育成研修を開始しております。また、R P A/A I-O C Rツールを活用した定型業務自動化を進めており、自動化により工数が削減され、生まれた時間を有効利用し、町民サービス向上等に注力しております。さらには、令和5年度中を目途とする押印見直しとともに、各種手続等の電子申請対応を順次進め、町民の方々の利便性向上を図るものとしております。

一方で、利用者の格差解消はどのように考えているのかについてですが、携帯事業者の調査結果では、60代のスマートフォン普及率は91%、70代は70%まで上昇してきているようです。スマートフォンを所有している方は増加してきておりますので、次は利活用に慣れていただくことが重要であります。そのため、福祉長寿課において、シニアのためのスマートフォン講座を開催しております。受講者の希望に応じて、基本操作や魅力を分かりやすく説明する基礎講座から、マイナンバーカードの申請や町公式L I N Eの使い方といった応用講座など、個別相談会を各地域で開催しております。しかし、数回の講習会だけでは使いこなせるようになるのは難しいと思います。そのため、マイナンバーカードに関することと言えば、マイナンバーカードの申請時のフォローやマイナポイント取得支援など、職員が自ら窓口などでの支援を行っており、常に町民に寄り添った支援を心がけております。

このような支援を地道に進めることで、少しでも格差解消につながるよう全庁的に取り組んでいくことにより、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が築けると思います。

次に、マイナンバーカードの申請率・交付率についてであります。

11月20日時点で、申請率は71.36%、交付率は60.19%であります。

次に、D X化に伴う業務の合理化により、町の業務の委託化が危惧されるが、町の見解についてであります。

D Xを推進していくには、より専門的知識や技術が必要な場合もあり、業務を委託するなど、

予算が伴うのも事実であります。しかし、DXの推進により、業務の合理化・効率化が図られ、業務のむらやヒューマンエラーがなくなります。DXによって時間効率を上げることができれば、その分ほかの業務へ時間を割けるようになり、行政サービスの向上につながります。DXを進めていくには、費用対効果を見極めることも重要でありますので、委託できるものは民間事業者へ委託し、積極的に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

順番が不同になりますけれども、答弁いただいた順番で再質問をさせていただきます。

自転車活用の推進計画について、再質問します。

地形（急坂道や狭隘路）に影響されまして安全性が担保されないために、子どもはもとより大人達も自転車に乗る機会が少ないというふうに推察しているところでございます。道路の整備も必要でありますけれども、一挙に解決できない問題がございます。

他市町でも同じような状況であると認識しておりますが、伊豆市とか伊豆の国市では、首長が率先してサイクルツーリズムを楽しみ、その姿を見た市民が自転車を購入したとも聞いております。

町もフジサイクルゲートの有効活用を進めるとともに、例えば自転車通勤、自転車通学等の推奨が考えられないのか。また、役場においても公用自転車の使用等、健康・環境面での果たす役割をアピールできないのか伺います。

次に、要援護者の避難行動についてでございます。

災害対策基本法が改正されてから約1年後の今年4月に避難行動支援者個別避難計画検討会が発足されたと答弁がございました。5年程度の猶予期間、これは行政規模によるというふうに私は聞いておるんですけれども、があるというふうに理解しております。町民、特に要支援者の避難行動を確保するためには、一日も早く計画策定を進めることが重要であると認識しております。

法の改正から18か月が経過した今日までの進捗について、また、いつまでに策定できるのか、目途を伺います。

次に、大規模災害発生時における要支援者の広域避難所で過ごす訓練の必要性について、個別避難計画の策定ができないと訓練ができないような、そして検討するとの答弁がございました。

町の状況、特に支援者と要援護者の状況を理解しているのか疑問であります。

災害は計画ができるまで待ってくれると考えているのか、当局の考えを伺います。

DX施策について伺います。

意見聴取で、町民から意見がなかったと答弁をいただきました。当初申しましたように、横文字で理解できていなければ意見を述べることもないと推察しております。

DXは大きく二分できると思います。行政組織相互及び組織内、そして行政と住民とであります。今回は主として行政と住民とのDXについて伺っております。

利用者格差について、高齢者のスマートフォンの保有率について答弁いただきました。ガラケーからスマートフォンへの移行は携帯事業者が進めており、保有率は伸びていると推察します。問題は、当局でも様々な施策を行っている高齢者が、スマートフォンを持っていても、当局が思っているように使いこなしていないことです。引き続き、窓口業務のあらゆるところでサポートを進めていただくことを望みます。

マイナンバーカードについても、県内で上位にあると認識しております。気になるところが、申請率と交付率が10ポイント差があることです。当然、差があって当たり前ののですが、人口に比して高いようです。DX推進に当たり一挙に変化するのではなく、業務委託についても計画的に進められている様子が伺えました。

前置きが長くなりましたが、再質問です。

本年8月から行政推進本部の下部組織として幹事会を設け、意識能力の向上及びノウハウ習得のために人材育成研修を開始したと答弁いただきました。幹事会の詳細についてお答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 私から、1点目の自転車活用に関する再質問についてお答えをさせていただきます。

自転車活用の推進に向けましては、私もスポーツを趣味としておりますので、東京2020開幕50日前イベントのセレモニーランというものがありません。また、富士スピードウェイではママチャリグランプリも行っておりますけれども、その際には私自ら自転車に乗りまして、風を切って走る爽快感というものを味わったところがございます。

今後も、機会を見て、自らサイクリングの楽しさというもの、あるいは魅力を積極的に発信してまいりたいと考えております。

自転車通勤、自転車通学等の推奨につきましては、本町の地形的な事情により、日常的な移動手段としてはやはり利用しにくい環境にあるというふうには思いますけれども、体力増強などの目的で自転車を活用されている方々の環境整備を進めるとともに、本町の地形でも走行しやすい電動自転車のレンタル利用の促進を引き続きフジサイクルゲートで展開をいたしまして、加えまして、包括連携協定を締結しております民間企業等と連携した電動自転車の普及活動にも努めてまいりたいと思います。

また、職員の移動時における公用車としての自転車利用でございますけれども、積極的に活用

を働きかけるなど、関係部署が連携して、健康・環境面でのメリットをPRして、町内での自転車の利用を促すような取組を行ってまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、いつまでに個別避難計画の策定ができるのかについてであります。

さきにお答えいたしましたとおり、個別避難計画はおおむね5年程度で作成に取り組むことが努力義務とされております。個別避難計画には、様々な情報が記載をされます。これらの情報は、避難支援者の避難能力を把握し、避難に必要な人数や支援方法を判断する上で避難を実施する人には欠かせない情報であると同時に、要支援者本人や同居の御家族にとっては、第三者に知られたくない個人情報となることもあり、計画の作成には、災害対策基本法により避難要支援者本人の同意が得られた場合と定められております。

本町では、検討会におきまして、関係団体との連携の構築や優先順位の決定等を行いながら、現在、対象者の絞り込みを行っておりますが、その後、計画作成の対象となる要支援者の同意を得て、お一人お一人につきまして調査、ヒアリング等を行っていく計画でございます。この重要な作業に時間を要し、明確な期限をすぐに御提示できないことをどうか御理解をいただきたいと思っております。災害時、要支援者の方々迅速、安全に支援できるように、今後も関係機関と連携しながら、スピード感を持って個別避難計画の策定を進めてまいります。

次に、災害は計画ができるまで待ってくれると考えているのかについてであります。

災害はいつ起きるのかももちろん分かりません。そして、災害の種類、規模も予想できません。避難要支援者の避難行動の支援につきましては、重要課題であることはもちろん認識しており、災害から町民の皆さんを守るために、日頃から各種訓練、防災資機材や備蓄食料の備え、各自主防災組織の活動強化の支援、災害情報発信施設の整備等、備えにこれからも努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

行政改革推進本部の幹事会の詳細についてですが、メンバーは、各課、支所は代表1名、企画政策課の事務局を含む副参事以下の若手職員27名で構成をいたしました。

昨年度は、主にDXガイドラインを策定するため、内容に関する調査、研究、ヒアリングなどを行い、新計画に盛り込む具体的なアクション等を検討いたしました。

本年度は、DXのステップステージといたしまして、まずは、DXの意識向上が重要と捉え、DXガイドライン推進に向けた意見交換会や人材育成研修を実施いたしております。人材育成研修では、DXに積極的にチャレンジできる人材の育成を目標といたしまして、8月から10月の間で計7回開催をし、町民中心のDX推進に必要なサービスデザイン思考やDX企画の立案スキル

を学び、行政事務の効率化や住民サービス改善につながるDXのアイデアを考案しました。今後は、実現に向けたブラッシュアップを進めます。

ほかには、各幹事を含む希望する職員は、電子申請フォームですとか、RPAの活用、プロジェクトマネジメントに関する研修にも積極的に参加をしていただき、研修で身につけたスキルを活かして、着手できるところからDXに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） まず、今、要援護者の避難行動について答弁いただいたんですけれども、要するに、計画の頭を、5年以内につくればいいという、そういうふうには私は捉えました。それじゃなくて、この地域というのは、いつ本当にどんな災害が起きるか分からない状況です。それを踏まえてやっぱり一日も早く策定してほしいというふうを考えます。

再々質問で、これは今回の私の三つの質問ということなんですけれども、町長は就任以来、組織に横串を刺して業務体制を整えて業務を進めていくというふうにおっしゃっていたと思います。特に記憶に残りますのが、就任時、副町長2人制を廃止して理事を設けたときの説明にあったというふうに記憶しております。

町には、今回質問した3件の質問のほかにも、多くの業務について、共通事項としてより一層組織が一丸、ワンチームとなって、迅速にそして確実に進めることが必要になる業務が山積しているというふうに感じております。

そのために、町長は町のトップとしてどのように取り組んでいくのか、所信を伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

小山町は、大きい市と比べても、行事・イベント、こういうものが非常に多いなというふうに感じております。少ない職員で、単独の例えば課で、こういうことに対処するというのはちょっと無理な点が多くあります。そういう点では、例えば先日行ったアートウォークおやまとか、ワクチン接種なんかもそうでありますけれども、そういうイベントや行事の際には、それぞれが協力して行うということで対応をしております。本当に職員は少ない人数で、いろいろな行事・イベントに対応してくれているなというふうに感じているところでございます。

そんな中、やはりワンチーム、横串を刺して、こういうことに当たるということを円滑にやるということは、大変重要だというふうに思います。事あるごとにみんなで協力をして、必要なときには他課の応援を求めてやっていただきたいということは職員に申し上げております。

これからも、小山町役場ワンチームということで当たってまいりたいというふうに考えますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○8番（渡辺悦郎君） まだまだ聞きたいことはあるんですけれども、規程より再々しかござい

せんので、これで質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 本日の一般質問については、終了いたします。

お諮りします。ただいま町長から、議案第106号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第10号）、議案第107号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）の合計2件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号及び議案第107号の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願いいいたします。

追加日程第1 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第106号及び議案第107号について提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 今回、追加提案いたしましたのは、上野工業団地造成事業の工期延長に伴う一般会計及び上野工業団地造成事業特別会計の補正予算であります。

初めに、議案第106号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,071万3,000円を追加し、歳入歳出総額を138億470万4,000円とするものであります。

次に、議案第107号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ22億2,928万7,000円を減額し、歳入歳出総額を8,664万9,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正をするものであります。

なお、議案の審議に際し、企画総務部長及び理事から補足説明をいたしますので、よろしくお願いいいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第106号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第10号）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第2 議案第106号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第106号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,071万3,000円を追加し、予算の総額を138

億470万4,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

20款1項2目上野工業団地造成事業特別会計繰入金を1億941万3,000円減額しますのは、上野工業団地造成事業特別会計の事業年度延長により、精算による繰入れが翌年度となったことから、全額を減額するものであります。

次に、同じく2項4目総合計画推進基金繰入金を1億8,012万6,000円増額しますのは、上野工業団地造成事業特別会計の繰入金の減及び繰出金の増に充てるため、増額するものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

6款1項2目フロンティア推進費、説明欄(3)上野工業団地造成事業特別会計繰出金を7,071万3,000円増額しますのは、事業年度延長に伴い増額するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

追加日程第3 議案第107号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第3 議案第107号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事(増井重広君) 議案第107号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

補正予算書は別冊となります。

補正予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、上野工業団地の工事が今年度内に完了しないことに伴い、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22億2,928万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,664万9,000円にするとともに、繰越明許費を設定し、債務負担行為の変更をするものであ

ります。

初めに、繰越明許費について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

2款1項事業費のうち、許認可協議申請665万円、確定測量3,150万円、工事監理576万7,000円、分合筆登記事務50万円を繰り越しいたしますのは、今年度内にそれぞれの業務の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

次に、6ページの債務負担行為の補正についてですが、令和2年2月25日の令和元年度上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）で議決いただきました内容に関しまして、工事期間が令和5年度まで延びたことに伴い、期間を延長するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

1款1項1目不動産売払収入を23億円減額いたしますのは、年度内に工事が完了しないことに伴い減額するものです。

その下、3款1項1目一般会計繰入金金を7,071万3,000円増額いたしますのは、歳出に対して不足が生じる金額を繰り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費、説明欄（2）一般管理費27節を1億941万3,000円減額いたしますのは、今年度内に工事が完了しないことに伴い、一般会計繰出金を減額するものでございます。

その下、2款1項1目事業費を900万円増額いたしますのは、12節委託料において、今回の事業を完了させるために必要な確定測量850万円と分合筆登記事務50万円を増額するものでございます。

次に、10ページにかけまして、3款1項1目元金21億3,160万円と、その下、2目利子1,835万5,000円を減額いたしますのは、今年度内に工事が完了しないことに伴い減額するものでございます。

最後に、4款1項1目予備費を2,108万1,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第107号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月5日月曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時29分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 岩 田 治 和

署 名 議 員 池 谷 弘

令和4年第5回小山町議会12月定例会会議録

令和4年12月5日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
8番 渡辺 悦郎君 9番 藪田 豊造君
10番 米山 千晴君 11番 池谷 洋子君
12番 鈴木 豊君 13番 遠藤 豪君

欠席議員 7番 高畑 博行君

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	人口政策推進課長	石田 洋丈君
企画政策課長	勝又 徳之君	地域振興課長	小野 正彦君
総務課長	渡邊 徹君	公共施設マネジメント担当参事	伊藤 和彦君
防災担当参事	伊藤嘉代子君	福祉長寿課長	杉山 則行君
くらし環境課長	山口 幸治君	農 林 課 長	湯山 光司君
北郷支所長	武藤 浩君	学校教育課長	大庭 和広君
こども未来課長	坂本 竹人君	生涯学習課長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	5番 岩田 治和君	6番 池谷 弘君	

散 会 午後3時04分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

1番 室伏 勉君

1. 避難情報に関するガイドライン変更に伴う、本町の防災体制について

6番 池谷 弘君

1. カーボンニュートラルの取り組みについて
2. 老朽化した公共施設（北郷支所）の改築について

3番 小林千江子君

1. ALT活用と町独自の英語教育ブランディング化に関して
2. 障がい者を持つご家庭への生涯的な対応に関して

4番 佐藤省三君

1. 町内高齢者の現状とその対策について
2. 文化会館多目的広場のジョギングコース完成後の安全対策について

9番 藪田豊造君

1. 町民のための町政とは

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。高畑博行君は、本日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので御報告します。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで御報告します。教育次長は本日の会議を欠席しておりますので、御報告します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。なお、再質問については全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

最初に、1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

件名は、避難情報に関するガイドライン変更に伴う本町の防災体制についてです。

小山町は、豊かな水資源により形成された、明治近代化遺産の立地する駿河小山駅周辺から、富士山山頂、標高200メートルから3,700メートルまでを有する、文化と自然に恵まれた町であります。しかしながら、この源となる富士山と急峻な地形は、スコリアの脆弱性と相まって災害に大変弱い地域であります。このため、本町においては、地域の危険性を表記した防災マップ、富士山噴火に伴うハザードマップなどを広く周知するとともに、各地区に自主防災組織を設け、地区の実情に合った防災行政を実施し、町民の安心安全の向上に努めてきました。

このような中、令和3年5月の避難情報に関するガイドラインの変更は、住民の自治体からの避難指示を待たずに自らの判断による安全の確保行動を取ることが求められ、あわせて、地方自治体は、増加する高齢者の被災対応のため、避難行動要支援者の避難サポートを最優先事項とするなど、大きく方針の転換がなされています。

これらの点を踏まえ、当局の考えをお聞きします。

最初に、ガイドラインの変更により、住民は町からの避難指示などの発令に留意する。言うなれば、1、避難勧告は廃止され、避難指示のみとなり、2、避難指示は警戒レベル4であり、必ず避難することが求められ、3、避難する場合においては、自ら安全の確保とその判断をとした改正の内容と意味を、令和3年5月の変更から1年半経過しているにもかかわらず、理解している町民は大変少ないと感じています。この変更点の町民の理解度に対する見解とその周知に対する今後の対策を伺います。

次に、このガイドラインの変更により、町民は、自主的な判断により避難することとなりますが、町として、住民が徒歩で避難できる、ある程度の設備の整った避難所、コミセン、会社の寮などの整備が必要と考えます。また、避難行動要支援者の避難支援には、避難行動要支援者名簿と、その方々の個別避難計画が必須であります。その早期の作成には、地域の方々、特に自主防災組織の協力が不可欠であります。金銭的、人的及び設備的支援の公助はぜひとも必要と考えます。この2点についての見解を伺います。

最後に、先日の令和4年度防災講演会は、「激甚化する自然災害に向かい合う これからの地域防災のあり方」と題して、片田先生の講演を受けました。

この講演の中で、人は人として逃げられない。我が身の危険を感じるほどの事態に接したとき、人は何を思うのか。大人に対して、あなた達の姿勢が子ども達を避難させなくさせているという言葉が印象的でありました。災害の多発する本町に生活する町民の防災に対する自主性の向上とその確立が非常に重要なテーマであると感じています。

この講演を受け、町として、今後、防災行政を何をどのように進めるのか。総合計画及び国土強靱化計画の進捗状況とその整合性も含めて、町長の見解を伺います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをします。

初めに、避難情報に関するガイドライン変更に伴う町の防災体制についてのうち、町民の防災に対する自主性の向上と、それを確立させるための町の防災行政の具体的な進め方についてであります。

町民の防災に対する自主性の向上と、それを確立させるための防災行政の実現は、一朝一夕にしてなるものではなく、そのためには、長期継続的に一貫した防災行政、横断的な防災の取組、町民への直接的に働きかける防災訓練等の実施の三つの目標が重要と考えております。

一つ目の目標、長期継続的に一貫した防災行政についてであります。議員御指摘のとおり、総合計画の見直しや国土強靱化計画の進行管理を継続的に行うことにより、現在、防災上の目標がどの程度達成されているのかということを経後のまちづくりに適切に反映していくことと捉えております。総合計画も国土強靱化地域計画も、毎年、目標値を定めた施策の進行管理を行って

おり、今後も行政上の重要な指標として活用してまいります。

二つ目の目標、横断的な防災の取組についてであります。今年度から開催をしております避難行動要支援者個別計画検討会のように、町当局だけではなく、自主防災組織、民生児童委員、町内の福祉施設等、関連する各団体が協力していくことで、より幅広く町民の防災意識の向上へアプローチできるものと考えます。

三つ目の目標、町民へ直接的に働きかける防災訓練等についてであります。本町に多発している土砂災害に対する訓練はもちろん、先日の地域防災訓練で実施した富士山火山噴火避難訓練のように、我が身のこととして真剣に取り組む訓練を立案、実施することにより、訓練参加者の意識改革を促し、参加者の増加につながると考えます。

以上の三つの目標をそれぞれ長期的、中期的、短期的に捉え、各種の施策を当てはめていくことで、自然災害の脅威を持つ本町において大規模災害が発生したときに、町民一人一人が自らの意思で命を守る行動を取れることをビジョンとしていく所存であります。

その他の御質問につきましては、危機管理局長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 次に、避難情報に関するガイドライン変更についての町民への周知と今後の対策についてであります。

議員御指摘のとおり、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村が水害など災害の危険度合いに応じて発令しておりました避難情報の避難勧告は廃止され、避難指示1本に統一されました。

本町では、本年5月に成美、明倫、足柄各地区の自主防災会役員を対象として開催いたしました鮎沢川洪水ハザードマップ説明会におきまして詳細に説明をいたしました。このほかにも、昨年12月の地域防災訓練の際に明倫小学校で実施したモデル地区訓練においても説明し、町内各小中学校の防災教室や出前講座、広報誌、ホームページ等で周知をしております。

ただし、町民に対する周知の度合いは十分ではないと認識しており、今後も訓練や出前講座等、機会を捉えて、町民の皆様が迅速、安全、自主的に避難行動を取れるように、避難情報の手段や内容について理解を深めていただけるよう、周知に努めてまいります。

次に、避難所の整備と要支援者の個別避難計画作成等について、公助による共助への金銭的及び人的支援等についてであります。

各地区が地区防災計画で避難集合場所として定めた公民館、集会場、コミュニティセンター等には、新型コロナ流行以降、災害時に指定避難所以外の分散避難の避難先として活用ができるように、毎年10食を基準として非常食を配布し、自主防災対策事業補助金を活用した防災資機材や備蓄食料等の準備を進めるように推奨をしております。

小山町議会令和3年3月定例会で御質問いただきました、準避難所としての施設の増改築、機能強化につきましては、令和3年度、4年度の新たな避難先の創出に関する県の補助金が指定避

難所に限った対象であるため、国の補助金等を活用して、今年度は足柄地区コミュニティセンター、藤曲地区公民館を改修、新築し、地域コミュニティの場として防災機能強化も図っているところでもあります。

このほかにも、災害時には避難場所としての施設等提供についての協定を複数の企業と締結しており、本年6月の土砂災害に対する防災訓練では、信濃高原食品株式会社富士小山工場の協力を得て、指定避難所以外への住民避難訓練を初めて実施いたしました。

このように、災害時には協定企業も含め、避難者が良好な避難環境を得られるよう今後とも努めてまいります。

避難行動要支援者の支援につきましては、渡辺議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、現在、自主防災組織等複数の関係機関の参画を得て、避難行動要支援者個別計画検討会により作成に向けた検討を行っており、令和5年度から対象者の個別避難計画の作成の着手を目指しております。

また、本年10月には、御殿場市、裾野市と共催の2市1町地域防災指導者養成講座を本町で開催いたしました。講座受講後、防災士試験に合格した本町に関わる受講生は26人で、これにより、小山町防災士連絡会の会員は100人を超えました。防災士の増員により、各自主防災組織へのさらなるバックアップが期待されるところでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 再質問をさせていただきます。

最初に、長期継続的に一貫した防災行政についてです。

この中で、総合計画の見直しや国土強靱化地域計画の進行管理を継続的に行うことにより、現在の防災上の目標がどの程度達成されているのか。それを今後のまちづくりに適切に反映していくことと捉えているとの答弁であります。

町では、令和2年5月から小山町国土強靱化地域計画（改訂版）を運用しています。その中の第3章、国土強靱化のためのプログラム推進計画の3、プログラム推進計画の1-3、異常気象などによる大規模な土砂災害、水害、豪雨等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態には、ここ数年の台風、豪雨に見舞われている本町の対策プログラムが明記されています。

この令和3年度の計画、実行、評価、改善の結果と、令和4年度の計画、実行の進捗状況及び指標としての活用状況を伺います。

次に、横断的な防災の取組であります。

先日の渡辺議員への答弁では、今年度より避難行動要支援者個別計画検討会を発足させ、町福祉・危機管理担当者、福祉施設管理者、福祉専門職、障がい者の団体代表などの参加を得て作成に向けた検討を行っており、令和5年度から対象者の個別避難計画の策定に着手するとのことで

あります。また、議員の「遅い」との指摘に対して、個人情報であり、本人の同意が必要なため時間を要するとの答弁でありました。

私も行動が非常に遅いと感じています。個別避難計画完成までの具体的なタイムスケジュールを御教示ください。

また、横断的な防災の取組を推進する体制ではありますが、今年度、2市1町地域防災指導者養成講座が開催され、本町では新たに26名の方が合格され、小山町防災士連絡会の会員は100名を超えたとのことでもあります。

1、防災士連絡会と各自主防災組織とのつながりはどうなっているのでしょうか。万が一のとき、職務を離れて御活躍することが可能な防災士の方々は各地区に何名おられるのでしょうか。

2、私は、令和3年3月定例会において災害時に手助けをお願いできる方々への費用弁償についての考えを伺いました。今でも必要と考えておりますが、その後の町の対応について伺います。

3、町及び危機管理局内では既に定められているかもしれませんが、私は、自主防災組織、防災士、協力していただける地域の方を組織的に運用する地区ごとの町の統括者を設けるべきと考えます。成美、明倫、足柄、北郷、須走の各地区の防災訓練、出前講座などを通じて、日頃より各地区の要望、実情を把握し、町との橋渡し役を担う人間が必要であります。そのための危機管理局のスタッフの強化はマストであります。お考えを伺います。

最後に、町民の防災に対する自主性の向上と、それを確立させるための防災行政であります。先ほども申し上げたとおり、避難情報に関するガイドラインの変更は、住民に避難における自らの安全確保とその判断、言わば自助による行動を求めています。住民は、いつ、どこに、どのように避難するか、常日頃より決めておく必要があります。

このため、町では、防災マップ、富士山噴火に伴うハザードマップなどを公表しています。これは意見の分かれるところではありますが、マップの縮尺が小さく、読み取りが困難であることは事実です。

雲仙普賢岳の火砕流災害で大きな災害を受けた長崎県島原市では、倍率2,500分の1サイズの防災マップを作成し、住民に配付をしています。また、各自主防災でも地域防災マップを自主的に作成しています。

そのマップを各家庭に配付して、避難場所、危険箇所、避難経路を加筆すれば、我が家の防災マップが完成し、更にそのマップを集約することで、実情に即した防災マップが出来上がります。住民の自助への意識改革に大きく役立つものと確信しています。

また、本町の防災対策ガイドブックは、その作成より既に10年近く経過していると思います。最新の情報を倍率を大きくした防災マップに記載した新たな新防災対策ガイドブックの作成と、先ほど申し上げた地区ごとの地域防災マップの作成を早急に実施すべきであります。考えを伺います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） 室伏 勉議員の再質問にお答えいたします。

初めに、小山町国土強靱化地域計画、令和3年度の計画、進捗状況等と令和4年度の計画、活用等についてであります。

小山町国土強靱化地域計画は、令和2年度に改訂を行い、令和7年度までを計画期間として、リスクシナリオである255の指標を、毎年、進捗状況を把握し、検証を行っております。

御質問の1-3、異常気象等による大規模な土砂災害、水害、豪雪等による多数の死傷者発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱者が高まる事態の令和3年度の進捗状況は、37の目標値のうち、100%達成が25指標、80%以上達成が4指標、50%以上達成が2指標、50%未満が6指標でした。

令和4年度の指標につきましては、水位周知河川に指定された鮎沢川についての啓発や訓練等が達成率を上げる主な目標となりますが、今年5月と6月にハザードマップ説明会や水防訓練を実施いたしましたので、達成率は上がるものとなっております。危険地域の対象住民の方々のために、さらなる訓練の実施や災害情報等の周知に努めてまいります。

次に、個別避難計画の作成スケジュールについてであります。渡辺議員の再質問でもお答えいたしましたとおり、各自主防災組織からの避難行動要支援者名簿の人数は現在779人であり、この人数から検討委員会で対象者の絞り込みを行い、その後、計画作成の要支援者の同意を得て、ヒアリング、調査の実施、令和5年度からの作成となります。

繰り返しになりますが、より実践的な計画にするためにはこの重要な作業に時間を要するため、明確な期限をすぐに御掲示できないことを御理解いただきたいと思います。

次に、防災士連絡会と自主防災組織とのつながりについてであります。

各自主防災会組織から毎年提出される組織表には防災士の報告もあり、防災士は日頃から各種訓練支援等、地域の防災活動に携わっております。

各地区で活動する防災士の人数ですが、現在、10月に開催した養成講座で防災士試験に合格した方々を加えて、町内自主防災組織40のうち35の組織に防災士が在籍しております。

次に、費用弁償についてであります。

個別避難計画の作成には福祉専門職等の協力が必須となります。計画策定の補助については、国や県からの通知もあり、本町でも令和5年度の計画策定に予算の計上を予定しております。

次に、各地区との橋渡しを担うための危機管理局のスタッフ強化についてであります。

現在、危機管理局職員は、局長以下5人、全員防災士資格を持ち、それぞれの担当業務により、自主防災会組織、防災士連絡会はもちろん、進行中の個別避難計画作成のため、福祉関係の方々とも連携を強化しているところです。今後は、役場内の各部署の協力を得ながら、各地区との結びつきを深めてまいります。

最後に、防災マップの作成についてであります。

議員がおっしゃるとおり、本町の防災対策マップは平成26年に作成しており、富士山噴火に対する避難等、計画が変更となるページもあるため、内容を見直し、新しい情報を掲載できるように、内容の更新を行って作成を検討したいと思っております。

また、地区ごとの地域防災マップは、全ての地区が、地域の災害が起きたときを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を地域でつくる地区防災計画を既に作成済みです。更に、地域の防災情報を詳細に知っていただくために、自分の地域の緊急防災情報、ハザードマップ、危険箇所や避難所などが分かる静岡県防災のアプリの活用について、昨年度から、自主防災組織での研修会や広報誌などで啓発をしております。災害時、スマートフォンにより詳細な情報収集ができますので、今後もこの静岡県防災アプリの活用について周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 再々質問をいたします。

まず、国土強靱化地域計画であります。

先ほどの再質問でもお聞きしましたが、1-3、異常気象等による大規模な土砂災害、水害、豪雨などによる多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態の項目に、災害に強いまちづくり（急傾斜地崩壊防止対策）があります。

先日、生土区の第一県営住宅の裏から国道246号に向かう町道が歩行者通行禁止となりました。これは、城山に施工された急傾斜崩落防止施設にクラックが発生し、危険度レベル4に診断されたためであります。この城山の急傾斜施設に関しては、以前よりその危険性が指摘され、大雨のたびに城山より第一県営住宅駐車場に土砂が流入し、生土区より再三その改善の要望が求められていた箇所であります。

今のところ人的被害は発生しておりませんが、国土強靱化計画では「町は急傾斜地指定区域における土砂災害を防止するために、急傾斜地崩壊防止対策事業計画に基づき対策を図ります」と明記されています。避難情報に関するガイドライン変更に伴い、住民は自らの判断で安全を担保し、避難するわけですが、根本的な問題が解決されていないと感じます。

今回のケースは自助以前の問題であります。町は防災に対する数々の施策を語る前に、住民の命を守る、この行動をすべきではないでしょうか。

本町には、急傾斜地に指定されている箇所も多数存在します。町及び危機管理局は、町内においてこのような防災上のリスクをどこまで把握しているのでしょうか。リスクの洗い出し、言うなれば防災のリスクアセスメント、これを個別避難計画と併せて1日でも早く実施すべきです。考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 室伏 勉議員の再々質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、防災総括に関することは危機管理局で担当してございますが、その他急

傾斜事業等々、それぞれの担当部署もございまして、それらの部署と連携を図りながら、もう1回総点検をして見直してまいりたいと、このように考えます。

以上であります。

○1番（室伏 勉君） 以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、6番 池谷 弘君。

○6番（池谷 弘君） 本日、2件の質問をさせていただきます。

まず1件目は、カーボンニュートラルの取組についてであります。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を抑える努力を追求し、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること等を合意しました。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

それを受け、小山町は、2022年3月29日、全国674番目に、町長が2050年までに二酸化炭素排出量実質0を目指すことを宣言し、木質バイオマス発電施設の整備、大規模太陽光発電施設の整備、地域資源とICTを活用した次世代施設園芸拠点の整備、森林循環利用サイクルの確立、地域公共交通活性化事業（町内全域における乗り合いのデマンドバス網の整備、利用推進）などで対応していくと表明しております。

2050年のカーボンニュートラルを達成するためには、地域の脱炭素化の取組が欠かせません。そのためには、地域資源である再エネの活用が必要であり、あわせて、地域経済の活性化や災害に強いまちづくりなど、社会課題の解決に貢献する再エネ事業とすることが重要となっています。

町長表明以外にも、小山町独自で進めていけるLED化や、農業のみどりの食料システム戦略や、現在焼却している下水汚泥の堆肥化や、豊かな湧水を利用した小水力発電、老朽化施設の統廃合、環境教育等も行っていく必要があります。これらを進めていくためにも、早急に国で進める炭素先行地域に名のりを上げていくことが必要と考えております。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、現在の炭素排出量と目標炭素排出量は。

2点目としまして、排出量削減の施策は。

3点目、脱炭素の計画提案書の作成は。

4点目、炭素先行地域の申請について。

5点目として、肥料高騰対応の下水道汚泥や廃棄トマト培養土肥料化の検討について。

6点目、小水力発電等の検討を行っていくのかどうか、伺います。

次に、2件目は、老朽化した公共施設（北郷支所）の改築についてであります。

北郷支所は北郷地区民の拠点でもあります。老朽化しており、既に2階の会議室は使用を中止されています。本庁の改築は基金をつくり対応を進めていますが、今後、町の財政が悪化して

いく中で公共施設の統廃合の可能性検討もあります。南海トラフ地震も想定されている中で、地域での拠点でもある、耐震性にも問題がある北郷支所の改築は早急に求められています。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、北郷支所改築の今後の予定について。

2点目として、改築については、区長会等区民の意見聴取の考えはあるのかどうかを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

初めに、カーボンニュートラルの取組についてのうち、3件目の脱炭素の計画提案書の作成と4件目の脱炭素先行地域の申請についてお答えをします。

池谷議員御提案のとおり、国は、2050年カーボンニュートラル目標達成のために、脱炭素化に向けて地域特性等に応じて先行した取組を2030年度までに実施する地方公共団体について、今年から募集を始めております。2025年度までに全国で100か所程度を選定し、環境省を中心にその取組に対し支援し、先行地域での取組事例を全国的に広げていこうとするものであります。

本年度、既に46件が選定されており、県内では静岡市が選定されております。

応募に当たっては、2030年度までに実施する具体的な事業計画の立案が必要となり、現状把握、取り組むべき事業の根拠と実現性や継続性の検討を十分にしなければなりません。今後、選定された自治体の取組なども参考に研究してまいりたいと考えております。

次に、老朽化した公共施設（北郷支所）の改築についてのうち、まず、北郷支所改築の今後の予定についてであります。

北郷支所の支所部分の建物は昭和56年に建築され、法定耐用年数は38年であり、平成31年に耐用年数を迎えました。また、コミセン建物は昭和47年に建築され、法定耐用年数は50年であり、令和4年に耐用年数を迎えており、老朽化している施設であります。

平成27年度に実施した耐震診断の結果によると、支所部分については耐震性があり、現在も使用しておりますが、コミセン建物については耐震性が不十分なため、危惧されている南海トラフ地震などが発生した場合、建物の倒壊の可能性が否定できないため、本年度から使用を中止し、休館としております。そのため、コミセン施設を使用する地域の団体に対しましては、代替施設や総合文化会館を案内することにより対応しております。

北郷支所とコミセンについては、建築年次も異なり、別々の建物であります。実際には一体となっており、仮に巨大地震が発生した場合、どのような影響が相互に生じるのかは不明であります。そのようなことから、北郷支所及びコミセン建物について、数年前から役場内で様々な検討を重ねており、本年度は、役場内部で組織する公共施設等マネジメント委員会において北郷支所の建て替え等について検討いたしました。

検討した内容といたしましては、現施設を耐震化した場合と更新した場合の費用面での経済比

較、コロナ禍以前の現施設の使用状況、代替施設の使用状況、今後の使用見込み、周辺に存在する類似機能を持つ施設での代替使用の実績及び可能性等であります。

その結果、マネジメント委員会の結論としては、現施設に対して耐震補強等の大規模改修を実施するよりも、公共施設マネジメントの観点からも、施設規模を縮小し、同じ場所で建て替えることが将来的にも有効であるとの判断をいたしました。

今後、マネジメント委員会の結論を基本とし、早急に町の方針として決定し、事業を進めてまいりたいと考えますが、現在の場所において建物を更新するためには支所機能の一時的移転等が必要となることから、次年度に計画を具体化するための予算を確保することを考えております。

次に、改築について、区長会等区民の意見聴取の考えについてであります。

町では、北郷支所やコミセンについての今後の方針を区長会や地区の方々に対して丁寧に説明し、意見聴取を行いながら進めていくことが重要であると考えております。

公共施設マネジメントの考え方を基本として、今後の人口の推移、各区のコミセンや公民館等の設置状況、役場業務のデジタル化推進等を考慮した施設規模などについて、地区の方々からの御理解を得ながら進めてまいります。

その他の御質問につきましては、住民福祉部長、経済産業スポーツ部長、企画総務部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 私からは、初めに、カーボンニュートラルの取組についてのうち、1件目の現在の炭素排出量と目標炭素排出量についてであります。

本町の炭素排出量を現在のところ把握しておりませんが、本年度、小山町全域の温室効果ガス排出量算定調査を進めており、年度末までに完了する予定であります。

目標炭素排出量の数値につきましては、算定調査により現在の排出量を把握した上で設定してまいります。

次に、2件目の排出量削減の施策であります。再生可能エネルギー発電施設の整備や公共施設をはじめとする各施設への太陽光パネル設置、各家庭向けの省エネ機器導入に係る助成制度の拡充、更には環境教育の充実など、規模や費用の大きさによらず様々な取組が挙げられます。また、現在、計画段階ではありますが、本町における再生可能エネルギー事業の実現の可能性を探る調査の実施を検討しております。

現在の環境基本計画は令和5年度までの計画であり、来年度に同計画の見直しとなります。本町が進めていく温室効果ガス排出量削減に向けての重点施策等を計画の策定の中で検討、協議してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 私からは、5件目の肥料高騰対応の下水道汚泥や廃棄ト

マト培養土肥料化の検討についてであります。

議員御承知のとおり、現在流通している農業用肥料につきましては、ウクライナ情勢の影響を受け、輸入に依存している窒素、リン酸、カリウムを含む肥料の価格が高騰しております。この影響を受け、国では、本年10月に下水道汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた検討会が開催されたことや、補正予算を投じるなど、肥料の国産化と価格を抑制する取組が始まったところです。

本町においても、環境基本計画に環境保全と環境への負荷の少ない農業の課題の取組の一つといたしまして、バイオマス資源を活用した地域内の資源循環型農業の推進を位置づけております。様々な状況が変化する中で、下水道汚泥や廃棄トマトの残渣など、廃棄物をリサイクルし、肥料化することは環境に配慮した考えであり、加えて、身近で調達可能な材料で安価な肥料生産の可能性が見いだせれば、農業従事者の負担軽減にもつながります。

今後、国や県の動向を注視し、情報収集するとともに、富士伊豆農業組合と肥料化の可能性について検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、6件目の小水力発電等の検討は、についてであります。

クリーンな循環エネルギーである水力を利用する小水力発電は、小さな川や用水路で発電ができ、環境に与える影響が少なく、季節や時間帯を問わず年間を通じて安定供給が可能なため、今後普及が期待されているエネルギーであります。また、高低差が大きく、水資源が豊富な本町にとって、小水力発電は好条件とも言えます。

本町においても過去に導入について検討いたしました。が、経済性などが厳しいとの判断により、実現に至りませんでした。しかしながら、世界的な脱炭素化の流れの中、小水力発電等の再生可能エネルギーに寄せられる期待は大きいものがありますので、既に導入している市町の事例の調査研究を行い、小水力発電等の導入に必要な手続や発電に有望な地点などの検討を進めるとともに、民間事業者の技術力や管理運営に係るノウハウを有効活用できるよう、官民連携により本町の特性に合った取組について検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 再質問させていただきます。2件6点、再質問をさせていただきます。

1件目は、カーボンニュートラルの取組について、3点伺います。

国では、脱炭素先行地域は地方自治体や地元企業、金融機関が中心となり、地域特性等を活かして、地域課題を解決し、住民の暮らしの質を向上しながら、脱炭素に向かう先行的な取組を実施するとともに、環境省を中心に国も積極的に支援していきます。このような考え方で、脱炭素先行地域の要件については、地域が主体となり、地域特性に応じた効果的な手法を活用し、民生部門、すなわち家庭部門や業務その他部門の電力消費に伴うCO₂排出実質0を実現し、運輸部門

や熱利用等についても、国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現します。そして、これら実現の道筋を2025年までに立て、2030年までに実現していただきますとあります。

これらを受け、そこで再質問をいたします。

1点目、財政の厳しい折、計画推進のための関係省庁の支援を得ていくためにも、町民の理解や協力を得て地域主体の事業計画の作成が必要と考えます。現在考えている予定を再度伺います。

2点目といたしまして、現在の炭素排出量の算定をどのように進めているのか伺います。なお、対応が広域的になる場合も想定されますので、広域的な調査も行う考えはあるのか伺います。

3点目として、政府として2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことやみどりの食料システム戦略を実行していく上で、小水力発電の取組を更に推進していくことが重要と、農水省や国交省でも推奨しております。また、小水力発電の推進に向け、平成25年に従属発電への登録制の導入等河川法が改正され、手続の簡素化、円滑化が図られています。また、落差1メートルでも高効率の発電ができる小水力発電や、水深10センチメートルの水路などの小さな農業用水路など水量の少ない場所での発電機等も開発されております。

今後検討していくとの回答をいただきましたが、町内全域での農業水路の活用も検討していく考えがあるのか伺います。

2件目は、老朽化した公共施設（北郷支所）の改築について、3点伺います。

1点目は、次年度、北郷支所の具体化予算を計上するとの答弁がありましたが、具体化する前に区長会や区民の意見を聞くための公聴会等の予定、また、意見の結果、必要なら、建設計画の見直しもあり得るのかということを考えているのか伺います。

2点目といたしまして、現在の場所に建物を更新するために一時移転の必要があるとの答弁がありましたが、一時移転の必要がなく、また、地域の打合せをする際に駐車場所が狭いなど不便を解消するため、ほかの場所での建て替えの検討の可能性はあるのかどうか。

3点目といたしまして、財政が厳しい折、財源化確保について伺います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 池谷 弘議員の再質問にお答えさせていただきます。

初めに、現在の計画策定において考えている予定ではありますが、環境省などの支援を得られることは大変有効であります。先ほどの町長の答弁のとおり、また、議員の御意見のとおり、2025年度から2030年度までの先行的な取組を行う事業計画を作成し、選定されなければなりません。現時点では研究する前で具体的な計画もないことから、予定をお伝えできる段階ではないと考えております。

次に、現在町が進めております温室効果ガス排出量算定調査ではありますが、専門の知識とデータ分析の技術を有した事業者へ業務委託をして実施しております。算定に当たっては、可能な限り、国、地方公共団体、その他公的機関による公表データ統計値など、根拠が明らかで信頼性の

高いものを用いることとしており、算定方法は、地球温暖化対策実行計画の策定・実施マニュアルに規定される方法により算定いたします。

排出量の現状把握につきましては、各自治体単位で算定し、それぞれの市町の実態を確認しているところであります。広域的な調査の実施につきましては、広域的な視野で検討する必要がある場合に検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 池谷 弘議員の再質問の3点目の町内全域で農業用水路の活用も検討していく考えは、についてでありますけれども、農業用水路、農業用水を利用した簡易な小水力発電については、流量と落差があれば設置が可能であり、発電した電気を鳥獣害防止電気柵や防犯灯に利用するなど地域資源としての活用が可能で、環境教育にも有益な取組なものと考えております。

しかしながら、小規模であるがゆえに発電量も少ないこともあり、発電した電気をどう活用するのか、地域での目的をしっかりと共有し進める必要があると思います。そのため、地域の意見を尊重するとともに、部長の答弁の繰り返しになりますが、小水力発電の先進事例や各種補助の調査研究を行い、導入の可能性について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 2点目の再質問についてお答えいたします。

まず、北郷支所建て替えの計画の見直し等、また、それから住民の意見等についてですが、まず、現時点では具体的な計画というところまでは至っておりません。ということで、これから計画をしていかなければならないということで、そのための具体的な予算を令和5年度の当初予算にのせられたらというふうに考えております。

また、その先、住民の皆さんから御意見ということでございますが、その意見の結果、取り入れられるものは取り入れるということを検討していきたいというふうに考えております。

それから、ほかの場所への建て替えの検討の可能性ということでございますが、内部でもいろいろ検討した結果ですが、現在の北郷支所というのは北郷地区のほぼ中心にございます。また、歴史的な形態もございます。今後地域コミュニティを推進していくためにも、現在の場所において支所を更新することが一番よろしいのではないかと考えているところでございます。

それから、3点目、財源の確保についてですが、こちらにつきましては、庁舎の建て替えの財源につきましては、起債や、それから基金を含む一般財源などを検討しております。

それから、財源のことと一緒に併せまして、将来にわたり、維持管理コスト、これの低減を図らなければいけないということで、その辺も含みながら考えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 通告に従い、ALT活用と町独自の英語教育ブランディング化に関して、並びに障がい者を持つ御家庭の生涯的な対応に関してを一括質問一括答弁方式にて質問させていただきます。

現在、町は年間約2,400万円を計上し、5名のALTを4社の派遣会社を通じて町へ派遣しております。中学校には毎週4時間、小学5、6年生には週2時間、そして3、4年生には週1時間の英語授業が行われ、日本人教師のアシスタントとしてALTを導入しております。また、英語検定の無料化などを実施し、子ども達への英語教育を推進しております。更に、国際友好協会と連携し、英語弁論大会や、国際友好都市であるカナダ、ミッション市との交流など官民連携を図り、幼少期からの子ども達の国際感覚、また、英語教育に対し取り組んでおります。

それらを踏まえ、今後さらなる小山町の英語教育の推進、そして、町独自の英語教育のブランディングに関して質問させていただきます。

まず、一つ目に、授業におけるALTのさらなる利活用に関してお伺いいたします。

現在、小学校、中学校ともに授業は日本人教師が主導して授業を進め、ALTはあくまでもサポートとして授業に参加しております。耳から生きた英語をと手配したはずのALTであるならば、日本人教師主体での授業ではなく、アシスタントではありますが、ALTを主体とした生きた英語を中心として授業を進めることもALTを導入した本来の目的を達成できるのではと考えますが、町はALTの利活用状況をどのように把握し、また課題をどのように分析されているのか、お伺いいたします。

次に、小学校の英語初期において、英語圏の子ども達に読み書きを教えるために開発された指導法でもあるフォニックスの導入に関してお伺いいたします。

フォニックスとは、先ほども御説明したとおり、英語圏の子ども達に読み書きを教えるために開発された指導法です。これは、アメリカなど、そういったヨーロッパ圏において、公共教育で教えて、英語の授業として取り組まれているものです。

英語には基本的なルールがございます。例えば、その一つとして、アルファベットの音を覚えさせることがあります。通常、日本の学び方ですと、猫の「CAT」は、C、A、Tとつづられ

ている状態をその単語ごと覚えさせ、読ませますが、このフォニックスですと、Cは“C”、Aは“A”、Tは“T”とアルファベットの音をそれぞれ学び、その音を合わせることで、“CAT”と読むことを覚えさせます。アルファベットの音を習得し、また、英語を読むルールさえ覚えれば、どのような単語でも読み、そして書くことも可能となります。もちろんルール外の例外も多少ございますが、それらは基本さえ覚えてしまえば、習得は幾らでも可能です。

フォニックスを知っておくことは、英語を学ぶ上で大変効果的であると思います。英語教育に町独自でそのような学びをALTのサポートを活用しながら導入することは、カリキュラム次第で十分可能であると考えますが、町の見解をお伺いいたします。

次に、現在、中学生の英語授業では全ての授業にALTを配置しております。しかしながら、中学ともなると文法を中心に学ぶ機会が多くなり、そのような際には、ALTの活用よりも英語教師による文法中心の授業が求められ、どちらかといえば、ALTを無理やり当て込み活用する場面が出てしまう状況が生じてしまうかと考察されます。

文法の授業では、無理にALTを活用しようとするのではなく、対話する授業との差別化を図り、ALTを中心とした授業を構築することで、よりALTを活用することができるのではと考察いたしますが、町の考えをお聞かせください。

次に、カリキュラムに関してお伺いいたします。

小学3年生から中学3年生までの約6年間をかけ、ALTを導入し、英語の学びを得るわけですが、せっかくALTを活用するわけですから、英語活用能力を用いて、最終的に何ができるようになったのかが重要であると考えます。例えば、中学3年生になれば、英語でディベートなどの討論ができるようになるなどが分かりやすいかと思われます。

町は現在どのような取組を持ち、どのような成果を得られているようカリキュラムを組まれているのか、課題等を含め、お聞かせください。

次に、大項目の2として、英語教育のブランディング化に関してお伺いいたします。

ブランディングとは、他と区別できるものをつくり、それに対する信頼や共感によってほかとは違う価値を生み出すことを意味します。

小山町の英語教育をブランディングさせることは、すなわち独自の英語教育を確立させ、町の英語教育に対する価値向上や他市町との差別化を図ることです。

小学校3年生から中学校3年生までにかけて、ALTをフルに活用した小山町独自のカリキュラムを組み、公立に通いながらも、町に住みながら留学ができる、そんな取組を町独自で持ち、更にそれを町の強みとしてブランディング化させることで、英語教育の独自性を図ることができると思いますが、町の考えをお聞かせください。

次に、情報の発信力に関してお伺いいたします。

英検の無料実施、英語弁論大会や国際友好都市であるカナダ、ミッショント市との交流など、町が施行している英語教育に関する取組やその結果などの情報発信が町の魅力として十分に発信さ

れていないように感じます。

発信力の強化を図り、町の魅力として情報を町内外へ発信するべきと考えますが、町はどのようなお考えでしょうか、お聞かせください。

大項目の3として、講師指導力のさらなる充実に関してお伺いいたします。

ALT派遣先の選択は、毎年11月に企業からプレゼンを受け、教育委員会の事務局と各小中学校の英語の担当が評価委員となり、プレゼンを採点し、見積なども加味しながら派遣先を選択していると聞いております。よりよいALTの確保に際しどのような選定の基準を設けられているのか、お聞かせください。

次に、授業準備等の時間確保、教員の指導力、学級担任とALT等の外部人材との打合せの時間確保、小中の連携の具体的な工夫などが課題として上がっているようです。英語指導員、支援員、ALT間で行う情報の共有や勉強会はどの程度行われているのか、現状とその課題をお聞かせください。

次に、ALTの派遣に際し、特に課題として上がるのが、派遣されるALTの質が上げられます。まだ教え慣れていない新人ALTが派遣される場合もあれば、ベテランのALTが派遣される場合もあり、様々です。このALTの質で授業が左右されないようにするためにも、カリキュラムの充実を図る必要があると考えますが、町のお考えをお聞かせください。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

障がい者を持つ御家庭に対し、町は様々に支援の手を差し伸べ、御対応くださっております。しかしながら、課と課の縦割りの組織運営における連携不足、また情報共有の不足により、実際に問題が生じてしまう事態が近年発生しております。

特に町外から移転してきた障害を持つ御家庭への対応に穴が見受けられているようです。

児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月には、こども家庭センターの設置が努力義務とされる中、町の障がい者を持つ御家庭への生涯的なサポートをお伺いいたします。

大項目の一つとして、障がい者支援の拡充に関してお伺いいたします。

年齢や症状で課をまたぐ差別化を図るのではなく、包括的に障害に対してサポート支援ができる課をつくり、健康増進課、福祉長寿課、学校教育課、こども未来課を結びつけてくれるためにコーディネーターを設置し、DX等も活用しながら情報の共有のシステム化を図り、障がい者を抱える家族に対し、包括的な支援を提供できる窓口並びに体制の構築が求められます。町の見解をお聞かせください。

次に、大項目二つ目として、療育こども園の開設に関してお伺いいたします。

現在、町内には療育可能な町立のこども園がありません。療育が必要とされる子どもは、全て町外でその対応をお願いしている状況です。町内で療育を必要とする子ども達へ、町内でも療育ができるよう町の働きかけも求められるのではと考えますが、町の考えをお聞かせください。

次に、小中学校には、国家資格を持つ臨床心理士が必要に応じ、心理テスト等を用いて、心理

査定技法や面接査定を行い、児童生徒に沿ったアドバイスを教師、保護者を交え御対応くださっております。こども園にもこのような臨床心理士による必要に応じた対応が求められると考えますが、町のお考えをお聞かせください。

大項目三つ目に、インクルーシブ教育導入の検討をお伺いいたします。

インクルーシブ教育とは、障害のある方が持てる能力を最大限まで発達させ活躍できる社会をつくるという目的の下、推進を図ろうとする仕組みです。過去において、ある一定程度の障害のある方は、養護学校や盲学校といったように障害別に分かれた学校でそれぞれ学ぶこととされてきました。これは、社会の障害のある方に対する偏見や差別という側面もあった一方で、教育を受ける権利を保障するには、専門の場で専門に教育された教員による指導が様々な資源が不足している中ではベターであると考えられていたという側面もあります。

しかしながら、人はそもそも多様であるということを前提に多様性を尊重していくことが大切との考え方が広まるようになってきました。これにより、障害の有無によらない社会づくりと個人の社会参加を大切にするという考えが発展し、教育の仕組みも検討されてきました。

このような歴史の中で生まれたのが、インクルーシブ教育です。

現在、町では、特別な支援を必要とする子どもは、小学校では支援学級や支援学校に在籍し、通常学級の同級生とは定期的な交流を持つスタイルを実施しております。それぞれの子どもの能力や苦手なことに応じ、授業が適切に受けられるための合理的配慮を調整することで、通常級での受け入れができるインクルーシブ教育が社会的にも求められようとしています。町は、このインクルーシブ教育をどのように考えられておりますでしょうか、お聞かせください。

次に、将来的にはインクルーシブ教育の歩みを進めることも求められておりますが、喫緊の課題として、特別支援学級のさらなる支援拡充が必要とされております。現在、町内中学校において、特別支援学級（知的）は全校に支援対応がされておりますが、小山中学校、須走中学校のみで、特別支援学級（情緒）は設けられておりません。町内どの中学校でも支援ができる体制づくりが設けられていない状況です。送迎できる保護者の負担や、なれ親しんだお友達との離別など、生徒や保護者の心的負担軽減のためにも、全ての学校で対応が可能となるよう支援の拡充が求められておりますが、町のお考えをお聞かせください。

最後に、精神保健福祉士の必要性に関して質問させていただきます。

精神保健福祉士とは、専門的知識及び技術をもって精神障がい者の社会復帰の促進を図り、地域相談支援の利用に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活の適応のために必要な訓練、そしてその他援助を行う専門家です。

社会環境の変化に伴い、精神保健福祉士が果たす役割は多岐にわたるようになりました。

子どもとの関わりとしては、胎生期から産じょく期、乳幼児の親による虐待、ネグレクト、育児不安、そして学童期では、学校への不適合、行動異常、不登校、心身症、いじめ、ADHDなどで必要とされ、思春期でも不登校や引きこもり、自殺願望や神経性食欲不振や社会性逸脱行為

など、メンタルヘルス課題における子どもを取り巻く環境はとても複雑に、そして困難になってきているのが現状です。

このような様々な状況を踏まえ、国は令和6年4月を目標にこども家庭センターの開設を努力義務と定め、各市町村へその設置を促しております。また、令和7年には精神福祉士を置くことを義務づけております。

精神保健福祉士をこの小さな町で確保することは容易ではないことは十分承知しておりますが、この状況を町はどのように見ているのか、その見解をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小林議員にお答えします。

初めに、障がい者を持つ御家庭への障害的な対応に関してのうち、包括的に障害に対してサポート支援ができる課をつくり、コーディネーターを設置し、障がい者を抱える家族に対し包括的支援窓口と体制の構築についてであります。

町では障がい者支援に対し、福祉長寿課を中心とした体制により対応しておりますが、状況により課をまたぐ支援体制となることは多々あります。そのような事案に対しましては、各課連携して解決していくことが重要であります。

現状では、各課、各担当の連携を確実にするよう、職員一人一人が町民に寄り添った支援のできる体制としては機能していると考えております。

今後、新たに設置されるこども家庭庁が示すこども家庭センターやコーディネーターの配置が必要であると判断したときには、関係各課と協議し、対応してまいります。

その他の御質問につきましては、教育長、住民福祉部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 次に、ALT活用と町独自の英語教育ブランディング化に関してのうち、授業におけるALTのさらなる利活用に関してであります。

ALTは、外国語指導助手として、担当教員が作成した指導計画、学習指導案に基づき、担当教員が行う授業に係る補助をすることになっております。

中学校の英語担当教員は英語科の教員免許所有者で、三つの小学校には、中学校と同様に英語科の教員免許所有者が英語専科教員として配置され、授業を行っております。教員とALTで教材研究や打合せを重ねることにより、授業中での役割分担も決め、デモンストレーションや個別のスマールトークなどで子ども達はネイティブな発音に触れることができます。また、ALTは授業以外の学校活動でも積極的に子どもと関わっているため、生活の一部となる生きた英語に触れるだけでなく、ALTの母国の文化を理解することにもつながっていると考えております。

課題としましては、ALTとしての経験年数などにより、教員とのコミュニケーションに時間がかかる場合もあります。また、英語専科教員の配置のない二つの小学校では学級担任が授業を

行っているため、ALTとの十分な教材研究や打合せの時間を持つことが難しいことなどが挙げられます。

フォニックスの導入については、現在もALTを活用し、チャンツや歌など、フォニックスを取り入れた授業を行っております。

文法などの授業の差別化については、学習指導要領で、中学校の英語授業において、文法とオーラルコミュニケーションを区別して学習するようになっておりませんので、学習内容にかかわらず、基本的に英語の授業にはALTを配置しております。

小学校3年生、4年生の外国語活動、小学校5、6年生の外国語から中学校の外国語までの一貫性を持ったカリキュラムは学習指導要領になります。7年間の英語学習を行い、中学卒業時には、進んでコミュニケーションを取る態度、自分の言葉で自分の意見を伝えることができる力を身につけ、中学校3年生の最終単元でテーマを決め、発表の場を設けることなどを実施しております。

課題としましては、英語学習を意識しての小中連携を深めることであります。

次に、英語教育のブランディング化についてであります。

町独自のカリキュラムを組み、英語教育の独自性を図ることについては、外国語に限らず、学校では学習指導要領に沿ったカリキュラムで授業を行っていますが、その中でALTを活用して質の高い授業を展開していく必要があると考えております。

昨年度は小山中学校で、今年度は北郷中学校と北郷小学校で、タブレット端末を活用してオンライン国際交流授業を行いました。オンラインではありますが、同年代の外国人と会話する経験は子どもにとって価値のある学びとなっております。また、同じくオンラインで町内の中学生が英語で交流をしております。ALTの活用だけでなく、ICTの活用も併せながら英語教育の独自性を図っていきたいと考えております。

町が行っている取組については、中学生を対象に小山町夢チャレンジ支援事業として、実用英語技能検定の検定料を全額補助しております。令和3年度の実績では全体の59.5%の生徒がチャレンジしました。英語スピーチコンテストでは、小山町国際友好協会が実施しており、本年度も町内の中学生9名が参加する予定であります。国際友好都市であるカナダ、ミッション市との交流につきましては、コロナ禍の影響により3年間交流ができていない状況ではありますが、令和2年度から延期となっているカナダ、ミッション市からの公式訪問団の受入れを令和5年度に実施する予定でありますので、今後、情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

次に、講師指導力のさらなる充実についてであります。

ALTを派遣する業者の選定はプロポーザル方式により選定しております。評価基準としては、会社の考え方、方針及び意気込みなどの信頼感、英語教育の向上を目指した研修会や資料活用能力などの企画力、ALTの人選、ALTへの教育及び研修などのALTの質、年間計画、授業案、教材や教具は適切かなどの教育プログラム、緊急時の対応方法、勤務態度への指導など、安全性・

危機管理の5項目と見積金額で総合的に評価をしております。

英語担当教員とALTの情報共有や勉強会などについてであります。中学校では英語担当教員とALTでの情報共有の時間は確保されております。小学校でも、英語専科教員が配置されている三つの学校では、教員、ALT、英語支援員間での打合せの時間はありますが、他の2校では十分な打合せの時間を持つことが難しくなっております。

また、学習指導要領にのっとり英語担当教員が授業を進めることから、ALTによって授業が左右されることはありませんが、ALTは会社のトレーニングでスキルアップをし、英語担当教員は、静岡県や駿東地区の研修会を受講したり、自主的に研究指定校の発表会に参加するなど、授業力の向上を目指しております。

次に、障害を持つ御家庭への生涯的な対応に関してのうち、町内で療育を必要とする子ども達への町の働きかけについてであります。

町では、1歳6か月健診や3歳児健診などの乳幼児健診で発達について心配や気になる特性がある場合には、健診事後教室を紹介し、専門家による個別相談を実施しています。また、こども園に新年度入園する際には、小山町特別支援保育実施要綱に定める就園支援委員会において、園児のこども園での集団生活における態度や反応を見て、こども園での集団の保育の適応や養護保育が必要であるかを決定しております。園児にとって最善の環境はどこなのかを第一に考えておりますが、発達支援の施設のよさ、こども園のよさを選択するのは保護者になります。児童発達支援事業所の利用を選択された場合には、現在小山町に事業所がないため、町外での利用となります。こども園を選択される方は、町内こども園で支援の必要度に応じた支援員を配置し、養護及び教育を行っております。

町では、療育専門のこども園ではなく、各こども園で子どもが集団生活や社会生活を送るためのサポートを行っていますが、子どもの特性に応じた対応や特性を理解する保育の難しさを感じているところであります。

次に、こども園での臨床心理士による対応についてであります。

まず、学校教育課の臨床心理士ですが、こども園でも必要に応じ対応できる体制となっております。また、発達の心配や特性に対する不安等がある相談等に関して、臨床心理士や言語聴覚士、公認心理師とも契約を交わし、対応しております。こども園で発達等で気になる子どもがいる場合には、こども園を巡回し、相談できる体制を整えております。具体的には発達の遅れや障害の特性に対応した指導内容や方法、個別の指導計画に関することや保護者への対応に関することなど、指導、助言を行っております。

以上であります。

次に、インクルーシブ教育の導入の検討についてであります。

インクルーシブ教育とは、障害のある子ども、障害のない子どもが共に学ぶ教育システムである。一人一人が必要とする合理的配慮の下、必要な支援を受けながら学習することを目的として

います。

インクルーシブ教育においては、同じ場所で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、通常学級、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意していくことが必要であります。

本町においても、通常級のほかに、特別支援学級は小学校で7学級、中学校で5学級開設しており、各学校では、通常級と特別支援学級との交流や共同学習などを日常的に行っているところでもあります。

また、毎年度、小中学校に在籍する児童生徒、就学前の児童で障害などを有する子どもの就学の適正に期するため、小山町教育支援委員会において、障害の状況、本人の教育的ニーズ、保護者の意見、医学的、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の適否や支援をする仕組みを取っているところであります。

また、就学時に決定した学びの場は固定したのではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら毎年度判断することとしております。

更に本町では、小学校1、2年に低学年支援員の配置や、特別な支援を要する児童生徒の対応として、小中学校に特別支援員を配置し、個々の教育的ニーズなどの対応を図っております。

次に、中学校の特別支援学級の自閉・情緒学級の拡充についてであります。

議員御指摘のとおり、現在、北郷中学校には特別支援学級の自閉・情緒学級はなく、該当する生徒がいた場合には、小山中学校の自閉・情緒学級に入級することになっております。北郷中学校に新たに特別支援学級の自閉・情緒学級を開設するには、教員の定数にも関わっていることから、町からの意見を基に静岡県教育委員会が決定することになります。

これまで、北郷中学校に入学する児童生徒の中で特別支援学級の自閉・情緒学級に該当する児童生徒は少なく、該当者がいない年も多くありました。新設できたとしても、数年で休級してしまうことが予想される状況や、入級者が一人などの場合に新規に開設することは難しいと考えております。

今後、北郷中学校への特別支援学級の自閉・情緒学級の新設については、該当する児童生徒数の状況を見ながら県教育委員会と協議していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 私からは、町に精神保健福祉士がいないが、今後必要とされる人材であると思うが、についてであります。

本町では、精神的な障害をお持ちの方の相談については福祉長寿課が担当し、社会福祉法人に委託して相談の受入先を確保しております。

具体的には、社会福祉法人飛翔の会やまいも倶楽部と委託契約を締結しております。

やまいも倶楽部には精神保健福祉士の資格をお持ちの方が3人おり、精神に障害のある方の相談を受け、また障がい者サービスの計画策定等を行っております。

委託先の相談以外では、町福祉長寿課に所属する保健師が御殿場健康福祉センターと連携して対応しているほか、委託先のやまいも倶楽部の精神保健福祉士の意見を聞き、指示を仰ぐのしで対象者との相談に応じております。

委託事業や関係機関との連携により、現在は精神障害に関しての相談体制はできていると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（小林千江子君） まず、ALTのブランディングについてお伺いいたします。

先日、小山中学校1年生の英語教育を拝見させていただく機会がございました。北郷小学校と北郷中学校の英語授業は私自身の子どもの授業参観でも拝見しておりましたが、他校は初めてでしたので、とても印象的でした。

ALTも担任教師も息の合った授業を展開されており、生徒達も英語を楽しそうに学ぶ姿が大変印象的でした。また、ICTをうまく活用し、生徒同士が互いに会話する様子を録画し、その動画を先生へタブレット上で報告したり、会話した内容を打ち込み、タブレット上で先生にレポートするなど、どの生徒も大変慣れた様子で操作を行っておりました。

会話においては、中には多少理解できていない部分もあるようでしたけれども、それでも中学1年生でこれだけできるのであれば、2年生、更には3年生と進む先にどれだけの成果を見ることができなのか、とても期待を感じました。

国策の成果もあり、どの市町でも今やALTは普通に配置がされております。そのような中で、特色を持たせ、英語教育を自治体の売りとしている市町も出てきております。小山町も積極的な働きかけを行うことは大変有効であると考えます。

既に町では、小山町夢チャレンジをはじめ、英語スピーチコンテスト、カナダのミッション市との交流なども行われております。そして、御回答にもありましたように、中学卒業時には、最終単元でテーマを決め、発表の場を設けるアウトプットも実施されていると御回答いただきました。

学習指導要領の領域において、中学卒業時にそれだけのアウトプットができるのであれば、町独自の取組として三つの中学校合同でディベートの大会などを開催することも可能かと思われま

す。
ディベートは中学校の授業よりも高校の授業で扱う傾向にありますが、広島大学の研究によると、ディベートを授業に取り入れることが中学生によってはやや難しいが、生徒がグループ活動で批判的、分析的な準備を十分行うことによって、実践的な言葉のやり取りをすることができる

ようになったという結果も出ております。

英語を使い協議ができるレベルまでチャレンジすることは、生徒の力を向上させるだけでなく、英語教育のさらなる充実と小山町の教育における独自の取組としてブランド化できる素材であると考えます。また、それらを実施しながら、町内外へ活動を発信することが、町のシビックプライドへとつながり、町の誇りとして認知される取組にもなると考えます。

町の見解をお聞かせください。

次に、カリキュラムに関してです。

小学校2校では少人数であるため、英語専科の教員不足の中、学級担任が指導に当たりALTとの十分な打合せを持つことが難しい。また、小学校と中学校との連携を深めることが課題であると回答いただきました。

小山町の規模でしたら、例えば、全ての小学校、そして中学校の英語専科教員並びに英語指導員、そして英語専科ではない学級担任が一堂に会し、情報の共有からカリキュラムの見直しを含め、問題や課題を共有することは可能かと思われま。

現在、そのような関係者が一堂に会する情報の共有は行われているのでしょうか、お聞かせください。

支援学級に関して伺います。

本町において特別支援学級は、小学校で7学級、中学校で5学級開設されており、残念ながら全ての小学校、中学校で特別支援学級が開設されているわけではありません。特に足柄小学校においては知的、情緒どちらの支援学級もなく、成美も一つの支援学級のみであるようです。中学校でも北郷には情緒学級がないため、先ほど御回答にありましたように小山中学校へ通わせなければなりません。

日常的に通常学級と特別支援学級との交流が行われているのであれば、慣れ親しんだ友達の中での支援こそが児童にとっても最良であると考えます。また、保護者の毎日の送迎の負担を鑑みれば、こちらが求められていることは必然です。

各学校での支援が行われる体制を検討する必要性が、先ほど、静岡県の教育委員会が決定しているともありましたが、働きかけは町だと思えます。それは十分必要性があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

インクルーシブ教育に関して伺います。

欧米ではいろいろな国でインクルーシブな教育実践が進められております。考え方や方法は様々でしたが、共通しているのは、今日はみんな何を学習するのかを共有しつつ、習熟度別のような取組が行われておりました。

通常級と特別支援学級との交流や共同学習を日常的に行っているとは言いましたが、どのような事柄が行われているのか、お聞かせください。

療育こども園に関して伺います。

発達支援専門の施設のよさ、こども園のよさを選択するのは保護者になりますと御回答いただきましたが、それでは、保護者がこども園を選ばれた場合、先ほど御回答があったように、支援員を必要に応じて配置されるとありましたが、やはり子どもの特性に応じた対応や理解をする保育の難しさも浮き彫りとなります。

マンパワーにばかり、施設整備にばかり、なかなか難しい側面があるのは確かです。であるならば、現在保育をしてくださっている保育教諭の先生方に療育ができるよう指導していただくことも一つの策であると考えられます。

お伺いしたところ、療育の先生達は特別な資格をお持ちなのではなく、皆さん保育士の資格をお持ちであればなれるということでした。であれば、そのような調整をし、導いていくことも可能だと思われまます。

また、今後の展開としては、分離型こども園で開設されております生土、するがおやまこども園を新しく開設されたすがぬまこども園と統合し、児童福祉法に基づき、保育所等訪問支援事業を行われている民間の企業などの協力をいただきながら新たに療育のこども園として開設することも検討することができるかと思われまます。

小山町の子どもを小山町で療育する、これは今後求められるのではないのでしょうか。

障がい者支援の拡充です。

町長の御回答では町民に寄り添った支援のできる体制としては機能しているとありましたが、残念ながらそこには縦割りである組織による穴が生じてしまっております。設立当初としては機能していた体制も、度重なる人の異動、そして組織の編成により少しずつ微妙なずれが生じたことと考察いたします。

包括的に障害に対してサポート支援ができる課をつくる、そういった事柄は、窓口の体制の構築が求められると思いますが、町の見解をお聞かせください。

精神保健福祉士に関してもお伺いいたします。

確かにやまいも倶楽部さんには精神保健福祉士の資格をお持ちの方がいらっしゃり、支援を仰ぐなどして保健師が連協を図られているかもしれませんが、今回、国が要請しているのは、こども家庭センターにおける精神保健福祉士であり、どちらかといえば、精神疾患をお持ちの保護者や不安定な状態にある保護者との子どもを含めた困難な事例を対応してくださる役割が求められております。

令和7年4月までに設置を義務づけられている今、働きかけとしては早期に着手されることが求められます。町の見解をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

まず、情報発信の必要性ということですが、子ども達の活動の様子を地域や保護者の方に発信していくことは大変大切なことであるというふうに思っています。地域の方や保護者が実際の学

校の子ども達の学びの姿を知ること、安心感や学校への信頼感を持つことにつながります。それは、学校を支える気持ちや、更に子育てを家庭、地域、学校などで協力してやっという体制づくりの基盤になります。

現在、学校では英語教育に特化したものではございませんが、学校での取組をグランドデザインで公表したり、また学校評価等を実施し、保護者の意見を伺って学校経営の方に活かしております。また、具体的な子どもの姿につきましては、学校だよりやホームページなどでも日々子ども達の具体的な姿を情報発信しているところでございます。今後この情報発信を更に進めていきたいというふうに考えます。

二つ目ですが、町内で教員、ALT、それから英語支援員等の研修時間をとということです。これはなかなか一斉に取るということが難しいわけですが、今、幸い、リモート等でも研修ができますので、ぜひ今後、これについては考えていきたいというふうに考えております。

3点目です。

小学校についての特別支援学級についてですが、これは先ほど北郷中学校の例でも述べましたように、必要性があるところに応じまして、県へ働きかけをしまして、設置することは可能であると考えております。子ども達の状況を見ながら今後考えていきたいというふうに考えています。

次に、通常学級、それから特別支援学級との共同学習等の様子ですが、通常学級、それから特別支援学級の交流は基本的にそのお子さんの状況によります。できる限り落ち着いて静かな環境が望ましいお子さんもおりますし、多くの子ども達と接していく中で力をつけていくお子さんもおります。その子ども達の様子によって、よりよい成長につながることを願って交流学习を実施しております。

一般的には、体育、音楽、家庭、図工、理科などを交流していることが多いようですが、また修学旅行や自然教室、遠足、運動会等、体育祭、学校行事でもできる限り一緒に参加をしております。

なお、交流を行っている通常学級では、最初から通常学級の教室に椅子、机等も用意をして、いつでも対応できるような体制を取っております。

次に、こども園の療育についてであります。

こども園の療育ですけれども、各こども園では、発達の心配や特性が気になる子がいた場合には、臨床心理士、言語聴覚士、それからコーディネーター等によって、子どもへの巡回時にそのお子さんの状況を観察してもらい、園長や担任と話合いの場を設け、その子に合った養護の仕方などの助言をもらって保育の方法を進めているところです。

こども園と児童発達支援事業所両方に通っているお子さんの場合には、児童発達支援事業所と連絡を取り合いながら、特性についての理解を深めるとともに、その子に合ったやり方を考え、保育を行っております。

また、医療機関に通院しているお子さんについては、病院と連絡を取ったり、保護者の得た情

報を伺ったりしながら、子どもに寄り添う保育を行っております。

この連携体制を今後更に深めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 小林議員の六つ目の再質問の障がい者を抱える家族に対しての包括的な支援を提供できる窓口体制の構築についてですけれども、議員御指摘のとおり、各課の縦割りによる連携不足は避けなければいけないことです。そこで、4課を結びつけるコーディネーター的な役割は重要ではありますが、まずは窓口で相談を受けた担当者が相談者に不安を与えずに対応して、関係する部署でしっかりと情報共有を徹底することによりワンストップと同様の機能を果たすことができ、それ以降の支援につながられます。

町長答弁の繰り返しになりますが、体制につきましては、当面は現体制での情報共有を密にし、支援を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 小林議員の精神保健福祉士の配置への早期着手についてでございます。

先ほどの答弁につきましては、精神的な障害をお持ちの方への対応として、主に現状の精神保健福祉士についての説明でありました。

小林議員の御意見としてのこども家庭センターにおける精神保健福祉士の配置についてですが、困難事例の対応に当たり、専門的な相談員の強化対策として、小林議員のおっしゃられました精神保健福祉士、または社会福祉士、またはその他専門職を現在運営しております子育て世代包括支援センターに配置が義務づけられております。このことから、関係する部署で配置への検討を今後進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 先ほど情報の発信を強化していただけるというような御回答をいただきまして、期待したいと思います。

ただ、ALTに関してなんですけれども、回答にもありましたように、カリキュラムや学習指導要領に基づき実施されなければならないことは十分理解しております。ただ、時間割的にも様々な課題があることも承知しております。ただ、これは追加に予算を講じなければならないわけでもなく、今ある財源として、ALTの活用と、更には先生方の連携で十分なし得ることであると私は感じております。

文部科学省に問合せをしましたところ、確かに学習指導要領に基づきではありますが、その上で各市町村において独自の英語教育の学びを展開し、大いに子ども達の英語力を高めていただき

たいとの回答をいただいております。

独自の英語教育を行っていけないわけではないんですね。町独自の英語カリキュラムを積極的に組み、子ども達の英語力を向上させ、町の魅力創出へつなげることは私は大変有益であると考えています。再度、当局のお考えをお聞かせください。

療育こども園の開設に関して伺います。

文部科学省が発表している障がい者の統計によりますと、子どもの出生数は減少傾向にあるものの、障害を持つ児童は年々増加傾向にあると発表されております。今後、町内で障害をお持ちのおおさんが増加する可能性も十分にあるということです。

そのような中で、お隣、御殿場市にある施設のみに頼り、町では預かることができないと保護者へ説明をするのでしょうか。今現在も町での対応をしてくださっている中ですが、更に御殿場市の施設が定員オーバーになり入園できないような状況が起きたとき、町は体制が整わない中、どのように支援を行うのでしょうか。

民間の力を借りながら保育教員に療育の指導を施し、いざというときのためにも町は準備をしておく必要があるのではないかと考えます。町のお考えをお聞かせください。

生涯支援の拡充に関して伺います。

先ほど、どの窓口が相談を受けたとしても、それをしっかりと次へつなげられる対応が求められます。そしてそのようにしていきたいというような御回答をいただきました。縦割り行政の体制から漏れてしまった被害は最終的に町民が被ることになります。実際に私が知るだけでも、数名の、数組の町外から移住されている御家族に漏れが生じてしまっている以上、当面は、現体制での支援を行っていくと御回答いただきましたが、改善は急務です。

また、障害を持つ御家庭は一生涯にわたり支援を必要とされます。何歳になったから、こども園に入園したから、学校を卒業したから、はい、終わりというわけにはいかないのです。

町長にお伺います。切れ目のない支援を行うには、今の体制では、情報も人の支援も分断されております。こども家庭庁が求められているように、ワンストップで生涯にわたる支援が届けられる、そのような体制が求められると考えます。それにはやはり窓口の一元化、DXなどを活用したデータの共有、そして何より各種支援をコーディネートしてくれるコーディネーターの存在が必須であると考えます。最終的には人なのです。

町はどのようにこの生涯にわたる切れ目のない支援を行うのが望ましいと考えていただけるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小林議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

最後にありました切れ目のない支援ということでございますけれども、やはりワンストップ窓口、これは必要だと思います。そのワンストップ窓口を担当する職員の、この資質、広い視野を持つということがまず重要であるというふうに思います。

このワンストップ窓口を担当する職員が十分に状況を把握して、その課題について、それぞれの担当する課に話をし、しっかりと対応していく。いわば、この担当する職員が現状ではコーディネーターになり得るといふふうに考えております。

最初の答弁でお答えをしましており、こども家庭庁が設置されると、その中で家庭センター、あるいはコーディネーターの配置ということで指示が来るかというふうに思いますので、その指示に基づいてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小林議員の再々質問にお答えいたします。

まず、英語教育についてでございますが、小山町としまして、知徳体、バランスの取れた子ども達の育成ということで、一人一人のよさを活かした教育を今推進しているところであります。当然、英語教育についても力を入れます。それから、その他の教育についても力を入れているところです。

この英語教育に関しましては、学習指導要領に沿った形で、教科書を主教材として授業を行っております。それで、その年間計画等についても、様々な授業についても、随時見直しを行い、教員の中で授業向上に努めております。学習指導要領の内容をおいても、十分、今、工夫された独自の教育が進められていると私は思います。

先ほど例に挙げましたが、オンラインの国際交流もそうですし、中学校間での授業の交流もそうですし、また、今、プログラム型の学習なども進められています。学校現場では教員が日々よりよい授業を求めて授業改善に取り組んでいるところであります。

町としましては、この動きを支えるということで、実用英語検定の推進であるとか、また町として英語支援員の雇用等を行っているところであります。

また、小学校の専科教員につきましては、これは県からの派遣ということになりますので、加配ということになりますので、町として要望は常に出していきたいというふうに考えております。

それから、児童発達支援事業所等につきましては、これは、非常に専門性の高いこの児童発達支援事業所との連携を常に密に取りながら今後のことを考えていきたいというふうに考えています。子ども達の様子、今の状況等を併せながら、この施設、または各機関と連絡を取りながら、今後どういうふうに行っているかという方向を考えていきたいと考えています。

以上です。

○3番（小林千江子君） 以上で終わりになります。ありがとうございます。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 佐藤省三君。

○4番（佐藤省三君） 通告に基づきまして、一問一答方式におきまして、2点、質問させていただきます。

まず、最初に町内高齢者の現状とその対策について伺います。

全国的に少子高齢化が叫ばれ始めてからだいぶ時間がたちます。第2次世界大戦直後に誕生した団塊の世代全員が後期高齢者となる2025年問題はもう目前となってまいります。この問題は、日本の社会保障において、肩車に乗る高齢者の数が、肩車の土台となる現役世代の数と拮抗するか、逆転するかという高齢化の最初の大きなハードルとなります。

社会保険財政の破綻が大変心配され、その対策を従前から様々な角度から進められてまいりました。しかし、残念ながら大きな効果が現れたとは言えない状態が、これまでも、また、これからも続くのではないかと大きな危惧が生まれています。

高齢者数の人口比増加は2040年まで続くと推計されています。小山町でも同様な傾向を示しているのではないのでしょうか。

この対策として、例えば、後期高齢者医療制度や国民健康保険、介護保険等の見直しが行われ、財政の維持、健全化が図られようとしています。しかし、被保険者の負担増だけではもちろん全面解決には至りません。更には、施設医療・介護から在宅医療・介護へのシフトが図られようとしております。

また、単なる長寿命化ばかりではなく、健康寿命の延伸に向けた取組も進められております。担当課はもちろん、社会福祉協議会や各地区の取組もあります。今年度からは、敬老の集いも、町主催ではなく、各地区が主体となって進めることになりました。ここ何年か、認知症への理解を深めたり、対応を進めたりする機会やイベントが生まれ、更には、介護の在り方を考え、様々な方面からのサポートや手助け等が進められております。

これらの対策は、数年前までは地域包括ケアシステムと銘打ち、また最近では、地域協働社会と言われるなどして、高齢化問題に地域で対処するよう、対策を進める方向にシフトされてきました。これらの言葉は、どんな社会を目指し、構築しようとしているのか。小山町での少子高齢化の現状や対策等の現在を知り、今後どのような社会を構築していけばよいのか考える機会となれば幸いと存じ、質問をしたいと思います。

最初に、町長に伺います。

町長は、小山町の高齢者の現状についてどのように把握され、どのように対策を進めたらよいとお考えでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 佐藤議員にお答えをします。

本町における高齢者の現状についてどのように把握し、どのように対策を進めるのかについて

であります。

本町におきましても、人口減少、少子高齢化が進んでおります。高齢者人口は令和6年にピークを迎え、その後は減少していく見込みですが、一方、高齢化率は令和7年以降も増加していくものと予測しております。

そのような状況の中、本町の介護保険事業では、毎年、決算額が増加し続け、高齢化が町の財政に影響しているものと認識をしており、介護保険制度等を安定して持続させていくためには、介護予防事業と健康づくり事業が最も有効であると考えております。

そこで、本町では、日常生活の中に運動、栄養、社会参加をバランスよく取り入れることが有効であるため、誰でも参加できる住民主体の運動教室や、居場所、シニアクラブ等の各種活動に対する支援の充実強化を図っており、また、高齢者の居場所等で健康相談や個別支援を行い、疾病の重症化予防や要介護状態にならないための保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組んでおります。

これからも、今まで実施している各種予防事業等を充実、強化させ、健康で生き生きと暮らせる長寿のまちづくりを進めてまいります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 2番、小山町の高齢者の現状について、具体的にこの後伺います。

まず最初に、65歳以上の高齢者数の人口比は今年度31.1%、生産年齢人口は同57.1%とのことです。今後は高齢者が微増、生産年齢人口は微減と予想されていますが、このことが小山町の介護保険等に与える今後の影響をどのように考えますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 佐藤議員にお答えいたします。

高齢者が増加することで、介護保険の事業費も増加します。しかし、40歳から64歳の方の介護保険料に相当する負担分は、各市町の介護保険事業に応じて社会保険診療報酬支払基金から配分されるため、本町の実年齢人口の減少が介護保険事業に直接影響するものではありません。ただし、生産年齢人口の減少は全国的なことでありますので、現役世代の負担の上昇を抑制するため、国において、制度の安定性や持続可能性の確保に向けた検討を行っております。そのため、今後も国の動きを注視し、3年ごとの介護保険事業計画の改定に反映させてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） ただいま、小山町の介護保険事業に直接的な影響はないというふうな御答弁をいただきましたが、小山町では、介護保険料については、制度開始以来、ほとんど毎回値上げが行われておると思います。前回では県下でも高い方のグループに入っているということでした。

次回の見直しではどのように予想されておりますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 介護保険料の見直しは、3年間を計画期間とする介護保険事業計画を策定する中で、介護サービス料等を推計した上で介護保険料を算出しています。次期の第9期介護保険事業計画は令和6年度から8年度の計画期間であり、その策定を次年度に行うこととなっていますので、現時点で介護保険料を予想することは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 続きまして、二つ目の質問です。

高齢者の世帯構成について、単身世帯が1,091件、老老世帯が821件、子どもらとの同居世帯が1,807件とのことですが、今後の推移をどのように予想していますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） お答えいたします。

今年4月1日の高齢者数は5,491人、高齢化率は31.1%です。令和3年度から5年度までを計画期間とする第8期小山町介護保険事業計画では、令和7年度の高齢者数を5,565人、高齢化率は32.8%と見込んでおりますので、高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯及び子どもとの同居世帯についても今後増加していくものと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） ただいま高齢者の世帯が増加するという予想をされておりますけれども、コロナ禍でやっぱりいろいろ社会的に問題になる老老介護とか、あるいは8050問題、こういうものに該当する方々の把握はされておりますでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 老老介護や8050問題の全体像の把握はしておりませんが、福祉長寿課では、窓口や電話により福祉に関する相談を受けたり、関係機関からの情報提供があれば迅速に対応しています。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） それぞれのケースに従って対応されているというようなことだと思いますが、やっぱり細かい把握、いろんな方がおられると思うんですけども、ただ数字だけでなく、こんなようなケースがあるよということを把握されないと、具体的に小山町としての施策が、小山町の独自性というのが失われていくんじゃないか。そうすると、やっぱり、例えば参加率なんかも考えると、伸びていかなくなるおそれもあるんじゃないかと心配するんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） いろいろな相談の内容、形態があるわけなんですけれども、複雑化する課題に関しましては、福祉長寿課、また、町の健康増進課ですとか会計収納課、あるいは、学校教育課ですとか、外部ですと社会福祉協議会、地域包括センターが集まって、この複雑化する課題については対策を練る会議を持っております。そんな形で、横の連携を密にしまして対応させていただいているところです。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に進んでください。

○4番（佐藤省三君） それじゃあ、三つ目の質問をいたします。

個人情報に関わることで、把握も大変難しいとは存じますけれども、効果的な認知症対策のためには、認知症を患っている方の正確な把握が必要と感じています。これについてどのように進められていますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 認知症を患っている方は、必要に応じて介護度に応じた介護サービスを受けており、介護認定申請時に提出される主治医の意見書では、医師による認知症高齢者の日常生活自立度が記載されていますが、現在、特に集計をしていないため、認知症の方の人数は把握していない状況であります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 認知症の関係ですけれども、先ほどの高齢者の数と同様にニーズの把握は十分できていないというようなことなんですが、在宅者、施設利用者、不明者など、それぞれのニーズが分かれば今後効果的な対策が立てやすいと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 在宅や施設などの把握についてですが、介護サービスの利用時には、ケアマネジャーが認知症高齢者の日常生活自立度を確認してケアプランを作成するため、認知症を患っている方の個々の対応はできているものと考えております。介護保険サービスを利用していない方で認知症が疑われる場合の対応につきましては、地域包括支援センターによる各種相談や民生委員児童委員等からの情報提供により個別に対応していますので、現時点では全体数の把握が必要と考えてはおりません。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 続いて、次の質問をします。

要支援、要介護対象者数は、施設介護の目安である要介護3以上の方及びそれ以下と認定されている方、ともに今後とも微増と推測されておりますが、その微増と推測される根拠は何でしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 第8期小山町介護保険事業計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年や団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、高齢者人口や要介護認定者数等を推計しております。計画では、高齢者人口は令和6年度までは増え続け、その後は減少する見込みですが、介護保険サービスをより多く利用する後期高齢者は、令和7年以降も増加する見込みであります。そのため、要支援、要介護者数が今後も増加していくと推計しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 介護サービスをより多く利用する後期高齢者は令和7年以降も増加し、今後も要支援、要介護者が増加するとの見込みとのことですが、小山町の介護保険事業はますます厳しくなっていくようです。やはり保険料について上げざるを得ないのでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 先ほど介護保険料の今後の見込みの再質問で答弁させていただきましたとおり、現時点では介護保険料を予測することは難しいものと考えております。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 大きな3番に移らせてください。

これらの現状に対して進められている対策等について、この参加利用状況を具体的に伺いたいと思います。

まず、一つ目、フレイル予防として以前からも身体的及び精神的な健康づくりでは様々なことが行われてきましたが、それぞれの事業について、主なもので結構ですが、その参加の人数や年齢構成等について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） フレイル予防事業として、小山町地域包括支援センターに委託している金太郎体操会や、脳トレや手芸、レクリエーションなどを行う元気塾を実施しております。このほか、はあとデイサービスセンターやNPO法人おでかけクラブ、社会福祉協議会へ委託している教室やふれあい茶論、各地区で行われている「居場所」、自主運営の体操クラブ等があります。昨年度の参加者数は、金太郎体操会が46回開催して延べ522人、元気塾が154回開催して延べ1,922人などとなっております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 昨年度の参加者数は、金太郎体操会が延べ522人、元気塾が延べ1,922人とのことでしたが、全体の参加人数についてどのような感想をお持ちでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 金太郎体操会などの事業は、コロナの感染拡大のための参加者を

分散させるなど大勢にならない工夫がなされ、安心して参加できる環境を整えていることにより、参加者数の実績が多くなっているのではないかという感想を持っています。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 続いて、次の質問に移ります。

認知症の対策事業も様々行われておりますが、これも参加者の人数や年齢構成等について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 認知症の方や家族などが気軽に集まって情報交換のできる場として、オレンジカフェを開設しております。昨年度は地域ボランティアの方々に構成する三つの団体が実施しました。このほか、認知症サポーター養成講座や、自宅で介護している方を対象とした家族介護者交流会などを開催しております。昨年度の参加者数は、オレンジカフェが合計で22回開催し、延べ170人、認知症サポーター養成講座は4回開催し、延べ57人でありました。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 昨年度の参加者数について、オレンジカフェが延べ170人、認知症サポーター養成講座には延べ57人とのことでしたが、この人数についてどのような感想をお持ちでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） オレンジカフェは、運営する各団体が内容に変化を持たせるなど工夫をしていただいておりますので、カフェの利用者も継続して参加され、外出促進や認知症予防につながっているものと感じております。

認知症サポーター養成講座は、コロナの影響により実績が少ない状況でした。高齢化が進む中で、認知症に対する理解は今後更に必要とされる事業でありますので、感染対策を行いながら実績を増やしていく取組が必要であると考えております。

以上です。

○4番（佐藤省三君） それでは、次の質問に移ります。

3番目です。在宅要介護者について伺います。

訪問介護を受けられた方の人数、その内容等、また、必要な用具の使用件数や内容、また、自宅のリフォーム数とその内容等について伺います。また、利用数の増減等の傾向や理由についてどのように把握されておりますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 訪問介護は、ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や入浴、排せつなどの介助を行う身体介護や、掃除、洗濯、調理などの生活援助などがあります。訪問介護の利用は、昨年度、月平均で106件であります。令和元年度は107件、令和2年度は103件ですので、ほぼ横ばいです。

次に、福祉用具の貸与については、昨年度月平均で259件であり、令和元年度は229件、令和2年度は239件ですので、増加傾向となっております。

次に、住宅改修については、昨年度は年間で37件、令和元年度が31件、令和2年度が47件ですので、増えたり減ったりという状況であります。

福祉用具の貸与の増加傾向につきましては、コロナ禍の影響により、在宅における介護サービスの需要の高まりから増加したのではないかと考えております。訪問介護が横ばい、住宅改修の増減状況については、その理由は分かっておりません。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 今お答えになった数字だけで判断することは難しいこととは感じますが、介護について、施設から在宅へのシフトが行われているかどうか。このことについてどのようにお考えになりますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 介護保険事業計画の策定時には、アンケート調査を実施し、施設サービスの需要を見込むため、需要を超えて新たな介護施設の指定をすることは原則ありません。また、町長の答弁にもありましたとおり、各種予防事業を充実、強化させることにより在宅での生活を続けていくことを目指していますので、施設から在宅へシフトする方針であると考えております。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 続けて、4番目の質問に移ります。

国では在宅の医療や介護へシフトしているということですが、小山町内ではこのために進められている訪問看護事業があると思いますが、利用者数はどの程度でしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 訪問看護を利用された方は、昨年度は月平均で38件です。令和元年度は23件、令和2年度は31件ですので、増加傾向となっております。在宅での生活を希望されるなど、訪問看護の需要の高まりによるものと考えております。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 訪問看護事業の利用者は増加傾向とのことでした。このことだけで決めつけるわけにはいきませんが、医療や介護について、小山町では在宅へ意識が変わろうとしていると、このように考えてもよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 訪問看護は、療養が急性期を過ぎた患者が、住み慣れた自宅などで回復期や慢性期の療養を受けるものです。サービスを提供する事業所が少なく、また実績も少ないため、3年間の件数では在宅へのシフトの流れがあるとまでは考えておりません。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 五つ目の質問に移ります。

高齢者のための様々で多数の事業が計画、準備され、進められておりますが、今後、もっと多くの方の参加を促すためには、事業によっては、参加者の居住範囲を考えると、地域ごとのきめ細かな広報など工夫が必要と考えます。また、健康のための3要素である運動、栄養、社会参画の大切さを勧め、意識づけすることが必要と考えますが、このことについてどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 昨年度はコロナの感染拡大防止のため開催を自粛していた時期もありましたが、本年度は徐々に各種教室など事業が実施できるようになり、役場や支所の窓口へチラシを配架したり、地域包括支援センター職員による声かけなどによりお知らせをしております。各教室では、町の保健師や管理栄養士、その他講師による運動や栄養に関する健康づくりの講話などを行っているほか、必要な方へは個別相談も行っております。

今後は、今まで参加されていない方への呼びかけについて工夫していきたいと考えております。以上です。

○4番（佐藤省三君） 今後は不参加の方々へのケアが必要だという御回答をいただきましたが、そのためには、参加者数の把握、地域での活動の活性化などを基にした地域ごとの取組がもっともっと大切になってくるものと考えます。補助金の増額や地域ごとの広報など、きめの細かい対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 運営する上で課題となっていますことを把握するため、今年度、認知症カフェ等の各種団体代表者を集めて情報交換会を開催しました。施設の借用や広報活動、補助金活用等について意見が出され、検討内容を改善できるよう協議しているところです。

以上です。

○4番（佐藤省三君） それでは、最後に、以上の高齢者の現状ばかりじゃなくて、ほかの聞いていないところもあると思いますが、今の現状からそれぞれの対策を進める中、これは高齢者だけの問題ではないと思いますので、どのような社会にしていこうかが求められているとお考えでしょうか。最後は住み慣れた地域でという言葉に代表される地域包括ケアシステムや地域共生社会の考え方をもっともっと広めていく努力が必要と考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 住み慣れた身近な地域で医療や介護サービス、介護予防サービスを受けられる環境を整えることが地域包括ケアシステムの構築につながってまいります。各地域での教室もその一つと考えております。また、人との交流により相手のことを理解し、困り事があればお互いに助け合うことも、高齢化が進む社会に求められている地域共生社会の構築の一つであると考えております。

町では、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携して、地域の皆さんが御自身の課題や困り事について話し合う場を設けるように準備をしております。地域包括ケアシステムや地域共生社会の構築については、地域の方々に実際に参加、支援していただくことにより、町全体にも広げていきたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 今の質問にもだいぶ重なるわけですが、お答えにも重なると思いますが、今後、小山町の社会の在り方について、高齢者ばかりと考えるだけでなく、全体としてどのような方向性が好ましいとお考えでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 今後の社会の在り方の望ましい方向性は、地域共生社会の実現を目指していくものと考えております。地域共生社会の主役は地域に生活している住民一人一人であり、住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現するため、地域で活動する各種団体や介護等の事業者、地域の事業所などが連携し、それぞれの役割を果たしながら、福祉のまちづくりを推進していくことが望ましい方向性であると考えております。

以上です。

○4番（佐藤省三君） それでは、続けて、ジョギングコースの関係の質問の方に移りたいと思います。

文化会館多目的グラウンドのジョギングコースの完成がいよいよ近づいてまいりました。来年の3月には晴れて完成し、4月より利用可能となる運びとのこと。本格的なコースとなり、完成を待ちわびている向きも多々あるのではないかと想像します。この3月に制定されたスポーツ振興条例の体现の一つとしてまずは御同慶の至りであります。

そこで、最初に教育長に伺います。

出来上がったコースの幅では追い抜いたり擦れ違ったりするレースなどは難しいと考えますが、このコースはどのような使い方を想定して造られていますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 佐藤議員にお答えします。

町では、令和3年3月に静岡県下初となるスポーツ振興条例を制定し、本年3月には条例に基づくスポーツ振興基本計画を策定しました。この計画の基本施策の一つとして、スポーツ施設の整備、活用を定めております。これは町内の体育施設の整備や活用を見直すことにより、町民誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進するもので、今回のジョギングコースの整備はそのハード施策の第一歩と考えております。

コース整備の工事は、多目的広場内にクッション性のあるゴムチップの設置や照明設備の増設をすることで、利用者が安全かつ快適にジョギングやウォーキングができる環境を整え、加えて、これまで以上にランニングやウォーキング教室等の開催が可能になるものと考えております。

現在の多目的広場や小山球場の利用に支障をきたすことなく、さらなる利用者の増加と利便性向上を図ることにより、町民のスポーツ振興及び健康増進につながる端緒となるものと期待をしているところであります。

○4番（佐藤省三君） それでは、具体的に伺います。

まず、最初に、現在、歩行者用通路のインターロッキング上にジョギングコースが一部というかなんか重なっているようであります。現在でも多目的グラウンドやインターロッキング上をかなりのスピードで走っている方もあります。危険回避のため、また、犬の散歩のマナーの向上の必要性も含めて、この部分で歩行者や犬の散歩をする多くの人々とのすみ分けをどのように考えていますか。歩行者には母親などに連れられた幼児も見かけられるものであります。伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 今回の工事ではジョギングコースを3コース設定しており、そのうちインターロッキング上にコースを設定しておりますのは、610メートルと740メートルの二つのコースとなります。ジョギングコースは、あくまでもジョギングとウォーキングの専用コースとしておりますので、コースを横切る以外は、犬の散歩をする方々がコース上を散歩することのないよう、注意看板の設置などにより利用方法の徹底を図ってまいります。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 再質問をさせていただきます。

多目的広場には、現在、飼い主のマナーを求める看板があちこちに立っています。直接管理に携わる方の苦勞も感じます。一方、犬を飼い、散歩することは、高齢者にとっては健康面で大きなメリットがあると言われております。しかし、このままでは、ジョギングする方、あるいは管理する方々と様々な面でトラブルになる心配もあります。これらへの対応は看板設置で解決できるとお考えですか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 利用方法の説明や、利用者間のトラブル防止のためにも、注意看板設置だけでなく、ホームページやSNS等でも周知してまいります。また、開設当初は、適宜、管理者の巡回により適切な利用が行われているかの確認を兼ねて、利用者への声かけを行いながら快適な施設利用に努めてまいります。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 再々質問をお願いします。

いろいろ様々な方法で広報するというふうなお話なんですけど、もっとその抜本的に、犬専用の区画とか、あるいは道具の運搬のための例えばリヤカーの設置などのことはお考えでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 多目的広場は、町民の健康増進とスポーツ、レクリエーション活

動を推進する拠点として位置づけられており、業務としては、スポーツ教室、講演会、講習会、大会、イベント等の開催となっているため、犬専用施設の設置は困難であると考えております。また、リヤカーですとかそういうものもなかなか手で運ぶのは難しいものもありますので、注意しながら、原則は車両乗り入れ禁止なんですけれども、車両で運搬することも一つの方法だと考えております。

以上です。

○4番(佐藤省三君) 続いて、土日を中心に各種大会や練習など、野球やソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフなどの皆さんが道具を運ぶためにインターロッキング上に車を乗り入れている場合が再々見かけられています。ジョギングする方や歩行者とのトラブル、インターロッキング自体のダメージも心配であります。これらに対する対策も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○生涯学習課長(勝俣暢哉君) 現在も、原則、車両の乗り入れを禁止としておりますが、グラウンドへの荷物や道具類の運搬、小山球場の倉庫から機材等の搬出入時などにインターロッキング上に車両が進入している例があります。今後は、障害のある方のグラウンド利用や、大がかりな機材、道具の運搬などで車両の乗り入れが必要になる場合には、ジョギングコースの利用者やグラウンド等を利用する方との事故やトラブルが発生しないよう、車両の乗り入れ位置を特定し、貸出し時には車両乗り入れの注意喚起を促します。また、コース付近には、乗り入れ車両に注意する注意喚起看板の設置を検討し、利便性と安全性の確保に努めてまいります。

以上です。

○4番(佐藤省三君) 再質問をお願いします。

道路から、インターロッキング上に車が入らないように車止めが設置してあります。以前は、この車止めに錠がつけられ、利用者は事務室まで連絡しろというような貼り紙がしてありました。安全やインターロッキングの保全のためにもう一度このことについて徹底する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○生涯学習課長(勝俣暢哉君) 議員御指摘のとおり、車止め支柱の鍵については、施設利用者の安全確保のためにも、文化会館の事務所から鍵を受け取った上で解錠することを徹底してまいります。

以上です。

○4番(佐藤省三君) 続いて、三つ目の質問です。

幼児用の遊具の位置がジョギングコース設置のため随分変わるようです。野球場のバックネット裏から移動したのは危険回避の観点から大変よかったなと考えておりますが、現在の予定地も野球場の三塁側及びソフトボールのバックネット裏であり、ボールが飛び込んでくるのではない

かと心配されています。どのような対策をお考えでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 議員御指摘のとおり、ファールボール等による危険が想定されるため、遊具の設置位置を多目的広場東側の既設遊具設置箇所に変更することを検討してまいります。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 最後に質問します。四つ目の質問です。

現在、多目的広場は、ジョギングをする方、ウォーキングや犬の散歩をされる方、道具等の運搬のため車を乗り入れる方など様々な方々が利用されています。新しいジョギングコース完成の折、危険回避や楽しい多目的広場の利用のための新ルールづくりが必要と考えますが、このことについていかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 利用者の安全対策はもとより、快適に施設を利用していただくことを目的に、車両の乗り入れや利用の際の注意事項について新しいルールを定めていきたいと考えています。また、多目的広場内にもこれらの取決め事項を明示した看板設置等も検討してまいります。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 再質問をさせていただきます。

新しいルールを定めていきたいとお答えでしたが、もともとこの広場は、多目的とあるようにそれこそ多目的に利用できる広場として造られたと考えられます。例えば、広場の周りにはだいぶ大きくなりました桜の木が春には見事な花を咲かせ、この花見をしている方も数多く見られます。利用者を特定する新しいジョギングコースを設置するならば、これまでのコンセプトを見直す必要があると考えます。どのような内容のルールを想定されていますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） ジョギングコースの利用は、人のみの利用とし、ペットを連れての利用やキックボード、スケートボードの乗り入れ、スパイクシューズの使用などは禁止いたします。また、これまでと同様に、禁止事項である自転車やオートバイの乗り入れ、花火などの火気の使用についても引き続き利用者に対し終始徹底をしてまいります。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時56分 休憩

午後2時06分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 藺田豊造君。

○9番（藺田豊造君） 今回、私は、「町民のための町政とは」、を献題といたしまして質問いたします。

さて、「町民のための町政とは」、これが私が平成19年に立候補したときからの課題であります。今日お集まりの議員全員もそのことに日夜努力されていると思います。そうした中で、私の得た結論は、行政の監視役に徹することこそ町益にかなうものと確信し、今日までそうした質問をしてまいりました。

公平公正はどのように担保するか。それは法や規則にかなっているか。それが第一義だと思っております。しかしながら、その乱用もまた慎むべきことだと私は思います。

そうしたことで、いろいろな面からチェックし、質問してまいりましたが、例えば、民間会社への人材派遣、湯船原工業団地のごみ処理問題、バイオマス発電所の運営問題、都市計画税など、これらが法に抵触していないか、また不必要な財政出動がされていないかなどなど、いろいろな質問を行ってまいりましたが、町は一度として真摯にお答えされたことがありません。

一概に言い切ることはできませんが、町行政と町民との間には大きな乖離があることは否めません。これらは、町民アンケートにおいても如実に物語っております。町の発展の第1は、いろいろありますが、町民の信頼を得ることこそほかにありません。何が足りないか。その答えは、町民の疑問、疑惑に対してしっかりとした説明責任を果たしていない。そういうところが今の現状であると私は思っています。

それらを踏まえて、一問一答で質問いたします。

まず、第1問目は倫理条例です。

例えば、民間事業の用地買収に職員が大きく関わったり、民間会社への給与つきでの派遣など、前町長からの事案もありますが、池谷町長になってからも、アクアイグニスにおける道路の財源のない支払い問題や、また湯船排水路工事の未払い問題など枚挙にいとまがないのですが、そこで質問します。

1-1になります。

地方公務員法を遵守すればこのような条例は必要ないと思うが、条例をつくった理由についてお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 藺田議員にお答えします。

小山町長等政治倫理条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることに鑑み、町長、副町長及び教育長の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項を定め、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、町民の町政に対する正しい認識と自覚を喚起し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的として議会の同意をいただき制定したものでございます。

また、小山町職員倫理条例は、町職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずるとともに、本町の行政組織において、法令遵守を推進するための制度的保障について必要な事項を定めることにより、職務の公平かつ公正な遂行を図り、もって町政に対する町民の信頼を確保することを目的として、議会の御同意をいただき制定したものであります。

○9番（**菌田豊造君**） 次に、1－2に移ります。

倫理感とは、人によって受け止め方が、あるいは考え方に相違がありますが、当局の求めている倫理観とはどのようなものであるか、お答えください。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○町長（**池谷晴一君**） 菌田議員にお答えをいたします。

特別職を含む地方公務員が持つべき職務に係る倫理とは、法令を遵守し、職務の公平かつ公正な執行を図ることだというふうに考えます。

○9番（**菌田豊造君**） 私が考える倫理とは、人倫の道、道徳の規範となるようなのが原理だと思っています。当局の、この間、鈴木豊君が聞いた質問によると、スキルを高めることが敬重されているように見えますが、どのような道を求めているのか、お答えください。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○町長（**池谷晴一君**） まず、倫理ということでございますけれども、辞典によれば、人として守り、行ふべき道、そして、社会生活を送る上での一般的な決まりであるというふうに規定をされております。

このケースといいますか、この条例に当てはめて考えてみますと、まず、菌田議員がおっしゃるように、憲法といいますか、法律、地方公務員等を遵守すればこのような条例は必要ないということでもありますけれども、こういう地方自治法などというような法律などに違反すれば、当然、当該法律等により罰則が適用されるわけでございます。

なぜ倫理条例をつくったのかということもございますけれども、こういう状況にならないため、基本的な考え方、我々特別職も含めて公務員はこうあるべきだというような規範が必要だということからこの条例を制定したわけでございます。

関連的なものがあるかということもございますけれども、やはり理念条例でございますので、そういう、ただいま私が申し上げましたように、違反をして罰則をもらってしまうような、そういうところにはかないための道徳といいますか、モラル、イコール理念でございますけれども、そういうことを定めたということでございます。

以上でございます。

○9番（**菌田豊造君**） 確かに町長の言うとおりに、倫理というのは道徳以上のものを求めている。それにはならんというものはならない。そういうことをしっかりと戒めとしなきゃならないんだけど、小山町にはそういったものが多少欠けていたんじゃないかと、私には見受けられます。

さて、3番目の御質問です。

この運用に対して質問します。これを運用するのは、さっき町長が言っちゃったけど、違法行為や道徳的、例えばセクハラやパワハラなどの問題があったときと考えられますが、これらに対して、公表などはどのようにするのか。それについて質問させていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 運用方法でございますけれども、本条例及び本条例施行規則により適切に運用をしております。また、本条例に違反した場合の公表に関しまして、特別職につきましても、政治倫理条例第3条第2項に「町長等は、その行為が政治倫理基準に違反するとして疑惑を持たれたときは、誠実に疑惑の解明に当たるとともに、速やかにその責任を明らかにしなければならない」と定めておりますので、これに基づき対応しております。職員につきましても、職員倫理条例第11条に「違反行為があった場合の措置」を定めております。この条例第10条に規定する倫理委員会におきまして調査して適切に対応しております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） では、その倫理条例に違反したようなものがあつたかどうか、お答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） この後、倫理条例制定後は、そういうことは起きていないということでございます。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 大変申し訳ないけども、じゃあ、その前はあつたというふうに認めておられるんですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） そういう疑念を持たれたということはあります。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 再々々質問します。

地方公務員法の30条では、職員の服務義務として、全体の奉仕者として公共の利益のためとあります。しかし、その次の条には職務専念の義務があります。これを私的な目的のため、政治家は利用するときに時にはあります。町長及び上司の命令に公益性を欠くと感じたとき、どのように職員は対応するのか、お答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） その職務専念義務等々、地方自治法、あるいは地方公務員法に違反すれば、それは罰則の適用がございます。この倫理条例では、そういうことが起きないように意識を高めるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 確かに私の今、御質問している主題というのは、現実にはそこにありまして、

そういったとき、職員はどういうふう to それを防ぐのか。自分でもってそういうふうなことを拒否できるのかどうか。それについてお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） すみません、ちょっと内容がよく理解できないので、もう一度お願いします。

○9番（藺田豊造君） 私がずっと何年間ここをやってきて、これをやらなくてもいいのになというふうな命令があったような気がします。そういうときに、町長がそれに対して、職務専念の義務があると言いながら、違法な行為がある。これは危ないじゃないか。そういうふうを感じる to き、職員はどういう防御をするのか。それについてお答え願いたい。

○議長（遠藤 豪君） 藺田議員に申し上げます。主観的な考えの下に質問をされても答弁はしたいと思いますので。

○9番（藺田豊造君） じゃあ、具体的に言います。具体的に言う to ね、前の議会のときに、ある、今、部長さんになっている方が、人材派遣のときにこの根拠法はどこにあるんだ to 、そういう質問をしたときに、ない、もう派遣されているの to ないというふうな答えが出てきたわけ。そういうふうな場合、じゃあ、どうするんだよ。どこで自分を守ればいいんだ。そういうことについて聞いているんだ。そういう実例があったことについて聞いているの、私は。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 藺田議員の再々質問にお答えいたします。

今ちょっと実例を挙げて御質問いただきましたが、基本的に公務員は上司の命令が法律に違反しているということであるならば、それは当然、その命令をただ聞くということではなく、反することはできると思います。

それから、今ちょっと人材の関係で根拠がないという御指摘がございましたが、そういうことはないとします。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 悪いけど、自分が言ったの、それは。根拠法は to 言ったら、ないと。そういうことがあって、それでもね、拒否ができるか。やっぱりしっかりと拒否してもらって、町にやっぱり疑惑を持たれるような行動はこの中から出てくることを慎んでもらいたい。そういうことにおいて私が質問したわけです。

次に4になります。

罰則の規定がないというふうな to ことになっていますけど、これについてお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 1問目でお答えをしまし to たり、条例を制定した目的は、それぞれ、町政に対する町民の信頼に応える to とともに、町民の町政に対する正しい認識と自覚を喚起し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与すること。本町の行政組織において法令遵守を推進

するための制度的保障について必要な事項を定めることにより、職務の公平かつ公正な執行を図り、もって町政に対する町民の信頼を確保することでありまして、特別職及び職員の行動規範となる理念を定めておりますので、本条例には罰則規定を定めておりません。

以上でございます。

○9番（**藺田豊造君**） 例えば、町長が替わってそういうようなことがあっても、決してそのようなことがないというふうなことに小山町はなると考えていいんですか。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○町長（**池谷晴一君**） 当然、この条例制定後はそういうことを起こさないと、町民に疑惑を持たれるようなことは起こさないとということで制定しておりますので、未来永劫続くものというふうと考えております。

○9番（**藺田豊造君**） 倫理条例についての質問を終わります。

次に、わさび平の土地購入についてお尋ねします。

この土地購入は、平成27年から28年にかけて、2区画、合計1万9,980.15平米を購入し、現在、住宅36区画が全部分譲されたようです。しかしながら、この購入の際に、1区画において全て担保物件でした。小山町の土地購入規則では、これらを外したものを必要あらば買うとありますが、小山町の土地買収事務処理要領には、57年7月10日の訓令第3号として売買契約の締結についてあります。

これらのことについて質問いたします。

まず、第1は、担保物件の購入方法についてお伺いします。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○理事（**増井重広君**） わさび平地区における優良田園住宅整備事業について、事業に必要な用地として町が取得した土地のうち、抵当権設定がなされていた土地は、計6筆、面積9,757平方メートルが該当いたします。

売買契約に至るまでについてであります。町が土地を取得する場合には、小山町公有財産規則によって、「私権の設定又は特殊の義務があるときは、所有者又は当該権利者をしてこれを消滅させ、又はこれに関し必要な措置をとらなければならない」としており、売主及び抵当権者との協議の結果を受け、抵当権消滅が確実なものであるという確認が取れたことから、平成27年7月15日に総額1億1,799万1,401円の土地売買に関する仮契約を締結いたしました。その後、同年7月29日の町議会臨時会に土地の取得についての議案を提出し、同日の議決をもって本契約となったことから、同年8月25日に、契約に基づき、売買金額の7割に当たる8,259万3,000円を町から売主に支払っております。

登記の手続につきましては、8月25日に、売主と抵当権者との間で抵当権解除の運びとなり、売主が依頼した司法書士による抵当権抹消登記の申請に合わせ、町は所有権移転の嘱託登記を同日行っております。その後、契約に基づき、登記完了後に支払う残金3,539万8,401円を同年9月

26日に町から売主に支払い、一連の売買手続が完了しております。

以上であります。

○9番（**藺田豊造君**） ただいま理事が申したとおり、小山町の規則によって、土地を売買するときには、売主がその抵当権の設定、あるいは瑕疵物件について全て撤去してということになっています。しかしながら、28年の4月29日の議会においてはそうしたものを何も示すものがなかった。どのようなことでもってそれらが外れる、文書などを交わしたものがあられるのでしょうか、ないのでしょうか。それについてお伺いします。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○理事（**増井重広君**） 土地売買契約の仮契約の前に抵当権解除を証明する文書等の提出があったかということにつきましては、抵当権解除の意思表示を文書ではいただいておりますが、関係者との協議の中で、売主が抵当権を解除し、私権が消滅した状態で、小山町に所有権移転できることが確認できたため、仮契約を交わしたものであります。

○9番（**藺田豊造君**） しつこいようですが、それはあれですか。売主側からそういうふうになったというふうな報告があったのか。あるいは、買主がそういうふうなものを求めて行動したのかどうなのか。私には、買主側がいろいろなところへ出て行ってそういうふうな行動をしているというふうなことを伝え聞いています。こういうふうなのは、売主がしっかりと自分の抵当権を抜くために行動すべきであって、町がそのために介入するというのはあまりにも不適切じゃないかと考えますけれども、町の見解をお伺いいたします。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（**石田洋丈君**） 買主である町の方から積極的にそういった働きかけをしたのかどうかというような御質問かと思っておりますけれども、抵当権抹消の処理につきましては、当然売主側の方で抵当権を抹消するというような原則の下で協議や事務手続の方を進めております。売主の方でしていただく抵当権解除、そちらの方につきましては、町の方で働きかけるというようなことはなかったというふうに認識しております。

以上です。

○9番（**藺田豊造君**） ここには共同担保がついていたということは町もよく承知しておられると思うんですけども、私達が議決したのは、1万9,980.15平米を購入する。先ほど理事が言われた、その平米について7月29日に確かに議決したと思うんですけども、このときには、共同担保については話がなかった。この共同担保についてどのような認識を持っておられたのか、それについてお伺いします。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○理事（**増井重広君**） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

次に、当該土地に設定された抵当権が共同担保であったことにつきましては、登記簿調査で把握してはおりますが、町の立場といたしまして、買取り対象地の抵当権が解除されることのみ

が必要でありまして、抵当権者と売主の間の協議内容につきましては関知しておりません。

以上でございます。

○9番(藺田豊造君) しかしながら、共同担保の担保の件が、8月25日、この土地と一緒にあって担保が外れている。これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○人口政策推進課長(石田洋丈君) 共同担保につきましては、一つの債権について複数の土地が担保として設定されているものでございます。私どもの方で買取りが必要だった土地の抵当権を外すためにほかの共同担保が一遍に外れたというようなことでございますけれども、そういった状況にしなければその抵当権は外れなかったのではないかなというふうを考えており、町といたしましては、買取り対象の抵当権が解除されたこと、その事実に基づいて手続の方を進めたということでございます。

以上でございます。

○9番(藺田豊造君) そうしたことが不適切だというふうな考え方は当局にはないでしょうかね。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○人口政策推進課長(石田洋丈君) 抵当権の解除については売主の方で責任を持って実行されたということございまして、不適切なものではなかったというふうを考えております。

以上であります。

○9番(藺田豊造君) 先ほど言ったように、町当局のある方が動いているの。これは事実なの。それについてね、町は売主側がやったって言っていますけども、そういう事実を私は踏まえてこのことを言っているから、倫理条例に違反するような発言はやめてください。

では、次に移ります。

次に、上下水道が民間から供給されています。この理由についてお答えください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○理事(増井重広君) 藺田議員の御質問にお答えいたします。

上水道の供給につきましては、平成28年7月臨時会におきまして池谷弘議員に答弁しておりますが、わさび平開発エリア内はわさび平専用水道で上水道を供給することになっており、優良田園住宅につきましてもこのエリア内であることから、町水道ではなく、専用水道から供給を受けることとしたものであります。

また、下水につきましても、開発エリア内に設置された850人槽の合併処理浄化槽が用意されており、優良田園住宅地での安定的な住民生活に支障がないと判断できたことから、開発エリア内の既存施設を利用することとしております。

以上であります。

○9番(藺田豊造君) ただいまの答弁でもって、もう一つ、疑惑というか疑問があるんですけども、当該地へと、水道管、あるいは下水管を布設したのは町なんです。今、聞いていますと、こ

の水道料金、下水道料金というのは全て民間会社に入っているようですけども、布設したのが町であって、何ゆえにそういうふうなことが起こったのか。それについて、また、町に徴収すべきものが入ってこない。それはどういうふうなことの理由からなっているのか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 優良田園住宅地の開発を行ったのは、町が特別会計によって行いまして、その事業費につきましては、宅地造成のための特別会計の範囲内で行っておりまして、開発事業者といたしまして、必要な上水道の管ですとか下水管というものについては設置しており、その後の管理につきましては、管理運営会社と協議を行いまして、維持管理も含めましてお願いをしているものでございます。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） 私が言っているのはね、町が布設したのに対して町が利益がない。そのことについてどう考えているかということを行っている。それでは、ありきでもってやっているんじゃない。水道管を、水、あるいは下水の供給をさせてもらうためにという、ありきでもってやっている。そういうことじゃなくてね、町の利益のためには何をしたらよかったのか。そういうことについて私は質問している。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） この事業につきましては、町への定住促進を進めるというような意味合いの中から宅地造成事業の方を行っているものでございます。そして、その宅地分譲地を購入される方に対しましては、適切な価格で販売ができるように事業計画の方を立てておりまして、例えば余分に、余分という言い方は適切かどうか分かりませんが、できるだけ事業費を抑えることによって適切な価格を実現する、分譲価格を実現することができるというようなこともございまして、既存施設を利用できるところは既存施設を利用するというような考え方がその当時あったというふうと考えております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） たかだかね、100メートルも行けば本管が通っている。前の質問のときに、ここは水道が供給できない場所だからということでもって、ここは水道については民間会社から受け取るというふうな答えがありました。こっちの方はしっかりとそういうふうなものを守って担保物権を買っている。こうした、これはあまりにもちょっと御都合主義のような感じを受けます。

時間がなくなるから、その次に入ります。

今度は2-4になります。

当該地の上下水道を町へ移管する考え方はあるのか、ないのか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

優良田園住宅地への上水道供給につきましては、わさび平開発エリア内の他の分譲地と同様に専用水道の管理運営会社による維持管理の下で支障なく水道供給が行われており、下水につきましても、既存の合併処理浄化槽が支障なく利用されておりますので、引き続き、開発エリア内の既存施設を利用させていただくこととしております。

○9番（**菌田豊造君**） 私の調査によれば、町の料金よか高いと。町が分譲したとき、そこらに入っている方々については、町の料金より高い。これは民間会社がやっているから仕方がないとしても、担保があった会社が、今、担保がどうなっているか知らない。安定供給とか安定事業主だと言い切れる、どこに根拠があるのか。

○議長（**遠藤 豪君**） 菌田議員に申し上げます。民間会社の景気の動向等に関する質問ですので、お答えは控えさせていただきますように。

○9番（**菌田豊造君**） いや、水道の事業法ではね、それが一番うたってあるわけ。水道事業を委ねる、これは小山町の配管を使っているんだから、委ねているって私は考えているけれども。そういうことにおいて、そのことを、やっぱり町が売った土地だから、しっかりと担保されていなきゃいけないじゃないか。そういうことがしっかりと答弁できなきゃいけないんじゃないかというふうなことで私は質問している。民間会社の経済動向じゃなくて、そういうふうなものにあっても、安全で安心に、あるいは安定供給ができるというふうなことをしっかりと担保されているのかどうかということを私は聞いている。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁できますか。

○理事（**増井重広君**） 菌田議員の御質問にお答えします。

水道の安心安定供給は生活する上で大変重要な事項でございます。優良田園住宅地への水道供給において、万が一、住民生活に支障となる状況が見込まれる場合には、管理運営会社と協議して適切な対応を検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（**湯山博一君**） 菌田議員の御質問の専用水道に関することなんですけれども、今、小山町内には、小山町の給水区域内で4か所の専用水道がありまして、専用水道の区域内には町の上水は供給はしないということになっています。

菌田議員御心配の、町が造成した土地の水道の担保という言い方をされていますけども、逆に考えると、これは一般的な話なんですけれども、例えば民間事業者が宅地造成を何十区画やったときに、上水道の本管とかも全部整備をしてもらいます。それで基準に合っていれば、町がそれを受けると。民間事業者が造ったものを受けると。それで、私の水道事業の担当者としての考え、わさび平の水道の捉え方というのは、町が宅地造成事業者としてインフラを整備して、そこに水道事業者である専用水道の事業者に移管をしたというふうを考えていますので、特に不思議なことではないかなと考えています。

以上です。

○9番（**藺田豊造君**） 悪いけど、それがね、町民にとって不思議なことなんだよ、うん。

5番目の質問に移ります。

今後、都市計画法第34条の2により、担保物件を買うようなことがあり得るのかどうか。これについてお答え願います。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○理事（**増井重広君**） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

開発許可の特例を規定する都市計画法第34条の2によって、町が開発行為を行う事業に限りませんが、公共事業を実施する用地内に抵当権等の私権が設定された土地が存することは今後も想定されます。そのような土地の取得に際しては、公有財産管理規則に沿った手続を進め、取得していくこととなります。

以上です。

○9番（**藺田豊造君**） ないとは言い切れないんだね。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○理事（**増井重広君**） 全くないとは言い切れません。

○9番（**藺田豊造君**） 残念です。

では、今度は労働金庫の跡地について質問いたします。

旧労働金庫跡地はホテルジャストワンに売却されました。今年3月18日の静岡地裁において住民訴訟の判決が出されましたが、町が購入した価格では、これはそれが適切だったということでこの訴訟を却下されましたが、重要な部分は、ホテル会社に処分した部分、町がホテル会社に売った。今度は労働金庫から買ったんじゃないかと、労働金庫に町が普通財産として売ったことについて、判決では、町の売却予定価格が前町長ら、また町の幹部も含めて、この価格を事前に知り得て、また漏らしたという。それにおいて裁判所はこの土地取引を無効だと判決しました。

ですから、この土地は現在小山町の土地であるというふうに私は認識をしていましたが、小山町がこのような判決を受けて控訴されなかったため、官製談合を認められてしまったということになります。

そこで、お伺いいたします。

現在、この土地はどのようになっていますか。それから、また、ホテルが建っているわけですが、今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○町長（**池谷晴一君**） 旧労働金庫跡地の現状につきましては、スタジオタウン小山構想の一環として、映像制作の拠点となる小山フィルムファクトリーを設置しているほか、フロンティア推進区域における足柄SA周辺地区（竹之下地区）宿泊施設整備事業において進出された事業者がホテル事業を営んでおります。

事業者には、災害時における宿泊施設提供に関する協定締結など、町が当初想定していた広域防災拠点として御協力いただいております。今回の裁判の判決を受け、今後も町の将来像の実現のため、引き続き協議してまいりたいと考えております。

○9番（藺田豊造君） この土地はたしか1万平米を超えている。小山町の規則では5,000平米以上のことについては議会に諮るといふうなことがありますけれども、この賃貸借をもう一度議会に諮るといふうな用意はあるのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） お答えをいたします。

既に議決をいただいておりますので、もう一度諮るといふことは考えてございません。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） 分かりました。

先ほど申しましたが、官製談合ありと結論づけられています。どのように当局は受け止められているのか、お答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） ただいまの御質問でございますけれども、あくまでも主文においては町が勝訴しております。この理由の中に触れられている事項でございます。したがって、現状のとおり利用していただくということで考えてございます。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 官製談合というのは、その理由とかどういふうな問題じゃなくて、そういう規律違反が職員、あるいは幹部の方々にあつたって判断されている。その理由問題じゃなくて、そういう人的な問題についてお答えください。

○町長（池谷晴一君） 官製談合はあつたということについては、判決の中の理由の中に出てくる事柄でございます。弁護士とも相談いたしました。主文が効力があるということでございますので、これについてはあくまでも裁判所の意見ということで捉えてございます。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） こういうふうなことによってね、町の名誉が傷つけられている。そういうふうなこと、あるいは行政に対する不信感が募っている。そういうことについて、町当局はどのようにお考えか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） したがって、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、町長、特別職の政治倫理条例、また職員の倫理条例を制定して、以後、このように町民に疑惑を持たれるようなことをしないということで条例を制定したところでございます。

以上です。

○9番（藺田豊造君） それだけでもって、町が名誉を回復することができるのかどうか。しっかり説明責任を果たしていないからこうなるの。それらを常に隠している。小山町の部分はこのところをしっかりと隠しちゃっているの。こういうことがありました。これはこういうふうにします。裾野市は、今、だいたい公開条例でもっていろいろなことが出てきて大ごとになっていますけれども、小山町の疑惑の、こういうふうなところを何しました、どうしました、そういうふうなことをはっきりさせない限り、町との信頼関係は、町民との間に薄れてくる。ますます薄れる。そういうふうには私は考えますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） お答えをいたします。

ただいま裾野市ということで話が出ましたので、裾野の例を取りますと、あれはもう刑事事件でございます。当然ながら、刑事事件であれば警察が入れますし、それなりの罰則処分というものは当然起きます。そして、また報道にも取り上げられるということでございますが。今回のケースは、繰り返し申し上げましたとおり、判決理由の中で裁判所から御指摘を受けたということで、町民の皆様に疑念を抱かせ、また御心配をおかけしてしまったということでございます。裾野市の例とは違うというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） じゃあ、官製談合というのは刑事事件にはならないって考えているんですか。

○町長（池谷晴一君） 現在、刑事事件にはなってございません。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） 非常に残念な答えでもって、それ以上聞く気にはならない。

2と3は一緒のような問題ですけども、価格漏えいは公務員法にも抵触します。2と3は同様の質問です。どのようなことがこの問題についてなされたかを、また、しつこいんですけど、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） お答えをさせていただきます。

今回、原告の請求棄却という判決の言渡しがございました。それについて、原告側からの控訴もなく、この判決が確定をしております。しかしながら、判決において、訴訟費用については一部を負担することとなったわけでございますので、町の主張が一部認められず、誠に残念でございます。

そして、また、今回の裁判は価格漏えいの有無を争う刑事事件ではございません。あくまでも処分、原告側が言う処分の差止め請求と違法確認という請求を争う民事事件でございます。それで、その判決は原告の請求棄却ということで、町が勝訴したということでございます。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） 町が勝訴しているながら、何ゆえに2分の1負担となっているのだから。全部勝訴したならば、これは住民側に訴訟費用を全部を負担させる。こういうふうなことがあったから、官製談合があったから2分の1負担ですよということに結論づけられているんじゃないですか。

○議長（遠藤 豪君） 藺田議員に申し上げます。裁判所等の判断について当局に回答を求めるのはできないと思いますので、今の質問については却下いたします。

○9番（藺田豊造君） 悪いけどね、これは判決が出ているわけ、2分の1って。2分の1についてはね、じゃあ、なぜですかということを知るのは当然のことでしょう。

○議長（遠藤 豪君） 当局に聞く内容じゃないと思います。裁判所の方へ聞いてください。

○9番（藺田豊造君） 当局が反訴しなかった。要するに控訴しなかったから、こういうふうな質問をしている。

○議長（遠藤 豪君） 一般的な常識で、当局側が勝訴しておれば、それに対して控訴する人はいないと思います。それは常識的な判断です。

○9番（藺田豊造君） だって、勝訴してねえじゃん。これは事案が二つあるんだよ、事案は。事案が二つあって、一つは価格の問題。それから、もう一つは価格漏えいの問題。これは二つあるんだよ。二つあって、一つは勝訴した。それはなぜかって言ったらば、6,000万円の購入価格が妥当であったということ。その次にあるのは、裁判記録を見てください。官製談合があったからこの土地の売却は無効ですよってなっているわけ。そういうふうなことを踏まえて、私、質問している。私はその傍聴に何回も行っていますから、その状況は、私については詳しく知っています、皆さんより。

○町長（池谷晴一君） 判決といえますか、この裁判は価格漏えいで争ってはおりません。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） これを質問しても、倫理条例から何からつくっていても何もならないということはよく分かっています。先ほど倫理条例の質問もありましたが、こうしたことを小山町の場合は積み重ねていると思っています。先ほども質問しましたが、著しく町民の信頼を損なうものであったということが明白になっている。もう一度、町長、これらの対応についてお答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 価格漏えいということについては、もう既に裁判所で証人として職員が呼ばれ、証言をしております。それを私は信じます。あくまでも町民に疑惑を抱かした。刑事事件にはなってございません。町民に疑惑を抱かせたということが事実でございます。このために、特別職、そして職員の倫理条例をつくったと、制定したと。議会の皆様の御理解をいただいてですね。そういうことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○9番(菌田豊造君) 確かにね、倫理条例をつくる。それにはこういうふうなことがあったから、つくらざるを得なかった。私は今日の結論として、そう結論づけます。しかしながら、もう少し、やはりフランクになって、駄目なものは駄目としっかり言える職員と、そして小山町になってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。議長、いいですか。終わります。

○議長(遠藤 豪君) これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月14日水曜日 午前10時開議

議案第96号から議案第107号までの12議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。更に議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後3時04分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 岩 田 治 和

署 名 議 員 池 谷 弘

令和4年第5回小山町議会12月定例会会議録

令和4年12月14日(第4日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
10番 米山 千晴君 11番 池谷 洋子君
12番 鈴木 豊君 13番 遠藤 豪君

欠席議員 9番 藺田 豊造君

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
企画政策課長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
建 設 課 長	清水 良久君	総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	山口 紘史君
-------------	--------	---------------	--------

会議録署名議員 5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君

散 会 午前10時42分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第96号 字の区域の変更について
- 日程第2 議案第97号 小山町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第3 議案第98号 小山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第99号 小山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第100号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第101号 下水道事業公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第102号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第8 議案第103号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第104号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第105号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第106号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第12 議案第107号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第108号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第11号)

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで報告します。藪田豊造議員は本日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので御報告します。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 議案第96号 字の区域の変更について
日程第2 議案第97号 小山町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第3 議案第98号 小山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
日程第4 議案第99号 小山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第100号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第6 議案第101号 下水道事業公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第7 議案第102号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第9号）
日程第8 議案第103号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第104号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第105号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第11 議案第106号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第10号）
日程第12 議案第107号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第96号から日程第12 議案第107号までの議案12件を一括議題とします。

それでは、11月29日に各常任委員会、12月2日に総務建設委員会にそれぞれ付託されました議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 室伏 勉君。

○総務建設委員長（室伏 勉君） ただいまから、11月29日及び12月2日、総務建設委員会に付託された11議案について、審査の経過と結果を御報告します。

12月7日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長等、議会から委員全

員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第96号 字の区域の変更についてを報告します。

委員から、工事費、事業期間、負担割合、それから測量、登記の費用は。との質疑に。

ほ場整備事業については、県営事業のため工事費や測量費などは把握していませんが、総事業費は14億6,132万2,000円と聞いています。事業期間は、平成22年から令和3年です。負担割合は、国55%、県30%、地元15%です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第96号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号 小山町個人情報保護法施行条例の制定についてを報告します。

委員から、罰則規定が機能するか不明確に感じるが、しっかり機能するか。との質疑に。

個人情報保護法に罰則が規定されており、法律で規定されている以上、罰則が機能するかと考えています。との答弁がありました。

委員から、どのような体制で調べ、罰則をかけるという流れが不明確だが、どのように考えるか。との質疑に。

審査会への諮問が必要であると判断した場合には、審査会へ諮問するという流れになっています。との答弁がありました。

委員から、国の罰則規定に準じて町でも規則をつくる予定はあるか。との質疑に。

法律の基準に基づいて罰則等の適用がされると考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第97号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 小山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、個人が申し出れば、拘束時間を自由に決められると判断してよろしいか。との質疑に。

職員からの申出について町長が承認をするというものです。公務に支障のない範囲で認めることになっていますので、職員個人の自由では決められないということになっています。との答弁がありました。

委員から、55歳になり週20時間ぐらい働きたいと申請した場合に、認められる可能性があるかと考えてよいか。との質疑に。

55歳以上の職員、通常であれば管理監督者の職員が週20時間の勤務となると公務に影響があるはずなので、認めることはあり得ないと考えます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第98号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 小山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、定年前再任用短時間勤務制について残っているが、定年が65歳になったときには、この再任用は全くなくなるということでしょうか。との質疑に。

60歳を超えた時点で、役職定年をしてそのまま働くか、再任用短時間勤務として働くという選択ができるということになっています。との答弁がありました。

委員から、退職金にはどのように影響するか。との質疑に。

定年前再任用短時間勤務を選択した場合は、一旦60歳で退職をして、そこで退職金が出ます。定年延長を選択した場合は、その年数に応じて退職金を計算することになります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第99号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、第2条の小山町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例において、公益的法人等に商工会が入っているのはどのような理由か。との質疑に。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の第2条第1項第3号の法人を定める政令において、商工会等が定められています。それを受け、職員を派遣するのに必要な派遣先として、商工会を条例に位置づけたというものです。との答弁がありました。

委員から、ほかの自治体にもそういうところがあるか。との質疑に。

近隣もこの法律にのっとって職員派遣をしていると考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第100号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 下水道事業公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、さしたる質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第9号）を報告します。

委員から、歳入のクリーンエネルギー自動車等導入促進補助金と歳出の公用車管理費について、電気自動車を購入すると思うが、充電器設置事業の場所、また公用車はどのようなタイプの車か。との質疑に。

充電器の設置場所は、地下の公用車駐車場に設置することを考えています。購入する車両は、軽自動車のワンボックスタイプの購入を考えています。との答弁がありました。

委員から、再編関連訓練移転等交付金はどのようなものか。との質疑に。

米軍の再編に係る訓練移転等の実施による影響の程度を考慮し、平成29年度から10年間の措置として、国の予算の範囲内で交付される交付金です。今年度実施された日米共同訓練の中で、オスプレイの訓練移転が該当したため交付されるものです。との答弁がありました。

委員から、八重桐の池給水管受託事業621万4,000円が減額されているが、いつ頃事業に移るか、見通しは。との質疑に。

中日本高速道路と協議中ではありますが、令和6年度に事業を再開することを考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第102号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）を報告します。

委員から、特別損失233万円について、残存価格の返還金の意味は。との質疑に。

須走低区配水場の建設に伴い撤去する防衛8条の補助金を受けて建設された配水池の耐用年数が過ぎておらず、残存価格に相当する分の防衛補助金の返還を予定していましたが、財産処分に関係する取扱いが変更され、同等のものを新たに造る場合には財産処分に当たらないということとなったため、補助金の返還が不要となったものです。との答弁がありました。

委員から、民間事業者の場合には、残存価額が残っていたものを償却する場合には、それを経費とするが、町ではそういうことはできないか。との質疑に。

会計上の処理としては、決算の中で残存価格分を固定資産の除却費ということで全て計上します。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第105号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第10号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）を報告します。

委員から、債務負担行為の限度額については金額を示すべきだと思うが、限度額の金額は。との質疑に。

大和ハウスとの協定書では限度額を定めています。工事請負契約については48億4,000万円、その他事業については23億円が限度額となっています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第107号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された11議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、町道2415号線の道路改良工事箇所、上野工業団地造成事業箇所についての現地確認と視察を実施しましたことを併せて御報告します。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 室伏辰彦君。

○文教厚生委員長（室伏辰彦君） ただいまから、11月29日、文教厚生委員会に付託された2議案について、審査の経過と結果を御報告します。

12月8日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第102号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第9号）を報告します。

委員から、文化会館等管理運営費の指定管理者持続化給付金337万3,000円の内容は、との質疑に。

電気料の高騰に対して、今年度の4月から2月までについて、前年度との差額を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使い、指定管理者に交付する事業です。との答弁がありました。

委員から、文化会館以外にどのような施設に給付するか。との質疑に。

健康福祉会館の指定管理者にも給付します。その他に事業所に対しての支援ということで、障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所、放課後デイサービス事業所、民間の認可こども園に支援金を交付します。との答弁がありました。

委員から、事業所に対する支援金はどのような算定基準か。との質疑に。

障害者施設、介護施設、民間の児童福祉施設について、均等割として入所施設は20万円、その他は10万円、定員加算として入所施設は1万円、その他は5,000円で算定します。介護等で訪問サービスをしているところは、訪問加算の10万円があります。基本的にはこのような形で金額を算定し、申請していただいて交付する予定です。なお、1施設の上限額は設けていません。との答弁がありました。

委員から、健康福祉会館と文化会館の指定管理者持続化給付金はどのような算定基準か。との質疑に。

令和3年度と令和4年度の実績と推計から電気料を比較し、その増額分を給付金として計上します。との答弁がありました。

委員から、教育振興基金繰入金について、物価高騰はまだ続くと思うが、給食費の無償化は継続できるか。また、物価高騰により子ども達の食事の内容や栄養バランスや量などに影響はないのか。との質疑に。

給食費の無償化は継続します。子ども達の食事の内容や栄養バランスなどは、栄養士が献立を考え、価格高騰によって栄養バランスが崩れることのないように、不足分については補正により対処することから影響はないと考えています。との答弁がありました。

委員から、健康増進事業備品484万円の詳細は。との質疑に。

ベジメーターという機械で、指先を専用の測定器に入れて、野菜の摂取量の評価ができるというものです。運動教室や健診等で使用し、栄養指導等に活用することで、町民の健康増進につな

げていきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第102号は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された2議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、成美小学校の遊具の状況、すばしりこども園園舎建設工事箇所の現地確認と視察を実施しましたことを併せて御報告します。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第96号 字の区域の変更についてを議題といたします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第97号 小山町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第98号 小山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とし

ます。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第98号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第99号 小山町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第100号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第100号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第6 議案第101号 下水道事業公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第101号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第102号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第102号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第103号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第103号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第104号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第104号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第105号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第105号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第106号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第106号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第107号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第107号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議員の派遣について

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、1月13日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会全議員研修会に全議員を、2月2日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第108号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第11号）の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 質疑なしと認めます。したがって、議案第108号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程表を配付します。

（追加議案配付）

追加日程第1 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第108号について提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 今回、追加提案いたしますのは、議案第108号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第11号）であります。

本案は、町道富士学校線の無電柱化整備事業につきまして、12月2日に成立した国の令和4年度第2次補正予算により国庫補助の内定があり、年度をまたがったの事業となることから、繰越明許費の設定をするものであります。

以上であります。

追加日程第2 議案第108号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第11号）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第2 議案第108号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第108号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額の増減等の変更はございませんが、繰越明許費の追加をするものであります。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1表繰越明許費補正により1件の繰越明許費の追加をいたします。

7款土木費2項道路橋梁費、無電柱化整備事業費1億3,000万円につきましては、町道富士学校線の無電柱化整備事業について、本年度の当初予算に計上しており、国の補助金の内示後、速やかに工事発注可能となるよう準備を進めておりましたが、今月まで内示が発出されず事業の進捗ができずにおりました。

今月2日に成立した国の令和4年度第2次補正予算により国庫補助の内定がありましたので、本年度から次年度へと年度をまたがったの事業となることが見込まれることから、今回、繰越明許費の追加を行い円滑な事業の推進を図るものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありません。

んか。

○3番(小林千江子君) 国の補助金の内定があり、こちらの方を繰越明許するわけですが、以前、御説明いただいた日程、そういったことの変更等ありますでしょうか。もう一度詳しくお聞かせいただけたらと思います。お願いいたします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○都市基盤部長(湯山博一君) 小林議員にお答えします。

スケジュールのことでよろしいでしょうか。

今回の無電柱化事業につきましては、契約が議会議決が必要な契約になりますので、3月の議会で工事請負契約の締結の承諾をいただきたいと思っておりますので、この12月議会で繰越明許費の設定をしないとスケジュールに間に合わないということで、ちょっと異例ですが、今回追加議案として上程をさせていただいたということです。

ですので、スケジュールとしましては、3月議会で議会議決をいただくということで、2月中に入札を行って、3月議会で議会議決をいただくと、それで来年度にまたがって事業を進めるという予定であります。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第108号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和4年第5回小山町議会12月定例会を閉会します。

午前10時42分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪
署 名 議 員 岩 田 治 和
署 名 議 員 池 谷 弘